

第2回臨時会
平成24年5月21日開会
平成24年5月21日閉会
第3回定例会
平成24年6月11日開会
平成24年6月22日閉会

三股町議会同議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第2回臨時会

○5月21日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第35号から議案第44号までの10議案一括議題	4
日程第4	質疑	11
日程第5	討論・採決	16

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成24年 第2回臨時会 (5月)	議案第35号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月21日
〃	議案第36号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月21日
〃	議案第37号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町一般会計補正予算（第8号））	原案承認	5月21日
〃	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月21日
〃	議案第39号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月21日
〃	議案第40号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））	原案承認	5月21日
〃	議案第41号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））	原案承認	5月21日
〃	議案第42号	専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））	原案承認	5月21日

平成24年 第2回臨時会 (5月)	議案第43号	工事請負契約の締結について(平成 24年度塚原団地B棟建築主体工事)	原案可決	5月21日
〃	議案第44号	工事請負契約の締結について(平成 24年度塚原団地B棟機械設備工事)	原案可決	5月21日

◎第3回定例会

○6月11日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	23
日程第2	会期決定の件について	23
日程第3	議案第45号から議案第55号までの11議案及び発議1件並びに報告4件 一括上程	24
日程第4	質疑・討論・採決(発議第1号)	28
日程第5	三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の設置について	29

○6月13日(第2号)

日程第1	総括質疑	32
日程第2	常任委員会付託	36

○6月19日(第3号)

日程第1	追加議案の取扱いについて	38
日程第2	議案第56号及び議案第57号上程	39
日程第3	質疑・討論・採決(議案第56号及び議案第57号)	40
日程第4	一般質問	41
	1番 池邊 美紀君	41
	7番 上西 祐子君	58
	4番 内村 立吉君	73
	6番 指宿 秋廣君	81
	3番 堀内 義郎君	97

○6月20日(第4号)

日程第1	一般質問	114
	9番 重久 邦仁君	114

2番 佐澤 靖彦君	139
12番 桑畑 浩三君	147
5番 福永 廣文君	151
8番 大久保義直君	157
10番 池田 克子君	165

○6月22日（第5号）

日程第1 常任委員長報告	179
日程第2 質疑（議案第45号から議案第55号までの11議案）	184
日程第3 討論・採決	186
日程第4 意見書案第2号上程	192
日程第5 議員派遣について	193
追加日程第1 議会活性化検討特別委員会の設置を求める動議	194

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成24年 第3回定例会 (6月)	議案第45号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月22日
〃	議案第46号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	6月22日
〃	議案第47号	三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	6月22日
〃	議案第48号	三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	6月22日
〃	議案第49号	三股町まちづくり基本条例	継続審査	6月22日
〃	議案第50号	三股町環境基本条例	原案可決	6月22日

平成24年 第3回定例会 (6月)	議案第51号	平成24年度三股町一般会計補正予算 (第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第52号	平成24年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第53号	平成24年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第54号	平成24年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第55号	平成24年度三股町介護保険サービス 事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	6月22日
〃	議案第56号	教育委員会委員の任命について	原案同意	6月19日
〃	議案第57号	固定資産評価員の選任について	原案同意	6月19日
〃	発議第1号	三股町議会基本条例の一部を改正する 条例	原案可決	6月11日
〃	意見書第2号	30人以下学級実現・義務教育費国庫 負担2分の1復元を求める意見書 (案)	原案可決	6月22日
〃	報告第2号	平成23年度三股町一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	平成23年度三股町水道事業会計継続 費繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	三股町土地開発公社の平成24年度事 業計画及び予算		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の平成23年度事 業決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 過疎化対策について	① 長田、梶山、宮村の過疎化対策の現状と今後の方針はどのようなものか。 ② 住宅建築や、物産即売所の要望があるがどのように考えているか。	町 長
		2 文科省施策の学校図書整備計画をどのように活用しているか	① 学校図書の現状はどのようになっているか。十分な蔵書数ととらえているか。 ② 学校司書は配置されているか。役割はどのようになっているか。 ③ 三股町の小中学校図書整備計画があるのか。	町 長 教育長
		3 地場産品の地産地消について	① 地産地消の取組みはどのようなものか。 ② 冠婚葬祭の引き出物や贈答用に使えるカタログを考えてはどうか。	町 長
		4 人口増対策について	① 人口増加対策はどのようなものか。 ② 農地転用など宅地化を進めているか。 ③ 人口増のために魅力ある地域づくりが不可欠だと思うが、その根本となる公民館加入の状況は、どのように改善されているのか。	町 長
		5 三股小学校の児童減少について	① 三股小学校の児童数が減少しているが、今後の見通しと対策はどのようなものか。 ② 西小学校の区割りを再考する考えはないのか。	町 長 教育長

2	上西 祐子	1 孤独死をなくすための施策とその問題点について	① 公民館長や民生委員が活動しやすい様に、本町独自の個人情報保護条例を作ることは考えられないか。	町 長
		2 震災ガレキの受け入れについて	① 県や都城市とどの様な協議を行っているのか。 ② 被災地に調査に行くと聞くと、その内容を問う。 ③ 町長としては、受け入れに対してはどの様に考えているか。	町 長
		3 地籍調査の取組み状況と対応について	① 今までの進捗状況と今後の計画を伺う。 ② トラブルの件数とそれらの対応はどうしてきたか。 ③ 今後解決に向けての取組みを伺う。	町 長
3	内村 立吉	1 食と農について	① 食農教育の取組みについて伺う。	町 長
		2 学校給食施策について	① 子育て支援の一環として給食無償化を検討するつもりはないか。 ② 学校給食費の納入金を口座振替にできないか。	町 長 教育長
		3 中学校武道必修化について	① 柔道指導の安全対策を問う。 ② 弓道の必修化はどう取り組むのか。	町 長 教育長
		4 和牛子牛について	① 早期出荷対策の補助対象牛については、どのような状況であったか。 ② 町内の牛の申請について、提出期限が平成24年2月10日までであったが申請は、何頭であったか。	町 長

4	指宿 秋廣	1 さらなる人口増対策について	① 三股小学校区の少子化対策はどのような政策を実行していく考えか問う。 ア 新しい住宅用地の確保をするべきではないか。 イ どの町営住宅の立て替えを計画しているか。 ② 町に分譲以降、宮村小学校区の少子化対策を計画するべきではないか。 ③ 空き家対策として家屋敷税を新たに課税する考えはないか問う。	町 長
		2 情報公開について	① 保育料を安くするために、本町の負担額の総額を町民に広くPRする考えはないか問う。 ② 保育料を現在の規制ではなく、条例化する考えはないか問う。	町 長
		3 原子力発電に頼らない発電はできないか。	① 農業用水を利用した、小水力発電はできないか。 ② バイオマス発電を導入する考えはないか。	
		4 駅舎の利便性向上について	① 「三股駅舎」と「よかもんや」の両方ともに公衆電話が設置されていない、駅周辺の利用促進のためにも三股駅に公衆電話の設置はできないか。	

5	堀内 義郎	1 危機管理体制の強化推進について	<p>① 総合計画の中での、災害・危機・有事の際町民の生命や財産を守るため、職員の危機管理体制能力の向上や危機の際に迅速的確に対応できる体制づくりとは、具体的にどういう事か問う。</p> <p>② 地域防災計画見直し後の訓練と災害で、孤立した地域が発生した場合の対応について問う。</p> <p>③ 災害や有事の際の緊急情報の発信について問う。</p> <p>④ 東日本大震災での消防団と自衛隊の評価と、自衛隊派遣に係わる要請権について問う。</p> <p>⑤ 消防団の確保と年齢、職業構成について問う。</p> <p>⑥ 消防団員と自衛官の募集について問う。</p> <p>⑦ 消防署や自衛隊施設での、中学生の職場体験学習受け入れについて問う。</p> <p>⑧ 要望として、自衛隊や消防団の活動紹介や募集をする掲示板の設置とブースの確保ができないか問う。</p>	町 長
6	佐澤 靖彦	1 宅地分譲事業について	① 分譲する時に条件を付けることはできないか。	町 長
		2 宿泊施設や総合体育館ができることによって町に与える経済効果について	① 宿泊施設と総合体育館を一体的に整備することはできないか。	
7	重久 邦仁	1 二元代表制について	<p>① 平成23年5月議会基本条例が施行され、平成24年第1回議会報告会を行ったが、二元代表制度の町長の見解を問う。</p> <p>② 町づくり条例での主体となる「町民等」は、議会における議決権と同等の権限を持つのか問う。</p>	町 長
		2 投票率を上げる対策について	<p>① 投票率向上の対策。</p> <p>② 投票、開票従事者の民間採用。</p> <p>③ 日当4万円支給額の是正。</p>	選挙管理委員会 委員長

8	桑畑 浩三	1 町内の体育施設の見直しについて	① 各施設の目的をはっきりさせ中途半端はやめるべきだ。	町 長
		2 総合体育館建設について	① イベント、体育大会など人々を収容できる施設として建設が必要と思うが。	
9	福永 廣文	1 町財政における基金の現状とその運用のあり方について	① 基金の運用について適正な運用が検討されているのか伺う。	町 長
		2 個人情報保護のあり方について	① 民生委員・公民館長に対して、行政から地区住民の情報提供はできないか伺う。	
		3 各種団体に対する補助金について	① 本年度補助金打ち切りになった団体は、どれだけあったのか。 ② 補助金打ち切りの団体に対しての今後の指導・対応について問う。	
10	大久保義直	1 自治公民館加入促進について	① 現在、本町の自治公民館未加入世帯の取組み状況。また、未加入世帯にどのような指導対策を進めているのか伺います。	町 長
11	池田 克子	1 福祉対策としての成年後見制度について	① 成年後見制度の活用推進について、どのような啓発を行っているか伺う。 ② 老人福祉法の改正により、市民後見人の育成・養成講座を実施すべきではないか伺う。	町 長
11	池田 克子	2 福祉対策としての傾聴ボランティアについて	① 傾聴ボランティアの養成講座を実施したと伺ったが、今後、育成事業としてとらえ、持続的な実施ができないか伺う。 ② 受講生による地域活動グループづくりの支援や、事例検討会の開催など、学んだ後の活動が継続できるような支援体制はできないか伺う。	町 長

三股町告示第21号

平成24年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年5月16日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成24年5月21日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

平成24年 第2回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成24年5月21日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年5月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第35号から議案第44号までの10議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第35号から議案第44号までの10議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 久寿米木和明君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） それでは、ただいまから平成24年第2回三股町議会臨時会を開会します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議中の会議録署名議員は、会議規則118条の規定により、議長において3番、堀内君、7番、上西さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る5月16日に委員会を開催し、本日招集されました平成24年第2回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます町長提出議案は、合計10議案。その内訳は、専決処分にかかわる議案が8議案、工事契約議案2議案であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審議いたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される10議案

については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日限りとし、今回提案される10議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとし、今回提案される10議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第35号から議案第44号までの10議案一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第35号から議案第44号までの10議案を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日はよろしくお願いたします。

では、平成24年第2回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号から第42号までの8議案については、すべて去る平成24年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定によりそれぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第35号「三股町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金等の一部を改正する法律が、第180回通常国会において可決され、平成24年3月31日に交付されたところであります。

今回は、個人住民税においては、給与所得控除にかかわる見直し、退職所得課税の見直し及び給与支払い報告書等の電子データ提出の義務化、また、固定資産税においては住宅用地の負担調整措置の見直しや、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の導入などを内容とする地方税法の一部改正が行われたところであり、これに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じたものであります。

なお、本条例の改正については、今回の地方税法の一部改正のほか、平成23年12月に改正されました、東日本復興支援にかかわる、地方税法の改正に関連する所要の改正措置も同時に行ったものであります。

次に、議案第36号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、災害により居住用家屋が滅失したとき、災害から3年後の年末までに、その敷地を譲渡した場合にかかわる国保税課税の特例を、東日本大震災により被災したこれらのものについては、7年後の年末まで適用期限を延長するための条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第37号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第8号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額93億1,497万3,000円に歳入歳出それぞれ1億6,374万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,871万9,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。町税は収入実績見込みにより、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等は交付決定により、それぞれ増減補正したものであります。国庫支出金は交付決定により増額補正し、県支出金は実績によりそれぞれ増減補正したものであります。繰入金は、国民健康保険特別会計及び人材育成基金等の繰入金を減額補正し、諸収入は実績によりそれぞれ増減補正したものであります。町債については、それぞれ事業の実績により減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものでありますが、民生費においては、社会福祉費の扶助費、老人福祉費の養護老人ホーム措置費、介護保険会計繰出金、児童福祉費の乳幼児医療費等の減額が主なものであります。

衛生費においては、予防費の個別検診等の健康増進事業委託料の実績による減額及びし尿処理費の需用費、じんかい処理費の可燃残渣処理委託料の執行残による減額が主なものであります。

農林水産業費においては、梶山及び宮村南部地区農業集落排水事業繰出金の減額のほか、農業振興費において、実績により園芸産地基盤強化緊急整備事業補助金を初めとする、各種事業補助金の減額が主なものであります。

土木費においては、公共下水道事業繰出金の減額。住宅建設費において、塚原第2団地建設工事及び同団地配電線移転補償費の執行残による減額が主なものであります。

教育費においては、特別支援教育支援業務委託料、幼稚園就園奨励費補助金を実績により減額するほか、主に小中学校費における需用費等の執行残、各地区分館や文化会館の清掃委託料、弓道場建設工事の執行残をそれぞれ減額補正したものであります。

諸支出金は、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の剰余分を、財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み立てるため増額補正し、予備費は、平成23年度の実質収支額を見込んで、増額補正したものであります。

次に、議案第38号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額30億3,371万9,000円に歳入歳出それぞれ3,629万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,001万3,000円としたものであります。

歳入については、国民健康保険税及び国庫負担金の増額と、療養給付費等交付金の減額が主なものであります。歳出については、特定健康診査等事業費の減額と予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第39号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額18億1,649万3,000円から歳入歳出それぞれ1,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,849万3,000円としたものであります。

歳入については、介護保険料及び一般会計繰出金を、歳出については保険給付費を、主に減額したものであります。

次に、議案第40号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額4,336万5,000円から歳入歳出それぞれ215万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,121万3,000円としたものであります。

歳入については、使用料及び一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出については、人件費、工事請負費、公課費及び委託料の減額が主なものであります。

次に、議案第41号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3,534万6,000円から歳入歳出それぞれ

214万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,320万円としたものであります。

歳入については、一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出については、工事請負費及び委託料の減額が主なものであります。

次に、議案第42号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。すなわち、歳入歳出予算の総額3億4,064万6,000円から歳入歳出それぞれ651万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,413万3,000円としたものであります。

歳入については、使用料の増額と一般会計繰入金の減額が主なものであります。歳出については、予備費の増額と委託料、人件費、下水道管渠工事及び水道管移設負担金の減額が主なものであります。

次に、議案第43号及び議案第44号の「工事請負契約の締結について」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

本案については、国の社会資本整備総合交付金等を活用して、塚原団地B棟建設を施工しようとするものであります。

本建設の建設主体工事については、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、去る5月11日に、条件付一般競争入札を実施し、機械設備工事については、条件付一般競争入札を同日実施し、総合評価落札方式で落札者を決定したものであります。

議案第43号の建築主体工事については、丸宮・才田特定JVが3億4,240万5,000円で落札し、議案第44号の機械設備工事については、有限会社野元設備が5,118万8,550円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上、10議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） おはようございます。私のほうから、議案第35号「三股町税条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさしていただきたいと思っております。

お手元に議案がございます。議案は、条例の改正条文がございますが、それに税条例の新旧対照表が、資料として添付されております。それともう一つ別紙で、「三股町税条例の一部を改正

する条例」の概要ということで、お手元に配付してあると思いますが、なかなか中身がわかりづらいので、新旧対照表と、今申し上げました条例の概要について、見ながら追って説明をさせていただきますと思います。

まず、新旧対照表の5ページのところになりますが、町民税の申告ということで、36条の2第1項ですが、概要資料のほうに説明がございます。

公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告の提出を不要とするということで、公的年金の給与支払い報告書、これに今後、この寡婦控除が記載されるということで、特段、別に申告する必要がなくなるということでございます。そのために、6ページのほうの上のほうに寡婦（寡夫）控除というのが削除されております。

それから、10条の2及び10条の2の第2項、これについては地方税法の改正により、期限の延長をする特例2件について、特例率を、課税標準の特例率を設定するというところでございます。これは、先ほど提案理由の中でありました「わがまち特例」ということで、それぞれの自治体のほうでその町に合った特例率を採用して、独自性を出すというような内容の法改正でございましたので、その部分についての規定ということでございます。

この2つというのは、下水道除外施設、これは下水道につなぐ際に有害なものを下水道のほうに放出する場合に、それを除外する施設を設置した場合に、その固定資産税について、特例として特例率で減額補正するというところでございます。

これについては、4分の3ということになっておりますが、法では3分の2から6分の5までの範囲内ということで、標準的なものが4分の3ということでしたので、標準で選んでおります。

それから、特定都市河川雨水貯留浸透施設については同じく3分の2、これは2分の1から6分の5というのが地方税法上の範囲でございますが、それよりも標準的な3分の2を採用させていただいております。

内容的には、この2つとも本町においては該当してないということでございます。

それから、ちょっと中身が変わってない条文については省きたいと思いますが、附則10条の3、これについては内容は変わっておりませんので、繰り上げ規定でございます。

附則第11条については、7ページのほうになりますけれども、これについては土地価格の特例の延長ということで、年度が21年から23年度までの特例を延長するというところで、24年度から26年度まで延長ということになります。

それから、8ページから10ページにかけてですが、ここが附則第12条第1項から第6項までということで、これについては宅地等の各年度分の固定資産税の特例ということで、これが土地の特例の主なところでございますが、まず一つは、住宅用地の負担調整措置を見直しをしますということでございます。

今まで、負担水準が10分の8以上のものであったものは、据え置きがなされておりました。10分の8に達した場合は、もう10分の8で据え置くということでございましたが、それが撤廃をされます。

あと、附則改正のところで経過措置がございますが、25年度までは10分の9で据え置きをすると、26年度からは本格的に撤廃がされるということでございます。

それから、商用地については、特例が延長されるということで、21年度から23年度が、24年度から26年度まで、これは特例は変わっておりませんので、延長だけでございます。

あと、12条の3、それから農地に係る附則第13条、これについても特例の延長だけでございます。

15条についても、土地保有税の関係で、これは12条の2を削除することによっての条項の繰り上げが改正ということになっております。

それから、11ページですが、11ページの下段のほうからになります。

第19条の14というところですが、これについては、旧民法の第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例ということが規定されているんですが、特例民法法人から移行した特例移行一般社団法人ということで、こういう社団法人が図書館とか、博物館あるいは幼稚園等を設置した場合の特例ということになっております。通常学校法人とか、社会福祉法人については、ある一定の届け出で非課税措置になってるんですが、それと同様のこの法人についても、特例措置が受けられるということでございます。

中身については、平成20年の12月に移行しましたので、それ以降の5年間が経過措置としてこの特例が受けられると。それ以前にその法人であったものについては、そのまま特例が受けられるということでございます。第2項で、その申請手続を規定をいたしております。

それから、25条あるいは26条の関係は、東日本大震災に係る被災者等の特例ということで、支援の関係ですが、25条の2は、今回、被災者住宅用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、内容としては、住宅用財産の買いかえの場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例がございますが、通常あるんですが、これをこの東日本の場合は、3年を7年に延長するというものでございます。

で、第2項については、その申告書の提出に関する規定を定めたもので、これが新設ということになっております。

それから、第26条については、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例ということで、これが適用期限となっておりましたが、適用期間等ということで、特例になっているということでございます。

これは、第1条については条文の改正と中身は変わっておりませんが、2項でこれの読みかえ

規定を、2項で定めたということでございます。

この25条、26条の東日本にかかわる被災者等については、被災地からの転居者が対象ということになりますけれども、本町においては該当者がいないというところでございます。

あと、条文のほうの後ろのほうに、3ページの真ん中よりちょっと下のほうに、附則というのがございますが、これは、施行日あるいは経過措置等を規定したものでございます。2条が、町民税に関する経過措置ということで、第3条が、固定資産税に関する経過措置ということになっております。

以上、説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第43号及び44号の「工事請負契約の締結について」補足説明いたします。

資料のところ見ていただきますといいと思いますけれども、まず、43号の塚原団地B棟の建築主体工事についてでありますけれども、先ほどもありましたように、特定建設工事共同企業体ということで、8つのJVが参加されたところでございます。結果といたしましては、この表の1番、丸宮・才田特定JVが入札価格3億2,610万円、落札価格が3億4,240万5,000円ということで、落札率が87.9%でございました。

なお、この落札いたしました丸宮・才田JVの代表者であります丸宮建設について、会社の概要を簡単に説明いたします。会社名が丸宮建設株式会社。本社の所在地が都城市の庄内町でございます。事業内容といたしましては、総合建設業ということで、国、県、都城市及び民間から幅広く受注されているようでございます。

今回、同種の実績といたしましては、平成20年度に都城市の一万城団地の建築主体工事を、3社のJVだったんですけれども、その代表として出資比率が57%で受けていらっしゃいました。翌21年度は、県営の小戸団地の建築主体工事を単体で引き受けていらっしゃるところでございます。

続きまして、議案第44号でございます。こちらにつきましては、同じく塚原団地B棟の機械設備工事ということで、資料のところあけていただきまして、こちらにつきましては、総合評価落札方式で実施したものでございまして、9社の参加をいただきました。

結果といたしましては、入札価格では、ここの8番の株式会社アクエアが、一番高い価格評価点というものを得たわけでございますけれども、技術評価点も加えた総合では、2番目に書いてあります野元設備が落札したものでございます。落札価格が、5,118万8,550円ということで、落札率が89%でございました。

以上、補足説明いたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） 議案36号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足いたします。

これにつきましては、今まで災害により住居用家屋が滅失した場合に、その敷地を災害があった日から3年後の年末までの間に譲渡したときに限り、譲渡所得に対して3,000万円の特別控除があったわけでありましたが、これを東日本大震災につきましては、今回この条例改正によりまして、3年間を7年間に延長するものであります。これによりまして、平成30年度までの間に譲渡した場合に3,000万円の特別控除を受けられるというものであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。質疑は、専決処分の議案と工事契約議案の2つに分けて行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。なお、全体審議の質疑は、会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。

それではまず、議案第35号から第42号までの8議案、専決処分の議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第35号から議案第42号までの8議案にかかわる質疑を終結します。

次に、議案第43号から第44号までの2議案、工事契約議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 議案第43号について質疑をいたします。

この落札した丸宮・才田特定JVについて、私とすれば、その丸宮さんという方がどういうあれなのかわからないわけで、議運のときに資料についてお願いしますというふうに言ったと思うんですが、それと、今まだ手元にありませんので、どういう趣旨のものか、どういう形、今までどういう形でされたのかということが、1点ですね。

それから、失格者が5件出てますね。これは予定価格については開示をされて、これをやったということの理解でよろしいのでしょうか。

2点よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 資料の提出ということで、私のほうが、丸宮さんの会社説明を口答でということで勘違いしておりましたので、まずはおわびいたします。

丸宮さんの会社については、先ほどの説明したとおりなんですけれども、今回の参加資格というところで、そちらのほうをまず説明させていただきますけれども、構成員の数をまず2社ということで限定しております。

代表者の出資比率は問わないということで、ただし他の構成員の子のほう、親がどこがあつて子のほうが30%以上ということで定めております。代表者は、宮崎県内に建設業法第5条第2号に定める、主たる本社または営業所等を置くことということで、他の構成員は、三股町内に主たる本社を置くものであること。それから、経営規模等評価結果通知書、いわゆる総合評定値の通知書が、代表者にあつては850点以上、他の構成員にあつては650点ということで、丸宮さんにおいては1015点持っています。

あとは代表者にあつては、監理技術者としての建築一式工事に係る監督技術者資格をとということで、そういう職員も配置されるのが確認されております。それから先ほど口答で言いましたけれど、10年間において、工事概要と同種の建築工事について、元請としての施工実績を有するものと。

それから、今年度からつけ足したのが、代表者及び構成員が暴力団等に一切かかわりがないことということで、条件を付したとございまして、このJVに関してはその要件をすべて満たしていたということでございます。

先ほども言いましたけど、丸宮さんの情報は、会社名そして所在地、そして現在の20年度、21年度における県営それから市営団地の実績等、それから総合評定値の1015点という情報を今のところ持っておりますので、公開いたします。

それから、2点目が、「失格」と呼ぶ者あり）失格は、3項のところに最低制限比較価格ということで書いてございますけれども、これを上回らなかったというところで、「予定価格」と呼ぶ者あり）予定価格は、公表いたしております。すいません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それで、次の44号についてお伺いをいたします。

この44号について、9社の、要するに手を挙げられた方がいらっしゃると思うんですが、この技術評価点については、事前にこの業者の方は関知しているのか。

要するに、公正性、公明性という立場からとると、それはどういうことであつたのか。また、三股町にも同種の業者様がいらっしゃると思うんですが、一般競争入札という建前の条件付きの線引きは、どういうふうに行われているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まず、今回の入札の参加資格でございますけれども、先ほど言いました総合評定値が、三股町内に本店を有する企業につきましては、Aランクに格付されていること、それから都城市内に本店を有する者については、750点以上の評定値を有する者というものでいうことで限定してございます。

技術評価点の内容につきましては、まずは過去10年間の同種工事の施工実績、それから過去2年間の工事成績点の平均、それからISOの取得状況、それから地域内における主たる営業所等の所在地、今言いました本社の位置です。それから、ボランティアの実績、消防団等の有無、障害者の雇用状況、町民の雇用、特別徴収事業所ということで、8つの項目について評価しております。

今のをもとに、各事業所より書類を提出していただきまして、それを評価という、技術点のほうの評価ということで反映しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ちょっと忘れてました。前の43号の中で親と子がおって、親子だけではすみませんよね。必ず子の下には下があり、孫がある、こういきますね。

そこで、町長にお伺いしますが、この入札をされたときに、町長はこの8社に対して、落札してからいろんなことを言うのは、これは圧力になりますけども、入札前に何らかのお願いか、私が言いたいのは、例えば、下請、孫請に対する配慮、それから工事に対する配慮、いつも、私は問題にしてるんですけども、「町内業者優先しましたよ」と言われても、実はトラックには都城ですか、宮崎の名前をつけたのがかなり入って来るといって、あんまり、町内業者はどこまでなのかという、大変疑問を思ってるもんですから、そういうアクションを起こされたのかどうかをお聞きをしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 説明会を、まあ、子だけの説明会ということになりますけれども、それを開催いたしました。その際、できるだけということで話はしたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 子はしょせん子なんですね。子はしょせん子です。出資率が7対3でなくても、7のほうが力を持っているのに決まってるわけです。親のほうから見た子は、しょせん下請ぐらいにしか考えてないです。すいません。

出資比率の話から言うと、そういうことになりますので、子だけにしても、子の力というのは、あんまりあるやに思っていないんですが、やっぱり、この案件をひっくるめて、今から先の公共工事の発注の仕方について、町長に所信もう一回お願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、この工事を発注するに当たりまして、最低制限価格、そちらのほうの見直しを行いました。あれこれつきましては、やはり国、県の動向等を踏まえながら、やはり今までよりこの建築工事、競争が働きますので、厳しいではなかろうかという話等も伺っておいりましたので、今回4月1日からということで、それも十分この事業所等に周知する必要があるということで、それについて、きちっと担当課のほうから十分念を押して、今回、失格が出たわけなんですけれども、そのあたりを十分説明するようというお話をさせていただきました。

そして、ただいまご指摘がありましたように、やはり町内の業者、そちらのほうに仕事が回るように、そのあたりについて十分配慮したいと考えまして、これはこのご指摘のとおりでございますけれども、落札者と呼んで、そちらのほうの、あいさつがてらですけど、ぜひ町内の業者を使っていたきたいということを念を押したいと。

そしてまた、ここに上がってませんが、電気工事関係は、町外の業者で九南さんがおとりになったわけなんですけど、町内業者のほうにも、下請がある場合には、必ず町内業者を使うようというお話をさせていただきました。

また、この丸宮さん、才田さんですけど、こちらのほうとの契約を結ぶわけなんですけれども、そのあたりについても、要するに下請関係につきましては、必ず承認願が出てきますので、そういうのを含めて、ぜひ町内業者のほうに配慮されるようお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 発注してから、これについてこうしてくれと言うのは、これはもう越権行為ですよ。どっから見積もりとってしたのかということになるわけですよ。

例えば、宮崎から持ってきたほうが安かったんですよと、三股町からあえてそれをやるとすると高くなるんですよと。こういうふうに、なりかねないんですね。だからこれは、町長のほうで現説をするなり、入札をする前に、どこがとられるかわかりません、わからないんですけども、発注をされるときに、三股町の業者を主に、例えば見積もりをお願いできませんでしょうかというような形をとらないと、もうお金が決まった後でそれからするのは越権行為ですわ。要するにその業者が、それはおかしいと言われたらどうにもならん。設計変更してくれと言われたら、どうもなりません。だから、それを踏まえて入札に臨んでくださいと、こういう踏み込んだことをしないと、それはちょっと無理だろうと。

要するに、この案件についての話だけではなくて、今から発注されるときに、やっぱりどういう業者が出入りするんだということを、その下請のあれが来るとかそのときチェックする、それは無理です。それは無理ですよ。それはしょせん無理な話です。

だから、その前に、その前に町長が集めて話をされるときに、親子そろってる状態をつくって、これについては、こういう三股町は何で特定JVを組まざるを得なかったかということも踏まえた上で、話をしてもらわないと、事後は無理なので、事後はですね。だから子だけに言っても、子の力は3出しても多分1とか、そのくらいの力しかありません。技術者もそうですし、それから力関係もそうになっていきますので、このやり方が、すべてがだめだという話ではないんですが、再度、検討願いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 趣旨は十分わかりました。

ただ、JVを組んだときに、JV同士の顔合わせというのは、絶対しないようにしてます。要するに、どの業者が参加するかというところは、当日でないとわからないと。すべての、この一般競争入札関係はそうでございます。

事前に顔合わせますと、皆さん方のどういうふうなメンバーであるということがわかりますので、ですから、そういう意味合いからは、一緒になってそんなできませんけれども、趣旨は十分理解しながら、あるいは、町内業者のほうに仕事が回っていくということが大事でございますので、そういう視点から、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議員（6番 指宿 秋廣君） もう一回、なら。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それはよろしくお願ひしたいと思います。特に、親子会わせて、みんなであわせてだめだということであれば、例えば、例えば文書にあらわすとこれは大変でしょうけれども、親だけ集める、事前にわかってるわけですから、別に親に個別に話をするとか。文書であらわすと大変な問題になるとは思いますが、そこら辺を親に対する考え方もしてほしいと思います。

どの業者さんも、みんな知っているんですよ。事前に、三股町にある業者と組んでくれとか話をすると、どこ組んだと全部知ってます。だから、そういう話の中ですけれども、それは行政の中では、それは多分できないでしょうから、そういうことを踏まえて、善処方を特によろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第43号から第44号までの2議案の質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 35号なんですが、住宅用地の負担調整措置の見直しというふうなところで、反対討論いたします。

12年度は、固定資産税の評価替の年です。住宅用地の固定資産税は、1992年の通達で評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の二、三割程度から7割水準まで引き上げたために、評価額が一気に上がりました。その激変緩和のために、負担調整措置が設けられておりますが、その結果、地価が下がり続けても税負担がふえるという矛盾が生じております。

地価公示価格の下落は、93年度を100として、2010年度は44%ですが、税負担は35%も増加しております。今年度は、経過措置が10分の9以上の据え置きが、10分の8以上の据え置き廃止がなくなるわけですが、そのために、住民の方々、わずかではあります、固定資産税がわずかですが上がるということになります。よって、反対をいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立による採決をします。議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第36号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり承認されま

した。

議案第37号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町一般会計補正予算（第8号））」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

議案第40号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第41号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

議案第42号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号「工事請負契約の締結について（平成24年度塚原団地B棟建築主体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決しました。

議案第44号「工事請負契約の締結について（平成24年度塚原団地B棟機械設備工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決しました。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時02分休憩

〔全員協議会〕

午前11時05分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成24年第2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 堀内 義郎

署名議員 上西 祐子

三股町告示第22号

平成24年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月7日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成24年6月11日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○6月13日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成24年6月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第45号から議案第55号までの11議案及び発議1件並びに報告4件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決(発議第1号)
日程第5 三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の設置について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第45号から議案第55号までの11議案及び発議1件並びに報告4件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決(発議第1号)
日程第5 三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の設置について
-

出席議員(11名)

2番 佐澤 靖彦君	3番 堀内 義郎君
4番 内村 立吉君	5番 福永 廣文君
6番 指宿 秋廣君	7番 上西 祐子君
8番 大久保義直君	9番 重久 邦仁君
10番 池田 克子君	11番 山中 則夫君
12番 桑畑 浩三君	

欠席議員(1名)

1番 池邊 美紀君

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る6月7日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成24年第3回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

けさ、定例会に提案されました議案は、税条例の一部を改正する条例外の合計11件、及び発議1件、並びに報告4件であります。

なお、意見書案及び、人事案件が追加提案される予定であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間とすることに決定しました。

会期日程は、お手元に配付されております案のとおりであります。

次に、議案第49号「三股町まちづくり基本条例」の審査については、議員全員を委員とする特別委員会、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することを決定したところであります。

以上で当委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月22日までの12日間とすることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第45号から議案55号までの11議案及び発議1件並びに報告4件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第45号から、議案55号までの11議案及び発議1件並びに報告4件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成24年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第45号「三股町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

町民税の寄附金に関する税額控除については、平成20年4月30日に町税条例の一部を改正

し、地方公共団体や共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金を対象として施行していましたが、寄附金文化醸成と公益活動推進の観点から、さらに寄附金の税額控除を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

今回の改正では、県や県内市町村の動向を踏まえ、地方税法の規定に基づく寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人、または施設を設置する法人に対する寄附金を税額控除の対象とするものであります。

次に、議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年分の収入申告に基づき、平成24年度国民健康保険税率を改正するものであります。

改正の内容は、所得割について医療費分及び介護分をそれぞれ引き上げ、後期高齢者支援分を引き下げ、資産割について医療費分、介護分及び後期高齢者支援金分をそれぞれ引き上げるものであります。また、均等割について医療費分、介護分及び後期高齢者支援分をそれぞれ引き上げ、平等割について医療費分及び介護分をそれぞれ引き下げ、後期高齢者支援分を引き上げるものであります。

次に、議案第47号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法改正に伴い、印鑑登録及び証明に関する事項を改正するものであります。

改正の内容は、本年7月9日から外国人が住民基本台帳に登録されることに伴い、外国人の印鑑登録等に関し、外国人も町民と同じような手続で印鑑登録等を処理できるようにするものであります。

次に、議案第48号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、母子家庭及び父子家庭で扶養されている、当該年度末で18歳以下の者に対する医療費の一部助成に関する規定を町外の中学校に住民票を移して在学する児童にも適用させるためにも条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第49号「三股町まちづくり基本条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、これから少子高齢化が進む中、また厳しい経済・財政状況の中、自主、自立の道を選択した本町において、「自立と協働でつくる元気なまち三股」を実現するため、法の規定に基づく二元代表制のもと、町民と町役場がまちづくりに関するお互いの情報を共有しながら、町民がまちづくりへ参加し町役場と協力して町民主体のまちづくりを進めるために本条例を制定しよう

とするものであります。

次に、議案第50号「三股町環境基本条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、本町の環境保全について新たに条例を制定するものであります。資源やエネルギーを大量に消費する現代社会は、豊かな生活をもたらす一方で環境への負荷を増大させ、地域の環境のみならず、地球環境まで脅かされています。豊かな自然環境に恵まれた私たちのふるさと「みまた」を次の世代に引き継いでいくために、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第51号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費等のほか、補助金等の内示・決定等に基づき所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出の予算の総額85億8,000万円に、歳入歳出それぞれ3,635万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,635万6,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、住民基本台帳法改正及び外国人登録法の廃止によって、戸籍登録事務委託金を増額補正するものであります。

県支出金は、農業振興補助金において、内示により人・農地プラン作成業務に係る補助金を、林業費補助金において、森林整備加速化・林業再生事業による木材加工施設整備に係る補助金をそれぞれ追加補正するものであります。

また、諸収入においては、宝くじ社会貢献広報事業として実施されるコミュニティ助成事業補助金を交付決定により追加補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う費目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

農林水産業費は、人・農地プラン作成事業に係る経費及び森林整備加速化・林業再生事業補助金を追加補正するものであります。

教育費は、ルール改正によるバスケットコートライン引きの委託料及び自治公民館音響設備の整備に係るコミュニティ助成事業補助金をそれぞれ追加補正するものであります。

第2表の債務負担行為については、教育用パソコン導入事業として、平成23年度に追加補正したところでありましたが、当該年度中に契約に至らなかったことから機器保守委託事業も含め、再度債務負担行為を計上するものであります。

次に、議案第52号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につい

て、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億2,266万9,000円に歳入歳出それぞれ184万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,450万9,000円とするものであります。

歳入歳出の主なものは、本年度の人事異動等による人件費の増減補正であります。

次に、議案第53号「平成24年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億2,383万6,000円から歳入歳出それぞれ794万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,589万4,000円とするものであります。歳入歳出ともに本年度の人事異動等による人件費の減額であります。

次に、議案第54号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額18億9,377万円から歳入歳出それぞれ48万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,328万4,000円とするものであります。

歳入については、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額するものであります。

歳出については、今年度の人事異動に伴う人件費を増減し、公用車修繕料を増額するものであります。

次に、議案第55号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,229万3,000円に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,232万3,000円とするものであります。

歳出について、包括支援センターの委託職員に主任ケアマネジャーの資格を取得させるための受講料負担金3万円を補正し、歳入について繰入金を同額補正するものであります。

以上、11議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出しております。

報告第2号「平成23年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成23年度三股町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第4号「三股町土地開発公社の平成24年度事業計画及び予算」、報告第5号「三股町土地開発公社の平成23年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するもので

あります。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、発議第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 発議第1号「三股町議会基本条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この一部改正は、昨年5月2日に地方自治法の改正が行われ、行政の運営を図るための基本構想及び計画を策定する場合に議会の議決が必要であるとした第2条第4項の規定が削除されました。そのため、このたび、三股町議会基本条例第9条第1項を改正しようとするものであります。

改正の内容は、行政を運営するための基本構想の策定事務については、議決を必要としなくなりましたが、本町議会においては、今までどおり議決を必要とすることとし、新旧対照表にありますように、改正部分に下線を引いておりますが、「法第2条第4項に規定する」としたものを「町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため」に改め、「基本構想」の次に、「及び基本構想」を加えるものでございます。

ご賛同くださいますよう、よろしくお願ひします。

日程4. 質疑・討論・採決（発議第1号）

○議長（山中 則夫君） 日程第4、発議第1号「三股町議会基本条例の一部を改正する条例」の質疑・討論・採決を行います。質疑はありますか。（発言する者あり）今の発言に対してです。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないのでこれにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないのでこれにて討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第5. 三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の設置について

○議長（山中 則夫君） 日程第5、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の設置についてを議題とします。

冒頭、議会運営委員長から議案第49号「三股町まちづくり基本条例」の審査については、議員全員を委員とする特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定したと報告をいただいたところであります。特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、必要がある場合においては、議会の議決で置くとなっております。

お諮りします。議案第49号「三股町まちづくり基本条例」の審査については、議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「三股町まちづくり基本条例」の審査については、議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務のとおり、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等その職責上から、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の委員を辞退したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長は、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の正副常任委員長を委員会条例第8条の規定により互選していただきたいと思っております。

議事は年長の委員で進めていただくようお願いします。なお、副議長は、議長に事故あるとき議長の代理を務めますので、委員長としての兼務は適当でないとの見解であります。よって、委員会互選に当たってはそのように対処方お願いいたします。

ここで、しばらく本会議を休憩します。

議員の皆様は、全員協議会室にご移動お願いいたします。

午前10時25分休憩

〔全員協議会〕

午前10時34分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは、互選の結果を発表します。発表は局長にいたさせます。局長、お願いします。

○事務局長（上村 陽一君） それでは、発表します。

三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の委員長に指宿議員、副委員長に堀内議員。

以上です。

○議長（山中 則夫君） それでは、ただいま正副委員長が決定いたしました。三股町まちづくり基本条例審査特別委員会は、18日月曜日に一般会計予算決算常任委員会の後、議案審査に入っておりますようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時35分休憩

〔全員協議会〕

午前10時46分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時47分散会

平成24年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成24年6月13日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成24年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(11名)

2番 佐澤 靖彦君	3番 堀内 義郎君
4番 内村 立吉君	5番 福永 廣文君
6番 指宿 秋廣君	7番 上西 祐子君
8番 大久保義直君	9番 重久 邦仁君
10番 池田 克子君	11番 山中 則夫君
12番 桑畑 浩三君	

欠席議員(1名)

1番 池邊 美紀君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長 木佐貫辰生君 副町長 石崎 敬三君

教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長補佐	東 光吉君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案されましたすべての議案及び報告に対する質疑であります。質疑は条例と予算の2つに分けて行います。くれぐれも一般質問のようにならないようご注意ください。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の方で行ってください。

なお、質疑は会議規則により、同一の議題については、定例会では3回を超えることができないとなっております。

質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

それでは、まず議案第45号から第50号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案50号、質問いたします。

環境基本条例のことですが、この3ページの10条、10条の騒音とか振動、悪臭、その他の公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。2項の最後のほうに、同じようなことが書いてあります。このことに関して罰則とか、それから科学的な根拠とかそういうふうなことは、どういうふうに審議されたのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） お答えします。

今回提案しましたこの条例は、環境に関する施策の総括的な基本となる条例となりまして、必要があればこの条例を根拠としまして、新たに保全条例などで規制とか、罰則規定を設けていくこととなります。だから、今回、提案したのは、大もとには全般的なことを書いてあります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） じゃ、この後にまた、そういう細かい規制とか規則とかそういうふうなのは考えて、またつくっていくというふうな立場なんですね。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 今後、まずは三股町の環境基本計画、こちらの策定に当たります。この中で、そういう罰則規定とかそういうのが必要となれば、当然、そういう条例の検討も、あわせて検討していくことになると思います。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 自分の所管に関することですが、委員会に町長はお見えになりませんので、来ていただければまたそれでもいいんですけども、根幹をなすことですので、あえて質問させていただきます。

議案第46号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、お聞きをいたします。

今回必要な、原資があって上げざるを得ないという趣旨はよくわかるんですが、今回、固定資産税は評価替で前年度よりも課税総体が減っています。減っているにもかかわらず、今回、固定資産割の全体をとる率を上げていらっしゃる。それで、課税総体下がっているのに、国保税としては資産割に重心を移してしまうということは、これ、ちょっと間違いではないのかなというふうに思います。

もともと固定資産は所得を生まないんですね。家、屋敷持っていらっしゃるだけです。この人たちが、もし、その割が高くなってくると三股町に住むな、固定資産税は安いけれども国保税は資産割が高いですよ。それが証拠に都城市は、この資料をもらうと、例えば医療分で都城市は21.6%ですよ。ところが、三股町は33%、約12%です。

前年度に比べても、今まで固定資産の40%を、要するに、10万円固定資産やれば4万円を国保税としてまたもう1回いただきますよというのが、今回60%に上がっています。ということは、10万円固定資産税がかかれば、去年までは4万円でもよかったけども、ことからは6万いただきますよと、こう言っているわけですよ。そういう根本に関する事についてどう認識されたのか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、国民健康保険運営協議会のほうに諮問するという事で、内部のほうで担当課を交えて協議をいたしまして、この国保税率の決定についてどういう割合、負担割合がいいのかとかいろいろと協議をさせていただきました。そのときの協議の基本的な考え方と

いうところをお話しさせていただきたいと思います。

とりあえず、まずは、保険給付費総額が前年度に比べて約2億円、増してるということでございますので、これをだれがどのように負担するかということになります。ですから、もうこれは一般会計からの繰り出し、あるいは基金の取り崩しをしない限りは、これは上げざるを得ないという状況が、まず前提としてございます。

それをもとに、収納率から割り戻したところの調定額を基礎額としまして、税率計算の説明を担当課のほうからいろいろな試算がございまして、それを受けました。その基本的な考え方としまして、応益・応能の割合を50・50とすると。

それから、所得割、資産割、均等割、平等割、今お話をされていますが、こちらの割合比率、これをどうするかというところで、これをこの地方税法の703条の4、ここに標準基礎課税総額というのがございます。そちらのほうの応益、応能の負担割合というのがございまして、その基準に基づいたところで、この割合を所得割40、資産割10、均等割35、平等割15と、これに近づける。

それから資産割、均等割、平等割については、前年度と比べて、変化の割合を10%以内に抑えるというような点を基本的な考え方としまして、それぞれの試算、13ぐらいありましたけれど、いろいろと検討させていただきました。

その検討の中で、前年度と比較しまして、1人当たりの調定額をできるだけ抑える。そして、調定額に対する不足の予算額を徴収が可能な努力の範囲内とするとか。そして、一般標準世帯の負担額を隣の町よりも低く抑える。

そういうふうなものを念頭に置きながら、検討させていただいたところでございます。今言われますように、その資産割の割合が、前年度が24.5が33になったと非常にひっかかりました。その点も、いろいろと担当課のほうと協議をさせていただきましたけれども、どういう組み合わせにするかというところ、細かく議論はしておりませんが、しかし、その部分を、先ほど言いました隣の町、あるいは前年度1人当たりの標準額平均の、そのあたりをいかに抑えるか。そういう総合的な観点から比率等を、国民健康保険運営協議会のほうに諮問等をして、させていただいたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 後、委員会で論議せにやいかんとでしょうけれども、私が聞いたかったのは、今回課税の見直しに当たって評価が下がった、下がるということが想定できてるし、わかっている中で、なぜ、あえて今までの率に大きい数を掛けなければいけないのかということが大きな問題なんですよ。

先ほど言われた応能・応益の50・50というのは原則が5%、プラマイがあって45・

55でもいっちょん構わんわけですよ。それは、その原則論はわかるんですよ。だけど、それをこじはこういうふうに課税が下がったので、そういう上げざるを得ないとしても、もしこれを据え置いた、資産割を据え置いた場合には、ならば所得割はほんならどうなるのかという試算がこれにないんですよ、これには。

だから、資産割合というのを率からいくのではなくて、払う人の痛みというところから見ると、所得にシフトしないと、資産にシフトすると、それは収入を得てないわけだから、固定資産というののは。

だから、例えば町長だって、今、共済に入ってらっしゃるけども、固定資産割とか人头割、世帯割ってきたら大変ですよ。今、町長は所得割しか払ってらっしゃらないでしょう。だから、国保税はそういうような理不尽な税負担だということを知った上であれば、少し固定資産割というののは、もう少し抑えようかなという話になったはずだということをお願いしておきたいと思います。

もし、やはりやればまた委員会にも来てもらわにやいかんのかなと思いますけれども、もし、そういうことがもし論議されたのであれば一言だけ。なければいいです。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） この中で、町長と検討したところは先ほど言いました、地方税法703条の4におきまして、応能・応益、50・50に対しまして、これに近づけるといことで検討いたしました。規則につきまして、応能が50であります、所得を40、これを41.1、前年度43でありましたけど、資産割が10、これを9.2、前年度は8と、そういうふうに調整していったものであります。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 最後に、これだけは言うておきたいと思います。この運協資料の中で7ページですけれども、課税総所得額が22億しかないのに、課税総額は3億3,000万掛けるんです。かかっているんですよ。要するに、所得は22億ありますよと、国保税だけで3億3,000万いただきますよと、こういうふうにかかれてるわけですから、それだけ大変重い税を町民の皆さんに賦課しようということなので、自分が払うような気持ちで賦課してほしいと。

要するに、審議会といっても原案があつて審議会ですから、執行部側の原案というときに、ここは考えながらしないと、都城市ですら、税金が高い高いと言われてるけど、資産割についてはこうやって抑えているんですよ、矛盾があるから。そういうことも踏まえておいてほしいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それでは次に、議案第51号から第55号までの平成24年度補正予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） それではないので、議案第51号から第55号までの平成24年度補正予算に対する質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

本日の議事日程は以上ですが、今後、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出ください。

○議長（山中 則夫君） 以上で本日の全日程を終了します。これをもって、本日の会議を散会します。

○事務局長（上村 陽一君） 起立、礼。

午前10時18分散会

議事日程(第3号)

平成24年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案の取扱いについて
日程第2 議案第56号及び議案第57号上程
日程第3 質疑・討論・採決(議案第56号及び議案第57号)
日程第4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案の取扱いについて
日程第2 議案第56号及び議案第57号上程
日程第3 質疑・討論・採決(議案第56号及び議案第57号)
日程第4 一般質問
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長補佐	東 光吉君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（山中 則夫君） 日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

昨日18日の午前9時半から議会運営委員会を開き、本日追加提案されます議案の取り扱いについて協議いたしました。

その結果、議案第56号「教育委員会委員の任命について」及び議案第57号「固定資産評価員の選任について」は、本日、委員会付託を省略し一般質問の前に全体審議で措置することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。議案第56号及び議案第57号については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日委員会付託を省略し、一般質問の前に全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号及び議案第57号については、本日委員会付託を省略し、一般質問の前に全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 議案第56号及び議案第57号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第2、議案第56号及び議案第57号を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました2議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第56号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって青少年非行の増大と大きな社会問題化も危惧されております。また文明と自然との調和を目指して香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められる等、教育委員会委員の機能と役割は大きなものがあります。

現在、本町の教育委員として要職に就いておられます田中久光氏の任期が平成24年6月20日付で満了となります。氏につきましては今期をもって退任されることとなりますが、2期8年間にわたり常に本町の教育の発展、振興に積極的なお取り組みを賜りこれまでの崇高なるご尽力に対し深く敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきまして種々検討の結果、岩崎健一郎氏を最適任者として任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に議案第57号「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものであります。ご存じのように同評価員は町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第404条の規定によりその設置が定められているところであります。固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は所管の税務主管課長を専任いたしておりますが、4月1日付の人事異動によりまして主管課長に異動があり、渡邊知昌氏を固定資産評価員としてここにご提案申し上げます。

以上、2議案についてそれぞれ提案理由の説明を申しあげましたが、よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。

日程第3. 質疑・討論・採決（議案第56号及び議案第57号）

○議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑・討論・採決を行います。議案第56号「教育委員会委員の任命について」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は三股町議会会議規則第81条第1項の規定により無記名投票で行います。

なお、この投票は第84条の規定により第27条から第34条までの選挙規定を準用して行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は議長を除き11名であります。

念のため申しあげます。この投票は単記無記名であります。本案に同意の方は賛成と、同意されない方は反対と記名願います。なお白票は会議規則第83条の規定により反対とみなします。

それでは投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（山中 則夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（山中 則夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番池邊君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（山中 則夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

ただいまより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により立会人に5番、福永君、10番、池田さんを指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。

〔開票〕

○議長（山中 則夫君） 投票の結果を発表します。

投票総数 11 票、このうち有効投票 11 票、無効投票 0 票であります。有効投票のうち、賛成 10 票、反対 1 票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山中 則夫君） 次に議案第 57 号ですが、ここで渡邊税務財政課長の退席を求めます。

〔税務財政課長 渡邊 知昌君 退席〕

○町長（木佐貫辰生君） 議案第 57 号「固定資産評価員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 57 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって議案第 57 号は原案のとおり同意することに決しました。

渡邊税務財政課長の入場を許可します。

〔税務財政課長 渡邊 知昌君 入場〕

日程第 4. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第 4、一般質問を行います。発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位 1 番、池邊君。

〔1 番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1 番 池邊 美紀君） 改めまして、おはようございます。

先月 5 月下旬、29、30、31、3 日間かけて、議会報告会が行われました。3 日間で

157名の参加、この数が三股町議会に対する期待の現状であれば、寂しい限りではありますがけれども、議会報告会をしたことで参加者から三股町の現状がよく理解できた、議員が三股町民のために頑張っていることがよくわかった等と、ありがたい言葉もいただきました。

また、これから膨れ上がる歳費のことを知って合併がなされないように頑張ってもらいたいという意見もいただきました。

宮崎日日新聞にも担当記者の感想がありましたが、私たち議員はもっと期待していただけるように頑張っていかなければならないと素直に感じた次第でございます。

私としては議会報告会を通して、もっと身近な議会を目指さなければならぬと思いましたが、私たち議員がどれだけふるさと三股町のためを思って活動しているかをもっとお知らせする必要があると感じました。

こういったことも先輩議員が議会基本条例を立ち上げて開かれた議会として、報告会を開いたことで大きな改革が前に進んでいるという実感があります。少しずつかもしれませんが、多くの町民がふるさとのこと、自分たちの生活にかかわることが決められている場としての議会に興味を示してくれることを願うところでございます。

その議会報告会の成果の一つのあらわれとして、今回一般質問者が11名という三股町議会始まって以来のすばらしい状況となっております。私は三股町議会の僥倖といいますか、新しい幕あけ、三股町議会活性化の新しい歴史の1ページを感じているところでございます。町長からもぜひ三股町議会報告会の感想をお聞きしたいというふうに思います。

それから、私事ではありますが、先日父が他界をいたしました。本当に沢山のご厚情に心から感謝を申し上げますとともに、ふるさとのためにもっともっと頑張ろうという気持ちが一段と大きくなりました。

父は製薬会社を脱サラして20代にこの三股町に来て、ヤマメの養殖を始めた。当時かなりの貧乏な生活でしたが、そこには夢と希望がありました。平成2年に男のロマンとっておりました「しゃくなげの森」を設立。

父はこの三股町で多くの方に支えられて生涯を閉じました。生前義理人情に重きを置き、人助けと恩返しをしっかりと行っておりました。そして、病床で私に対して町民のための議員なのだから、町民のためにふるさとのために頑張れと言葉をもらいました。亡くなった日からこのことをかみしめて実行しているところでございます。

私たち議員は選挙を通じ町民の負託を受けております。議員だから町民のために頑張るというのは当たり前、もちろん役場の職員の方々も町長始めここにお集まりの担当課要職の方々も町民のために働くことは当然であります。

しかしながら、この当たり前のことを日常の業務や活動に置きかえて行動するのはなかなか難

しいわけであります。常に町民のためにということを唱えて活動していかなければならないと思います。

わかりやすく言いますと職員も私たち議員も、場面場面でどちらかを選択しなければならない場合がございます。常に町民のためになるのはどちらなのかということをしっかり見据えて決定して、それを公表することが住民理解となるわけです。議会でいいますと議会報告会や広報紙がそれですが、今回の議会報告会を通じて、議員が町民のためにと熱い議論をしていることを、もっともっと伝えなければならぬと感じました。

執行部もそうであります。結果的などころは伝えているつもりかもしれませんが、そのプロセスなど職員の頑張り、町民のことを考えてこのようになったということ、つまり町民を思う気持ちなどは余り伝わってないということです。ぜひ何らかの機会を見つけて結果こうになりましたが、その中ではこのように町民のことを考えて皆さんが笑顔になるようにふるさとが元気になるようにこの結果となりましたと、そのように伝えていただきたいというふうに思います。

現在は三股町にホームページがありますので、ぜひそのあたりを、木佐貫町政はふるさとの事を考えた三股町民にやさしい町政運営を行っているということを広く公表すべきであるというふうに思いますし、それが三股町に住んでよかった、三股町に住みたいということにつながっていくと思います。ぜひご一考いただきたいというふうに思います。

それでは、通告していた質問です。

まず、過疎化対策についてであります。長田、梶山、宮村の過疎化対策の現状と今後の方針はどのようなものかをお尋ねします。続きは質問席で行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいま議会報告会についての報告等を交えながら、一般質問のスタートを切っていただきました。

この議会報告会、今回3日間157名というお話しでございました。我々行政のほうも地区座談会やっておりますけれど、動員をかけるわけじゃなくて、まずは皆さん足を運んでくださいというようなことでスタートを切りました。そんなに多くの方々にはまだ足を運んでいただいておりますけれども、でも、やはり行政そしてまた議会が地元に出て行って町民の声に耳を傾け、こういう行動自体がまず大事だろうというふうに考えてます。

ですから、今回町のほうでも行政のほうでも地区座談会としてではなくて集落座談会として、もしよければ三股町30の集落がございますけれども、そちらにすべて出ていこうと、年間通して行政のお話をさせて皆さんの声に耳を傾けるような努力をしたいという形で今現在地区公民館、地域の集落公民館のほうに投げかけているところでございます。

そういうことで、大変出前講座といいますか、そういう形での今回の議会の報告会、大変すばらしいことではなかろうかというふうに思います。お互いが二代表制ですから町民の声に基づいて、それぞれがそれぞれの立場でこの行政を前に進めていくということが大事でございますので、そういう意味合いから切磋琢磨するというので、これからもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

そしてまた、この質問の回答に入る前ですけれども、議員の父上である池邊紀典さんがご逝去に対しまして一言申し上げたいと思います。

池邊紀典氏はヤマメの養殖、しゃくなげの森を通じまして三股町を県内外に大きく発信していただきました。氏の並々ならぬご努力を通じて本町に残された功績は多大なるものがあるというふうに敬服いたしているところでございます。氏の職責に敬意を表し、心から感謝を申し上げます。改めてご冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。

では、質問の事項であります過疎化対策について、①長田、梶山、宮村の過疎化対策の現状と今後の方針はどのようなものか、という質問につきまして回答させていただきます。

長田、梶山、宮村における過疎化対策につきましては、平成9年から過疎地域定住促進奨励金の制度を導入するとともに、町開発公社での宅地分譲事業、簡易水道の統合化、ケーブルテレビの回線敷設等、そして、古くは新農業構造改善事業や辺地事業等で住みやすい地域としての整備に取り組んでまいったところであります。

これまでの過疎対策奨励金の実績を申し上げますと、新築購入に転入、転居合わせて長田小学校区で16戸65人、梶山小学校区で73戸283人、宮村小学校区で38戸142人、全体の合計が127戸490人となっております。つまりそれだけこの過疎対策奨励金を活用しながら人口増、あるいは人口の維持が図られたということだというふうに思います。

また、宅地分譲につきましては、梶山が第1次、12区画、第2次が10区画、宮村昨年度眺霧台の分譲いたしました、そちらが21区画となっております。

今後の方針につきましては、この過疎対策は、町だけでは当然解決できるものではなく、どのような方法がいいのか、これまで同様地元と十分協議のうえ進めていきたいというふうに考えています。

特に宅地分譲につきましては、地元の強い要望により、地元と協議を行い実施してきたものであり、今後につきましても十分協議検討を行い、それぞれの地域の特性に応じた対応を取ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今回、宮村地区の議会報告会において更なる土地区画整備の要望

がりましたが、町長、そのあたりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、この眺霧台が21区画分譲しまして21世帯77名、そして小学生以下の子供たちが35名という大きな成果が発揮できたところでございます。この家は宮村小学校に近く寺柱の地区でございましたけれども、それ以外にやはり宮村地域の集落のほうからそういう声があるというのは伺っております。ただ先ほどお話しいたしましたように、梶山地区を1次、2次ということでありましてそして宮村地区を今回やりました。そしてまた議員がおられる長田地域のほうでもそのような声もございますので、そのあたりの地域のバランスを考慮しながら、今後は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 現在21区画成功したというふうなことで、更なる要望というのが宮村地区のほうからあるんですね。今の話を聞きますと、宮村の過疎化対策事業としては一区切り、一休みというようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） そのあたりを今後どうするかということはまだ決めておりません。宮村地区、どちらかというとも都城に大変近く、そして交通の便がよく、また、生活の便もある意味でいいところでございます。そう意味合いから、今回の町の分譲をきっかけとして民間での努力といえますか、民間での開発等がなされないか、そのあたりも踏まえながら、今後の課題というふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 民間となりますとやはりあそこの場合は農地が結構たくさんありまして、農地転用の問題、非常に高いハードルがございます。そのあたりは行政側が土地区画として行えば収用できるということでスムーズに進む可能性もあるわけです。ぜひ宮村地区の要望というのもしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。

それでは次に、梶山地区は住宅建築をいち早く行ったわけです。今話を聞きまして12プラス10の22区画で283人、過疎化対策に使われていたということで、今後の梶山地区の過疎化対策の目標といえますか、こういうふうなことで進めていくというようなことがありましたらお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 梶山小学校につきましては、先ほど言いましたように宅地分譲を第1次、第2次実施いたしました。次は何をするのかということの目標でございますけれども、やはり地元との協議を踏まえながらやっていくというのは基本的なスタンスでございますので、今のとこ

ろは地元の方からの声というのが、こういうものを作ってほしいと、こういう形でというのがまだ見えておりません。そういうところはやはり先ほど言いましたように、それぞれの地域の特性に応じたところを踏まえてその声を聞きながらやっていきたいということで、今のところ梶山地区について、こうしたい、こうしなければならないというような方針等は立てていないところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、次の質問です。

長田地区には住宅建築や物産即売所の要望がありますが、そのあたりどのように考えているのか、お答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ②の住宅建築や物産販売所の要望ということで、以前からお聞きをいたしているところでございます。答弁させていただきます。

長田地区の過疎化対策につきましては、これまで議会においてお答えしてきたところでありますが、内部でいろいろと検討した結果、まず公営住宅建築については、県の社会資本総合整備事業で取り組もうというふうに考えております。来年度県への申請を行う予定としております。なお、事業実施につきましては県と十分に協議を行い、まとまりましたらまたご報告をさせていただきたいというふうに思います。

次に、物産販売所につきましては、事業主体は地元でございます。その施設の立地場所、資金計画、運営計画、維持、管理等につきましては地元で十分協議検討していただきたいと思いますと考えております。施設整備は県の補助事業の対象となるそうですから、町といたしましては、整備や運営等にかかわるアドバイスや補助金申請に関わる手続等で支援してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 非常にありがたいお言葉をいただいたなというふうに思っております。

昨年この場で6月議会、昨年この場で同じような質問をして、非常に回答を心待ちにしておりました。非常に気持ちのいい回答で、ほっとしているところでございます。

今、長田地区には過疎化対策協議会というのが立ち上がりまして、非常に盛り上がっております。そういったことによりまして少しでも過疎化対策、どうかなればというようなことで盛り上がっておりますので、前に進んだということは非常に大きな一歩かなと思っております。町長の

公約にも「まち、むら、元気わいわいプロジェクト」、町土の均衡ある発展ということが書いてありますので、長田地区、梶山、宮村そしてこの中心部もそうなんですけれども、均衡ある発展をするために前に進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

文科省施策の学校図書整備計画をどのように活用しているか、お尋ねいたします。

学校図書の現状はどのようになっているか。

十分な蔵書数をそろえているか、お答えください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、今の質問に対してお答えいたしたいと思います。

学校図書の現状はどうなっているか。十分図書はあるのかというご質問ですが、学校図書館法というのがありまして、第3条において学校には学校図書館を設けなければならない、図書館となっておりますが、多くの学校は独立した建物はございません。一般教室と同じく校舎内に図書室を設けている学校が今現状です。三股町もそのとおりです。これが法律上の学校図書館ということになっておるわけでございます。三股町の各小中学校には図書室が設置されているんですが、そして学校司書によって運営をなされておる。

各学校の蔵書数は三股小が7,879冊、勝岡小が3,416冊、梶山小が1,991冊、宮村小が4,630冊、長田小が2,500冊、三股西小が10,159冊、三股中が14,172冊の合計蔵書数44,747冊が各学校の蔵書数でございます。毎年予算を計上しながら計画的に購入をしている状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 学校司書は配置されているのかということと、それから役割、それから三股町の小中学校の図書整備計画というのがあるのかをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは私の方で、学校司書の配備状況ですが、学校図書館法第5条第1項において、学校には学校図書館の専門的職務を司る司書教諭を置かなければならないとなっております。ただし12学級以上に置くようになっておりまして、その学級以下は置かなくてもいいという状況にあります。

三股町の各小学校の図書室には学校司書が配備されております。学校司書については主に各学校の教員及び校長先生が担当しておりまして、特に三股小学校、三股西小学校、三股中学校においては、町採用のパート職員が学校の司書補助として採用され、今、仕事しておるところでございます。学校司書というのは法的に規定されていませんが、司書教諭を補佐することを職務とし

ています。

司書の業務内容は、図書の収集、整理、管理のほか、図書を検索しやすいようにコードづけをし分類を行ったり、記録作成を行っています。また、子供たちの相談や質問に答えたり、本への興味をわかせる取り組み等大変重要な役割にございます。

以上のような状況でございますが、次に、三股町の小中学校図書館整備計画でございますが、小中学校の図書館図書整備計画については、各学校において毎年予算を計上し計画的に購入をしております。各学校で今年度購入したい図書を選定していただいて、予算の範囲内において計画的に購入することにいたしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 文部科学省は図書整備事業として5年間で総額1,000億以上の財政支援計画を打ち出しております。そこには学力向上はもとより、思考力、判断力、表現力の向上を重視する新学習指導要領の実施が背景にあります。今回の機会を逃したら、同じような財政措置はないと考えますので、しっかりとした計画を打ち出して、文教の町としての図書整備を行ってほしいと思います。町長の公約である歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教の町づくりに係ることでもございます。早急にこれは進めていただきたいというふうに思います。

少し数値的なところをお話しします。学校図書館標準というのがありますが、全国の平成21年のデータを見てみますと、図書標準100%を達成している小学校は全国で50%、図書標準75%以上の学校は30%となっています。つまり小学校の図書整備75%以上達成校が全国8割ということ、全国8割の小学校が図書整備75%以上を達成しているというふうなことになります。

中学校はといいますと図書整備が100%が42%、75%以上達成が32%ですから中学校の全国の4分の3の学校が75%以上を達成しているという状況であります。

三股町の現状はといいますと、小中学校ともに図書標準達成100%が0であります。公表されているデータで見ると図書標準の50%未満の学校もあるようでございます。私はすべての小学校を見に行ったわけではありませんが、かなり古い本がたくさんあるようでございます。ぜひ担当者の方は現場を見に行きまして現状を把握をしていただきまして、今回の財政措置もありますので、早急に手を打っていただきたいというふうに思います。今後図書整備に関してどのような考えかもう一度お聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今おっしゃる通り平成24年度から1,000億円という額を文科省が計上しまして、各地方交付税としておろすということで、それを各市町村はしっかりと図書整

備等に入れていくということは大事なことだと思います。

そこで、今ご指摘のとおり100%の学校はありませんが、三股中においては89.5%の達成率になります。中学校だけだとね、小学校も50%を割るところが2校ありますが、ほかは80%とかに近い率でございますので、まだ100%に届いていないことは事実でありますので、今後ともそういうことを頭に入れながら増やしていくということには努力したいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ちょっと私がインターネットで引っ張った資料の数値と違うような気もしますが、前に進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります。地場産品の地産地消についてお尋ねいたします。

地産地消の取り組みはどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地場産品の地産地消および地場産品の新商品開発につきましては、産業振興課を中心に鋭意に取り組んでおりますので、担当課長のほうから具体的に回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは報告いたします。

本町の地産地消につきましては、平成21年度に三股地産地消推進協議会を再編いたしまして、食育・地産地消献立等検討部会、冷凍・加工食品開発部会の2つの専門部会を設け、それぞれが事業として取り組んでおるところでございます。食育・地産地消献立等検討部会におきましては、三股町の農畜産物を材料として利用しました「地場農畜産物利用拡大実証献立」というものを作成いたしまして、学校給食センターの協力のもと、町内各小中学校に提供しております。

また、冷凍・加工食品開発部会におきましては、同じく地場農畜産物を材料としました「三股メンチカツ」や「里芋コロッケ」を開発し、そのうち「三股メンチカツ」につきましては、既に宮崎県の学校給食会を通じまして県内に55,000食を提供しておるところでございます。

本年度の計画でございますが、緑肥作物であります「ひまわり」を基幹としました新たな営農作物、例えば枝豆であるとかプチベールの発掘、そして家畜の飼料を活かした食品化、またその成分的機能を活かした新たな商品開発にふるさと大使、大学、地域企業と連携させた試験、実証に取り組んでいきます。また6次産業化法に基づきます地産地消推進計画策定については食育推進計画と合わせまして三股町食育・地産地消推進計画の策定を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今回このように質問している意図は3つございます。1つは行政側が地産地消を、町民が納得できるくらい本気で考えているか明確にしたいというふうなことが1つ、それから、2つ目は地産地消と物産館がつながっているかということ、それから、ほかの自治体では地産地消をあの手この手で進めておりますが、これからどのように具体的に進めようとしているか、というふうなことであります。今取り組みに対する作文はお聞きしましたので町長にお聞きしますが、今後地産地消を具体的にどのように捉えていて、どういうふうに今後進めていくのかを町長にお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま担当課長のほうからもお話がありましたように、学校給食での活用等もすでに実施しているようでございますので、そちらのほうでの地産地消そしてまた食育の関連も含めての教育としての取り組み、そういうようなものも強化したいなというふうに考えています。それとまた商工会のほうで今回全国展開事業といたしましてゴマを取り上げておられますけど、そちらのほうとも十分連携をしながら三股運のつく町のゴマ、開けゴマというようなことでございますけれども、そういうふうな取り組みをしながら地産地消との結びつきを強化したい。また、その「よかもんや」を巻き込んでの取り組みというふうなことで、やはり総合力と申しますか、全体的な取り組みが大事であろうというふうに思いますので、行政、そしてまた観光協会、そして商工会、それに関連する農業者、いろんな方々とのネットワークを通じながらやっていくことを今後考えていきたいと。というよりも、この農業者を含めたところとの連携を重視した取り組みが、もっと大事だろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 三股町には物産館があります。今回、その地場産品の地産地消についてお尋ねをしているわけですが、物産館、非常に運営も厳しいというふうに聞いております。つくった段階では、期待も大きかったというふうに思いますが、地産地消の本丸と考えているのかどうかというふうなことであります。三股町物産館を今後、地場産品の地産地消の場として位置づけをして、どのように活用するつもりなのかお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 「よかもんや」につきましては、設立の当初、やはりこの三股町を全国にPRする、情報を発信する、そのような地場産品の発信の場、あるいは観光の発信の場等々、いろいろな目的を持ちながらのこのスタートでございましたけれども、ただ、今の現状を見ますと、まだまだそのあたりの取り組みが弱いなど、つまり地域の農業者、地場産品含めたところですけど、そちらのほうとの連携をもっともっと強化する必要があるのかなというふうなところ

ろは感じています。

そういう意味合いでは、これからも連携をとりながらやっていきたいというふうには考えてますけど、やはりあれは一つの事業協同組合という形での取り組みでございますので、行政が財政的にバックアップするというわけにはいきません。やはり、独立採算という形での取り組みが必要だろうと、そのための周縁的な応援といいますか、支援等は側面的にはやっていきたいというふうには考えています。

やはり、この三股町の情報発信、そしてまた、いろいろな物産等の発信基地としての役割を担えるような場所であってほしいなというふうには期待しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私たちも非常に期待をしているわけですがけれども、今、現状としては非常に悪いので、どうにかしていきたいというふうに思っているところでございます。

次の質問に移ります。冠婚葬祭の引き出物などに使えるカタログを考えてはどうかというふうなお尋ねです。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 具体的な提案でございますので、現場として、また現状を踏まえての答弁がよろしいかと思っておりますので、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 本町の特産品などを掲載したカタログについてということですが、現在ありますカタログにつきましては、季節ごとに趣向を凝らしまして発行されております、「みまたんよかもんふるさと便ギフト」に集約されているかと思っております。

また、町物産館「よかもんや」が作成しました「よかもんやセレクション」「三股三昧」などもございまして、「よかもんや」、あるいは役場案内などに置いてあるところでございます。

また、各企業、あるいは個人販売なども、それぞれに独自のカタログを作成されておるようございます。

議員の質問にございます冠婚葬祭の引き出物や、贈答用に使える特化したカタログということにつきましては、まだ本町においては広域的にまだ作成されておりませんので、よかもん協同組合、あるいは商工会、観光協会などと相談、協議の場を設けまして検討してみたいというふうにご考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 体験型のプログラムで成功した、大分県別府市の「オンパク」というのがあるんですけれども、これ非常に脚光を浴びておりまして、さまざまな体験型のプログラムを贈り物、引き出物に活用しております。

その「ココロクルギフト」というのが、全国から脚光を浴びておりまして、宮崎県内ではNPO法人の宮崎文化本舗が体験型プログラム、「ミヤザキココロクルギフト」としてセレクト体験プログラムを売り出す予定で、今進めております。これは、何が新鮮なのかといいますと、体験プログラムを売り出すこのセレクトギフトとして、引き出物に使うということが新鮮なところでございます。

三股町では、地場産品を生かした中元・歳暮などは、ほかの自治体であるように商工会の地場産品部会を中心につくってきました。職員の方々には、もっと協力をお願いしたいと思うところでありまして、町長にお尋ねですけれども、これからさらに脚光を浴びる地場産品の妙案として、地場産品の冠婚葬祭用のものを考えてはどうかというふうに思います。

アイデアとして参考にできるのであれば、このようなことは早い者勝ちでありますので、マスコミも取り上げる可能性がありますので、地産地消を一步でも進めるために考えていただきたいというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、担当課長のほうで回答しましたように、これは行政だけでやるものではなくて、やはり町全域を巻き込むという形では商工会、観光協会、一緒になって知恵を絞ることが大事だろうというふうに思います。

そしてまた、いろんなところにこのカタログを持っていく、セールスも大事でございますので、そういう知恵等も含めてぜひご協力いただけないかと、一緒になって検討させていただければというふうに思うところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、前向きにといいますか、私が考えつくくらいですから、だれかがもう考えているかもしれませんので、ほかでしないうちに、できるだけ早くふるさと活性化のために、予算をつけて進めていただきたいというふうに思います。

次に、人口増対策であります。人口増対策、どのようなものかでございます。宅地、農地転用など宅地化を進めているか、あわせてご質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 人口増対策についてのご質問ということで、まずは人口増も、土地の開発、あるいは町の分譲とかいろんな手法があるわけなんですけれども、しかしそれだけではなくて、町全体の中でのいろんな福祉的な面、あるいはそういう具体的な面、いろんなものの総合力というふうに考えてますので、そういう見地から回答をさせていただきたいと思います。

平成23年度に、これからの10年間にわたる総合計画の基本構想、5カ年の基本計画を策定したところでございます。この計画の実現こそが、人口増対策そのものだと私は考えています。

日本全体が人口減少社会に突入し、少子高齢化が進行しつつある中で、本町は豊かな自然環境に恵まれ、都城に隣接し、暮らしやすい町である。そして、文化や福祉、子育て等で独自のまちづくりを展開しています。

我が町は、いつも言うことですが、過密と過疎、そして空洞化と、3つの顔を持つ町でもあります。このような現状、地域特性を踏まえ、さらに発展していくためには、次のような主要課題を解決、推進していく努力が、人口の増加につながっていくものと考えます。

まず1つ目が、定住促進のための良好な居住環境の整備の促進を図っていききたい。2番目が、町の均衡ある発展と中心市街地の活性化を図りたい。3番目が、自立した産業基盤の確立を目指したい。4番目が、少子高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実を図っていききたい。5番目が、自然環境の保全と循環型社会の形成を図っていききたい。6番目が、協働のまちづくりと行財政改革の持続的な推進を図っていききたい。

このような視点から、総合的な取り組みを通じまして町を活性化し、人口の増加を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 先日、2万5,000人を突破したということ、皆さんも耳に新しいところではありますが、現在、その微増している三股町の人口、やっぱりここで次の手を打たないと減少に転ずるかもしれない、そういう危機感を持って何かしなければならないというふうに思います。

2つのことを提案いたします。私は、もっと三股町のよさをPRすべきであるというふうに思います。ホームページでも、「三股町に住みませんか」というようなやわらかいキャッチコピーから、「三股町に住めば、近隣地域と比較してこんな利点があるんですよ」という情報を前面に出して、積極的にアプローチをすべきだというふうに思います。児童福祉、国保税、そういったものを前面に押し出して、PRすべきではないかというふうに思います。

それから、国土利用計画、先ほど総合計画の話が出ましたが、それと一緒に国土利用計画三股版が出ております。そういうのの見直しも、やっぱりこう考えていくべきでないかなというふうに思います。そういう宅地化を進める施策を打つべきだというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） キャッチコピーなんかで、町のよさなんかをこのホームページ等で発信していくということは、また後のほうの質問にございますけれども、町のいろんなよさを発信していくということは、大事だろうというふうに思います。こちらのほうには、これからも心がけ

ていきたいというように思います。

農地転用関係の宅地化でございますけど、これにつきましては、同様な質問が昨年9月議会でもございまして、農地転用における転用基準等を踏まえ、農地の宅地化についての町の考え方を申し上げたところでございます。

繰り返しになりますけれども、本町における土地利用につきましてお話をさせていただきたいと、回答をさせていただきたいと思っております。

まず、農地ですけれども、農地は食料供給の基盤であり、多面的な公益的機能をもたらす重要な資源であります。そして、本町の基幹産業である農畜産業の安定向上を図る観点から、農地の面的集積、優良農用地の確保などに努めながら農業を推進し、農地と住宅地とのすみ分けを図ってきたいというように考えています。

住宅地につきましては、本来、用途地域を中心に宅地化が進行しなければならないところですが、本町では都市計画調整区域の撤廃以降、用途地域及び農用地区域の指定を受けていない、いわゆる白地の宅地化が進みまして、地域によっては住宅地と農用地が混在する地域が発生している現状であります。その結果、畜産公害、害虫、農業用水への生活雑排水流入など、新たな課題も生まれているところでございます。

農地の宅地化への方向については農地転用基準に従い、長期的な視点での宅地化の必要性、公共施設等や生活関連機能に配慮した土地利用、既存住宅地や他の用途地域との整合性を考慮して、秩序ある土地利用の観点から宅地開発を進める必要があるというふうに考えています。

植木のほうでは、大変この用途区域外、白地の宅地化が進みました。そしてまた、蓼池のほうでも、三原と蓼池の間の大原というところですけども、今そちらのほうは大変こう宅地化が進んでおります。

町としましては、そういう一定の区域につきましては、それなりの宅地化の必要性があるだろうということで、道路等、あるいは生活雑排水の排水路の整備等、いろいろこのインフラの整備等に努めながら、そのような人口増への住宅開発への対応はしているところでございます。

ただ、無秩序な宅地開発ということは、大変行政負担も伴いますし、また周辺農用地とのいろんなトラブル等もございまして、秩序ある開発に向けた指導をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、蓼池のほうもそうですし、植木のほうもそうでございます。都城という大きな生活を中心とする場があるわけですから、ぜひ、そういったところも見据えまして、農地からの転用というのも、もっともっと進めていただきたいというふうに思います。

人口増のために、魅力ある地域づくりが不可欠だというふうに思いますけれども、その根本と

なる公民館加入の状況は、どのように改善をされているのか、これは以前ご質問しておりますので、どのように前に進んだのかということをお答え願いたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 東日本大震災以降、地域のきずな、コミュニティの重要性が叫ばれまして、自治会や町内会などと呼ばれる自主組織は、地域住民の親睦や連帯の場であり、地域のいろいろな問題、課題を解決する場であることが、再認識されたところでございます。

地域のさまざまな活動を通しまして交流と親睦を図ることは、魅力ある地域づくりに欠かせないものだというように考えています。その担い手である自治公民館加入の取り組みについてのご質問でございますので、担当課長が具体的に答弁いたします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、自治公民館の加入促進がどのように進んでいるかということでございますので、お答えしたいと思います。

昨年から、いろんな場でご報告していますように、自治公民館加入につきましては、平成23年度から取り組んでおります。まずは、実態調査ということで、平成23年度実態調査をした結果、加入率が77%という数字が出ております。

当初は、住民基本台帳を基本にして66%という数字だったんですが、6割しかないということだったんですけども、いろいろ実態調査をした結果、77%になっております。その77%の加入率の中でも、特に町の役場からの東側の地区は、ほとんどが8割から9割、100%の支部というのもたくさんあります。

じゃ、この77%の原因を探ってみますと、やはり西側の地域が加入率が低いというのがわかっております。ちょうど西側のほうの加入率というのが、やはり50%、40%台というところもあります。

さらに、この加入率の低いところの調査をしますと、その低いところのほとんどがアパートとかマンション、貸家等が、やはり支部に加入していないという実態もわかっております。町の全体の割合からすると、このアパート、マンションの割合が、約10%を占めていることもわかりました。

このようなことを踏まえて、現在取り組んでいますのが、現在、加入促進のチラシを町で作成しまして配布しております。これは、各自治公民館、各支部にお願いして、未加入世帯の調査となっております。各地区、各支部ごとに未加入世帯がちゃんとわかっているんですが、その未加入世帯へのチラシ配布を行っております。

これは、5月の半ばより、当然未加入者が多い町の西側のほう9地区のほうから、2名1組で未加入世帯へ1軒ずつチラシを配布しております。その際に、いらっしゃる世帯、お話できる世

帯については、チラシ配布の趣旨を説明しているところであります。役場から自治公民館に対して、自治公民館加入を強制をして入ってくださいますと言える立場ではないんですが、理解をしていただくということでお願いをして回っているところです。

早速なんです、この西植木、東植木のほうから始まったチラシ配布なんです、チラシ配布の効果があつたと感じてるんですが、新規加入の世帯が数軒出てきたという公民館長からの報告を受けております。

今後、今現在、9地区から8地区が済んだところで、今度から花見原、今市、7地区のほうに入るといなんですが、今後、全未加入世帯への配布を計画しておりますので、この加入、全世帯への配布が終わった時点で、また、その加入状況については報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今話を聞いて、前へ進んだなというふうに実感をしたところでございます。

これは、私、公民館長を6年間やりましたけれども、実際そのときは前へ進まないなというふうな実感でございました。それからいくと、担当課ができて前へ進んだのかなというふうな気がいたします。担当課、大変でしょうけれども、カンフル剤はないというふうに思いますので地道な努力が必要だと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。三股小学校の児童減少についてでございます。三股小学校の児童数が減少しておりますが、今後の見通しと対策はどのようなものかをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私のほうでお答えいたします。

児童数の減少に伴いまして今ご質問ですが、少子高齢化に伴いまして、年々児童数が減少している中で、小学校の児童数について全国の状況を見ますと、第二次ベビーブーム世代の昭和56年度の1,192万4,600人がピークで、それ以降年々減少しまして、平成19年度には713万2,800人まで落ち込んでおります。

また、1学級当たりの児童生徒数で見ますと、小学校では、昭和30年度の43.8人から平成19年度の25.7人と、約18人の減少を見ております。

三股町の人口につきましては、先ほどもありましたが、今年度に入り2,500人を突破するなど県内の市町村の人口が……（「2万5,000人」と呼ぶ者あり）2万5,000人を突破するなど、県内の市町村の人口が全体的に減少する中で、宮崎市と三股町だけが人口増と大変喜ばしい状況にあります。

しかし、そのような中で、町の東側に位置する3地区、4地区、5地区では過疎化、さらには1地区、2地区においても少子高齢化の現象が拡大しておりまして、いわゆる西高東低の人口形態が進行しております。

三股小学校区内の児童数も年々減少の傾向にあります。過去5年間の児童数の推移は、平成19年度で532人、平成23年度が453人となっており、約100人の児童数の減少を見ております。今後さらに児童数は減少することは予想され、平成30年度には、340人まで落ち込むのではないかとこのように予想しておるところでございます。

三股小学校区におきましては、現在、塚原住宅の替えなどが行われ、これも児童数増に期待できるものと思っておりますし、その跡地8,000㎡につきましても、民間への譲渡が検討されると聞いておりますので、宅地分譲等により児童数増につながることを期待しておるところでございます。

また今後、簡平町営住宅についても、児童数増につながるような活用方法が検討されると聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） この問題は、議会報告会で地元の要望として熱い議論がなされたことによるものです。

以前、西小学校の区割りを検討されたというふうないきさつも聞いておりますけれども、今後もう一度、西小学校の区割りを再考する考えというのがないのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、ご質問にお答えいたします。

三股西小学校は、平成元年開校以来、年々児童の増加によりまして、仮設校舎を設置するなどの対応を行ってまいりました。そのため、校区割りについて再検討を行うため、平成17年7月に三股町立学校区通学区域審議会を発足させまして、8月には教育委員会から審議会に対し、通学区域のあり方について見直しを行う諮問を行ったところであります。平成18年5月には、三股西小学校の通学区域見直しに関する、学校における説明会やアンケート調査も実施いたしました。

その結果、三股西小学校の将来における児童数の推移及び保護者の強い意向を踏まえまして、通学区域は現状のままとなったところであります。それ以後、通学区域についての要望等は出ておりません。

ちなみに、仮設校舎を増設した平成16年の児童数が777名、平成24年度は731名、約

46名が減少しております。現在は、1クラスが空き教室ということになっておりまして、現在のところそういう状況にあります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） この質問は、三股小学校と三股町中央部との空洞化の問題にかかわってくる問題でありますので、町長は地元ですから非常に頭が痛い問題かもしれません。

ぜひ、いろいろな形で前向きに検討していただきまして、三股小の空き教室もありますし、若干減少するとはいっても、今後、植木地区がもっと人口がふえてくれば、児童数の増加というの也被考えられますので、ぜひ、そういったところあたりもしっかり見据えて、前に進めていただきたいというふうに思います。

私も今回、なるべく提案型の一般質問を目指そうということで、いろいろ考えて一般質問をしたところでございます。町民のために、ふるさとのために頑張っていきたいというふうに思っています。

以上で一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、11時20分まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位2番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず最初に、孤立死の問題ですが、孤立死、孤独死が全国的に大きな問題になっております。本町でも昨年、亡くなられてしばらくたった状態で発見された高齢者のご夫婦がいらっしゃいました。そのほかにも別にまた1名の方もいらっしゃると聞きました。

少子化の影響、核家族、他の市町村から移住してこられる方々がふえている本町では、隣人とかかわりが希薄になっております。高齢化が進み、年金だけで暮らす方々は今後もふえていくことは、間違いありません。孤立死を生まない政治、温かい地域づくりをどう構築していくかが大きな問題だと思います。

経済問題、病気、家族の困窮問題等々、どこに、だれに相談してよいかわからない人もいらっしゃいます。相談活動、見守り活動、孤独死をなくすための施策にどう取り組んでおられるのか、

また、これから取り組まれていこうと思っておられることがありましたら、お聞かせください。

本町では、民生委員さんが、相談を受けたり見守りをされたりと頑張っておられますが、その場合、個人情報優先され、どこにだれが住んでいるかわからず、苦勞していらっしやるとおっしゃいます。公民館長、民生委員の方々が、活動しやすいような個人情報保護条例をつくることはできないか、質問いたします。

あとは、質問席から質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 孤独死をなくすための施策とその問題点についてということで、①公民館長や民生委員が活動しやすいように、本町独自の個人情報保護条例をつくることは考えられないかという質問に対する答弁をさせていただきます。

単身高齢者や、高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で高齢者が死亡することが社会問題になっておりまして、早急な防止策が求められているところでございます。65歳以上の独居高齢者や、75歳以上高齢者世帯が増加するとともに、家族や地域のきずなが弱まる中、何らかの形での見守り体制を構築していくことが必要であろうというふうに考えております。

現在、町のほうでは、災害時要援護者避難支援プランの作成のために、訪問調査によりまして各地区を訪問調査しまして、そちらのほうのシステムづくり等をやっているところでございます。

また、福祉課や社会福祉協議会では、介護認定の調査や配食サービス事業や生きがいデーなどを実施しておりまして高齢者と接する機会も多いので、これらを利用しての情報収集や緊急情報システムによる方法等を孤独死対策に役立てていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの質問の中で、独自の個人情報保護条例についてのお話がありました。この個人情報の保護ということも、大変大切なことではございますけれども、町民の福祉の向上や公益上の必要があり、かつ町民の基本的な人権を侵害するおそれのない場合や社会にとっての有用な活動のためには、個人情報が有効に活用されるということも必要ではないかというふうに考えています。

このようなことから、個人情報の保護と活用のバランスを図るためにも、今年度、本町の条例であります「三股町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」の、こちらについての見直しを予定したいというふうに考えています。

そういう中で、公民館長、そして民生委員さんたちにどのように情報を流すか、そして情報の守秘義務といいますか、個人情報の保護をどう保っていくか、そのあたりを十分検討しながらこの条例の見直しをして、あるいは制定になるかもしれませんが、有効活用を図っていき

いというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 昨年から、町長が、今おっしゃいましたように要援護者の名簿づくりを、訪問調査をされているとお伺いしましたが、今、全員の方がもう済まれたんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） これは、23年度から実施しておりますけれども、あと今年度が、7地区と8地区、今調査中でありまして、これをもちまして全部調査が終了する形になっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今までで65歳以上の独居高齢者というのは、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） 22年度で、65歳以上の高齢者が5,655名おられます。

○議員（7番 上西 祐子君） 独居高齢者。じゃ、いいです。はい。

○議長（山中 則夫君） 後でお願いします。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本町でも、独居高齢者とか75歳以上の高齢者世帯というのがふえていて、私の調べたところでは、7地区、8地区がまだ実施されてないというふうなことで、65歳以上が452名、75歳以上の高齢者世帯が320名ということをお聞きしているんですが、この中で、前から私言ってますが、名簿づくりというんですか、その連絡先、そういうふうなことをするために、そういうふうな人たちとお会いしたときに、そういうふうなことも聞いて、そして、そのねらいですよ、災害時とか、それから、もし何かあったときに活かすための、情報を民生委員さんたちとかにしやすいように本人の同意とか、そういうふうなことはされたんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） 訪問調査の中で、まず「要援護を希望されますか」という形で聞き取りをして、その中で個人情報に対しての同意書をいただくという形で実施しております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 昨年、植木のほうで亡くなられた方のことを聞いたときに、近所の方は心配されてたらしいんですけど、民生委員さんとか公民館長さんに連絡をとったところ、行かれたらしいんですけど、本人が断ったというふうなことで、ああいう状態になったらしいんですけど、そういうふうな人はちょっと例外かもわかりませんが、もう一人の方は、たまたま

電気屋に行ってあった人だったものですから、電気屋に来ないということで、電気屋の職員が行って発見して、割と死んですぐ見つかったというふうなことからいいんですけど、やはり私たち一人だけで生活しているわけではなく、地域の人たちとのかかわりで生きているわけで、やはり温かい地域づくり、本当に今から、三股も高齢化率は今現在約22%なんですけど、あと10年たったら30%以上になりますよね。

そうしたときにどうこの、本当に今、まちづくり基本条例も出て、みんなが支え合う協働のまちをつくっていくか、そこら辺も含めて、高齢化対策、孤独死をなくすための対策、そこら辺をきちっとしていかないといけないんじゃないかなと思うんですね。そのあたり町長もう1回、自分のお考えをどう考えてらっしゃるか、お聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご指摘がありましたように、65歳以上の独居高齢者、これについては、近くに親戚がいるとか、あるいは支援する人がいる人は、この中に入ってません。そういう方々が、今、言われましたように452名と、そしてまた75歳以上の高齢者世帯、320世帯と言いましたが、これもこちらのほうも、周りにそういうふうなつき合いをされてる人がいなくて、要するに孤立しているというようなとらえ方をしているところですけど、やはりそういうところに民生委員さん、あるいは自治公民館長さんたち、あるいはそれ以外のNPO等が、目配り、気配りができるようなシステムづくりが非常に大事だろうと、それが孤独死をなくす一つの手だてではないかなというふうに思っています。

ですから、この災害時要援護支援プランの中で、実態がどうであるかということをお聞き把握できますので、そういうこの独居高齢者や高齢者世帯、そういうところの連携を皆さん方の了解を受けながら、そして、そういうところをどうやってふだんからのネットワークづくりをするか、そういうところを今後つくっていく必要があるということを考えています。そういう取り組みをさせていただきたいと。

また、そういう中で、先ほど言いましたこの個人情報保護条例、そちらのほうを有効に、本当に有効に活用できるようなシステムづくりをしたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 民生委員の方がもう本当に一生懸命、うちの地区の方々はされて、支部の総会に来たり、グラウンドゴルフのところに来たり、老人会の集まりに来たりして、「皆さんの近くにひとり暮らしとかいらっしゃったら教えてください」と民生委員さんたちは、自分の足でそういう情報を求めてらっしゃるんですよ。で、もう本当に役場に行ったら名簿をくれんとか、そういうふうなことを言われるんですね。

それで、私も、ちょっと個人情報保護法を、法律をちょっと調べてみたら、町がそういうその

地方公共団体、またその委託を受けた者が、法令の定める事項を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときはしてもいいというふうな、あるんですね。だから、民生委員さんたちのその位置づけですよ、公民館長さんたち。そのあたりをどう考えてらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 民生委員さんの身分ですけれど、これは地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員というふうに規定、該当するというふうに解されているところでございます。ただ、この俸給とか給料とかそういうのはございません。ボランティアでありますけど、公の職と。

ですから、この民生委員さんにも守秘義務が発生するんじゃないかというふうなふうに考えますけれども、やはりこの個人情報流す場合、やはりそれなりのルールといたしますか、きちっとした手続を踏みながらやっていく必要があると、やはり根拠の法律があつてこそ、あるいは条例とか規則があつてこそ活動できますので、そのようなところを整備しながら、民生委員さんが活動しやすいような体制づくりを、また、そういう法的な裏づけをしながら活動できる環境をつくっていききたいなというふうには考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、もう早急にそういうふうなことをして行って、高齢者とかそういう独居の人たちの、みんなでそういう人たちがどこに住んでいるか、マップみたいなのをつくったりしてですよ、そして、本当に民生委員さんたちは、適切にやっぱ情報をもらわないと、山登りさせちよって地図を与えないのと一緒じゃないかなと私は思うんですね。

だから、やはり民生委員さんたちというのは、守秘義務が課されているわけですから、そのあたりちゃんとこの援助もしないと、私は、これから本当に民生委員さんたちの活動ちゅうの、仕事ちゅうの大事になってくると思うんですよ。もっともっと人数をふやしていかないといけないんじゃないかなと思うんですね。

昨年、輪島に行ったときに、あそこは民生委員さんたちの下に何人か、100人以上の方々を任命して、そして、積極的に見守り活動をされているというふうなことをお聞ききして、そしてまた、民間の新聞配達員とか、それからガスの検針の人とか、そういうふうな方々にも情報を、異変があつたときには情報を、役場に自治体に通報してもらうような契約を結んでたんですね。

だから、そういうふうなことも含めて、孤独死とかそういう痛ましい事故が、事件が起こらないようにしていただきたいなというふうなことを思うんですね。

やはり、それと、そのお年寄りだけじゃなくて、うちの近所では50代の男性が、もう何年前なんですけど、ひとり暮らしの男性が亡くなってたことあるんですね。で、つい最近も私のと

ころにひとり暮らしの人が「自殺を考えてるんだ」と、仕事もない、お金もない、もう食料もないというふうな電話がかかってきたことあるんですね。年を聞いたら、63歳とかなんかおっしゃいましたが、中にはそういうふうなだれに相談してもいいかわからないような状況の人もいらっしゃるわけです。

だから、そこら辺も含めて、もっと取り組みをお年寄りだけでなく幅広くすることも必要じゃないかなと。今、宮崎県では、自殺者が全国で2番目に高いというふうなこともありますので、そこら辺をどういうふうと考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地域全体でやはり取り組むということが、非常に大事だろうというふうに思います。公民館長初め、そしてまた民生委員、またそれ以外のいろんな組織がございます。それぞれの方々の連携を含めたところの取り組みということで、今のお話等含めて参考にしながら、本町でも見守り含めた相談員たちも含めて、いろいろと取り組みを強化していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それともう一つ、そのことにつけ加えまして、ライフラインですね、水道とか電気とか、そういうふうなのが払えないとってとめられる人がいらっしゃいますよね。

だから、ライフラインとかそこら辺が長く続いている人とか、それから、税金の滞納問題がありますが、そこら辺があったときも、やっぱり何らかの職員が行くとか、民生委員さんに行ってもらうとか、そこら辺もしていただかないと、都会であったことですが餓死したというふうな、本町ではあるかどうかわかんないんですけど、そういうふうなこともあるもんですから、そのあたりこれからの福祉を考えていく上で、ぜひ考えて施策をしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） そういう生活苦、あるいはそういう孤独、そういうところをどういかに把握するかという点で町が持っているいろんな窓口等を、ネットワークを十分使えというお話でございますので、そういうところの横の連携を含めてのそういう対策等を練っていくということが大事だろうと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、2番目の質問に移ります。

東日本大震災から1年3カ月、国は、地方自治体に瓦れき受け入れを推進するように求めてきています。復興が進まないのは、地方自治体が瓦れきを引き受けないからと決めつける政府、復

興のためには瓦れきの処理は不可欠でしょう。

しかし、広域化処理に当たって一番最初に考えなければならないのは、瓦れきがどれだけ汚染されているか、処理をして安全が確保できるかという点です。ところが、環境省は、汚染は福島県だけにとどまるとして、昨年、岩手県・宮城県のごみは広域化するとしてしまいました。

ところが、この方針の後、7月に牛肉のセシウム汚染が見つかり、食べさせた稲わらが、数万から10万ベクレルに高濃度汚染されていることがわかりました。原発事故後も外に置いていたための汚染で、汚染地域は原発から150キロ離れた岩手県や宮城県にも広がっております。

福島原発では、ウランの燃焼によって生み出されたちりやガス状の放射性物質が海洋に汚染水として流出し、大気放出されてきました。これまで放出された放射性物質の総量は、セシウムの量でいうと広島原爆の168倍に上り、残存影響量は、広島・長崎の約3,000倍に上ると言われております。それらが、東日本の人口密集地域に降り落ちているそうです。

放射性物質が付着した汚染物質を燃やせば周辺に再拡散され、大きな影響を受けます。放射性物質は燃やしてもなくなるわけではなく、より小さなちりやガスとなり、焼却炉に付設されているバグフィルターなどでは取り切れないと言われております。

国は、本県にも瓦れきの処理を言ってきており、知事も、各市町村の首長さんを集めて協議されたようですが、どのような協議がされてきたのか、また、本町に影響する都城市との話し合いはどのようなものか質問いたします。

町長としては、瓦れきの受け入れに対してはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 震災瓦れきの受け入れについてということで、まず、県や都城市とどのような協議を行っているかというご質問について、まずはお答えさせていただきます。

東日本大震災により発生しました災害廃棄物の広域処理につきまして、本県での取り組みですね、これを時系列的に申し上げますと、ことしの3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣より、本県へも正式に協力要請がございました。

それで、県としましては3月17日、翌日、各市町村長と知事との意見交換会というのが実施されたところです。これにつきましては、3月議会の途中だったと思っておりますけれども、議会の皆さん方にも説明いたしまして意見交換をさせていただいたところでございます。

そして、3月22日には県議会におきまして、災害廃棄物の受け入れ処理を求める決議が全会一致で可決されました。そして県では、4月5日に環境省による広域処理に関する説明会を実施しました。そして、そのときの意見交換の中で県としての取りまとめを翌日国のほうに回答しておりますが、その回答は、現時点では県内の市町村で受け入れると判断したところはないという

ふうに、4月6日時点で県は国に回答しております。

そして、その後に、4月17日に主管課長会議、これは廃棄物関係の課長会議でございます、が実施されました。そして、5月14日から16日まで現地調査ということで宮城県等のほうに本町からも主管課長が行っておりますので、これについては後でご報告させます。

そして、5月18日に処理施設や放射能の専門家による説明会が、県のほうで開催されましたけれども、いろいろ詳しく専門家による説明会ですね、しかし現時点では受け入れを表明した市町村はないところでございます。

災害廃棄物の広域処理においては、処理施設がある自治体のみならず近隣の自治体、輸送路に当たる自治体、最終処分場の浸出水が流れる流域自治体など多くの自治体の理解が不可欠であることから、県では全体的なコンセンサス、大まかな合意が必要であるというふうに考えているというふうに聞いています。

本町と都城市との具体的な協議ですけれども、現在のところは行っておりませんが、ただ、私はいつも市長と顔を合わせますので、そういうときには、こういうことを話題にしまして、お互い連携をとりながら対応していきましょうというふうなことで、情報交換しながら今後ともやっていきたいというふうなお話はさせていただいております。

都城のほうでも、一般質問で取り上げておられましたけれども、非常に慎重に対応するということでありまして、県内のそれぞれの自治体も、今のところまだ慎重といいますか、受け入れを表明したところはないというのが現時点での状況でございます。

次の、被災地に行ったときのその内容等、こちらのほうまで回答してよろしいですか。これについては、環境課長のほうで回答していきます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 被災地の現地調査についてお答えいたします。

現地調査につきましては、4月23日に開催されました市町村連携会議の意見交換の中で知事のほうから提案がありまして、5月の連休明けに県の担当者が直接本町のほうに来られまして、要請を受けたものであります。

本町には焼却施設がないことから、当初は参加しない予定だったんですが、都城市さんが参加されるということで、同じ焼却施設を使っておりますので本町も一緒に参加したところであります。

現地調査は、県職員が3名、市町村職員が7名で、3日間の日程で行いました。

1日目は、4月23日より岩手県宮古市の災害廃棄物の受け入れを開始しました秋田県の大仙市にあります大仙美郷クリーンセンターにおきまして、受け入れまでの経緯、それと受け入れの状況、そして検査体制などを調査しましたほか、実際に瓦れきを受け入れる状況、あと燃焼設備

の状況、それらを見学したところであります。

続きまして、2日目は、秋田県庁におきまして、被災地岩手県から災害廃棄物を受け入れた経緯ですね、それと、岩手県と締結した基本協定書や覚書の内容、それと、秋田県が独自に策定しました災害廃棄物の受け入れに関するガイドライン、それと、今後の受け入れを表明している自治体があと5団体ありますので、その状況について聞き取り調査を行ったところであります。

その後、岩手県宮古市の被災地へ行きまして、宮古市の現状、そして一時仮置き場になっている田老野球場での作業状況を視察しました。視察した宮古市田老町では、防潮堤の内側も見渡す限りほとんど建物が撤去されておりまして、残っている基礎の部分から住宅があったというのがわかるという状況でした。被害の甚大さを痛感して、改めて多くの犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、仮設住宅が続いておりますので一日も早い復興を願ったところであります。

3日目は、一時仮置き場から搬入された粗選別後の産業廃棄物の二次処理を行っている岩手県宮古市の藤原埠頭というところに行きまして、粉碎・選別等の作業状況を見学したところあります。そこでは、放射線量等の測定の状況等につきましても調査したところあります。

粉碎・選別処理では、廃棄物の種類や大きさなどを受け入れ先の要望に合うような形でオーダーメイド的に対応しておりまして、異物の混入につきましても手作業で選別を行ってまいりました。

また、受け入れを実施している秋田県とか東京都の職員が派遣されておりまして、選別されたプラントに常駐しながら再度、協定を結んだとおりになっているかどうかの確認作業をしてまいりました。

今回の現地調査についての報告は、県のホームページで皆さんに公開されておりますので、こちらもまた確認していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町長としては受け入れ態勢をどのように考えているかというご質問でございます。これについて回答させていただきます。

東日本大震災で発生した瓦れきの処理については、これまで県主催によります市町村長との意見交換会や環境省からの説明会に参加させていただきました。しかし、県内ではどの市町村も今のところ受け入れには慎重だというふうに感じています。

私の考え方でございますけれども、まず、事故前までは放射性物質の取り扱いについては、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり100ベクレルを超える場合は特別な管理下に置かれ、低レベル放射性廃棄物処分場に封じ込めてきました。——これはクリアランス制度ですね、ご存じのとおりです。

ところが、東日本大震災後は、福島県内に限定の基準として出されました8,000ベクレル、従来の基準の80倍、を広域処理の基準に転用いたしました。環境省の説明では、再利用する場合の基準が1キログラム当たり100ベクレル以下で、埋め立てる場合は1キログラム当たり8,000ベクレルまでは人体への影響はないと説明しています。

しかし、この基準が突然発表されて広域処理ができるようになったことには、疑問を感じているところです。このように、国がいう安全が私たちの安心とならないことから、町民の安全・安心に責任を負う立場としまして、瓦れきの受け入れは慎重に対応していきたいというように考えています。

次に、日本全国を視野に入れた広域処理について本来必要かどうか疑問を持っています。全国での広域処理には多額のコストがかかります。広域処理によるコスト増は復興支援に使うべきお金だとの意見もございます。

阪神・淡路大震災時には、周辺の府県で処理を行いました。また、風評被害も心配であります。そして、瓦れきをスピーディに処理することが復興支援に結びつくというとの声がある一方、瓦れきを復興の資源として、防潮堤や道路や宅地のかさ上げなどに有効活用するとともに仮設焼却炉を増設しまして、施設の維持や分別作業で必要とされる雇用へ結びつけ、雇用環境の改善に資すべきとの声もあるところです。

そして、先般、6月12日なんですけれども、「河北新報」という向こうの新聞がございましたけれども、そちらのほうを見させていただきましたところ、なぜ広域処理にこだわるということで、県議会が全会一致で知事のほうに申し入れをしています。瓦れきの量の精査の結果、瓦れきは県内でも十分処理できる量になったというような内容が、この新聞にも書いてありました。

このように、広域処理自体に対する意見や考え方も多くあることから、瓦れきの受け入れは今のところ慎重に対応すべきだというように考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今回の町長の話聞いて安心しましたが、私もこの間、専門家の交流会に行ったりして勉強してきたわけですが、放射性物質で汚染された葉っぱとか枝とかの剪定ゴミなんかは絶対に燃やしたらいけないと。煙突から放出されて、そしてまた土ですか、汚泥なんかの焼却によっても大気中に拡散されると。

チェルノブイリなんかの映画も見ましたが、何十年もたってから子供たちに影響が出てきたり、本当に目に見えないわけですから、放射性のあれは。

だから、やはりそこら辺を含めて、私たちが広域化処理というのは、日本じゅうを放射能の汚染列島にするというふうなことだから、そのあたりで閉じ込めないといけないんじゃないかとい

うふうなことを交流会に行ったときの先生もおっしゃっていました。

それと、もう一つは、阪神・淡路とか中越地震による処理費用は、1トン当たり2万円だったのが、コストが。広域化して東京に持ってきた処理費は、3倍の約6万円になっているそうです。だから、大手のプラント業者、大きな会社のもうけの一端にもなっているというようなことも聞きましたし、それとまた、きのうのニュースでも言っていたように、国が昨年3月にあったときに、アメリカが汚染図を日本政府にやったのにそれを放置して……きのうニュースで言いましたよね。だから、宮城とか岩手とかには放射能はあれしてないんだと言うけど、やはり、地図で見ると、北西の方向に放射能が振りまかれているというふうなことなんです。

だから、やっぱりそういうふうなことで、安全性が本当にこう確立できるまでは、私たち九州にまでは持ってきてほしくない、絶対に受け入れるなどとは言いませんけれど、やっぱり安全性が確認されるまで、そしてまた、住民の合意というようなことを前提にさせていただきたいと思います。

以上、2番目の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで昼食のために、1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開します。

午前中の上西議員の一般質問に対する答弁で福祉課長から補足答弁の申し出がありますので、ここでお願いいたします。福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） 先ほどの独居高齢者の数についてお答えします。（「もう少し大きな声でお願いします」と呼ぶ者あり）

平成20年度の国勢調査の中では、独居高齢者が総数としては1,139名ということで上がっておりますが、実際、福祉課のほうの調査で各世帯を回りますと、世帯分離をされている世帯がいらっしゃるということで実際に回ってみますと、7地区、8地区のほうはまだ調査が全部終わっておりませんが、大体総数が600人になるということで想定しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、3番目の質問に移ります。

本町では、昭和50年ごろから地籍調査が行われていると聞きます。地籍調査とは、法務局に備えてある土地、登記簿、地図をもとに1筆の土地について確認し、境界にくいを打ち、そして、

1筆ごとに測量して面積をはかり、新しい正確な地図をつくり、調査の結果をまとめた地籍簿をつくります。現在の字図は、明治年間に作成されたもので、当時の測量技術の未熟さと長い年月がたっているため、現地と図面が合わず、地籍図の明確化を図るために行うとあります。

これまでの進捗状況と今後の計画をお伺いいたします。また、調査を行った結果、境界線、面積が少ないなどのトラブルが起きていると聞きましたが、その件数、その対応はどうされたのか、お伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地籍調査の今までの進捗状況と今後の計画ということのご質問でございますので、回答させていただきます。

本町の地籍調査事業は、昭和26年に制定されました国土調査法に基づき、調査として昭和50年度から実施しておるところでございます。

地籍調査の計画総面積は79.90平方キロメートルで、そのうち平成23年度末現在で、調査済み面積は77.77平方キロメートルであり、97.33%の進捗率となっております。

今後の計画でございますが、平成24年度は、ことしですが、今市、花見原の区域、約0.5平方キロメートル、平成25年度は稗田区域、約0.52平方キロメートル、平成26年度及び平成27年度は植木・唐橋区域、約1.11平方キロメートルの調査を実施する予定であります。

平成27年度で一筆地調査は終了いたしますけれども、地籍簿及び地籍図の閲覧、国の承認を経て登記簿が書き改められるまで事業は継続し、最終的には、平成29年度に地籍調査事業が完了する予定というふうに計画しているところでございます。

続きまして、トラブルの件数とそれらの対応についてでございますが、具体的なお質問でございますので担当課長が回答します。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） それでは、質問の2番の件について、私のほうから回答させていただきます。

今、言われましたトラブルの件数、それらの対応ということでございます。

先ほど議員のほうから言われましたように、非常にこの地籍調査事業についてはお隣同士の境界がはっきりしないということが先ほど言われましたが、明治年間の測量が現在の法務局の登記所でされている地籍ということで、現在地籍調査事業で行なっている測量等については、非常に精度の高いGPS測量ということになっていきますので、その辺の地積に基づいた公図との不一致ということで非常に地積の問題が、少なくなっているとか、あるいは多くなっているとか、そういった問題で非常にトラブルが発生しているということでございます。

一応そういうことで境界がはっきりしない、あるいは、ということによって当事者同士、あるいは官民間での話し合い解決ができない、それから、公図が一致しないということからその地籍者の理解が得られないということになりますと、その土地の実態というのが実際に測量ができないという状況ということになりますので、そうした場合に筆界未定ということで残ってしまうということでございます。

最近では、一筆地調査の結果作成した地籍簿、それから、地積図の閲覧時における誤り訂正申し出件数というのが、平成20年度で14件、それから平成21年度で17件ありましたが、あと22年度については長田地区の山林の測量ということで、これについてはなかったということです。

それから、23年度の測量については今から閲覧が始まるということで、まだ、その申し出件数が出てないということでございます。その際、再度現地での確認等をもう1回行います。立ち会い等を実施して、当事者間で解決できるように進めていくということになります。

ほとんどの場合は、閲覧時点で立ち会い等で解決しますが、平成20年度以降の筆界未定は、それでも解決しないというところで残ったのが、件数でいって3件、それから、筆数にしますと7筆ということになっております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 筆界未定になると、登記簿の記載が従来のものできちっとした登記簿謄本ができないというふうなことで、あと相続とか、売るときに困るというふうなことが出てきますよね。

実は、何でもこういうふうな質問をするかと言ったら、町営住宅の払い下げたところ、あそこ東原なんですけど、そこで、今度地籍調査をしたことによって、面積がいろいろ登記簿謄本と違うというふうなことで境界線を接している人たちの関係が悪くなっているわけですよ。

だから、順序が、払い下げたときが昭和57年なんですけど、契約日が58年で、そのときに土地建物契約を渡したわけなんですけど、権利書をですね、そして、その後に町道を広げているわけですよ。

だから、地籍測量図ができて敷地面積が確定してから道路拡張をして、町道のほうが広がっているものですから、当然1軒1軒の人たちの面積が削られてるということで、今度の地籍調査をした結果、自分のところ、何でもこんなに敷地面積が狭いのかとかいうふうなことで、これは役場から買った土地だから役場が間違いをするはずはないと、だから後から入ってきた、30年前に買った人で、また、代がわりしたりしているもんだから、隣近所との不信感が起こっているわけですよ。

だから、そういうことでいろいろとトラブルが起こって、隣の人とはつき合わないとかいうふうなことで支部を脱退した人もいます。だから、そういうふうなことが起こっているわけでやはり順序が逆というのか、道路を広げてからきちっとした面積を測って本人に権利書でも渡せばよかったのに、そこをしてなくてやってるもので、今度の最近21年か22年に地籍調査をしたときにきちっとした面積が出て、それで何でこんなに違うんだらうかというふうなことになったわけですね。

だから、説明責任ができてないんじゃないかなと思うんですね、私は。そこら辺、住民ほんとに一人一人が納得できるように、その地域の歴史ちゅうんですかね、もう30年前は町営住宅やったわけですから、そこら辺の話をされたのかどうか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今の話、以前からお聞きしてそういう状況で何回となく話し合いはしてきていると。当時、私は担当者ではございませんでしたので、そういうふうにお聞きしております。

ただ、前の払い下げの関係、それから土地の、道路の拡大の問題という時点での話ではないものですから、いわゆる地籍調査が入ってここ最近の22年度ですか、調査事業が入った時点でのそういうトラブルに発展したということですので、できるだけこの期間に、地籍調査事業がある間に、登記所のほうに登記のし直しができるということは、非常にご本人さんにとってもいいんじゃないかなという気はしますので、できるだけそういった形で、今後ともご要望があれば中に入って、先ほど言われましたように、住民の立場に立ったところでまた話し合いをしていくということしかないというふうに考えております。

何しろ、登記所に新しい登記が確定するまで期間というのが限定されておりますので、それ以上になりますともう、各自自分たちで再度、最初からやり直して測量、それから登記手続までやらないといけないということになってますので、できるだけその合間に解決をしたいというふうに今のところ、こちらとしては考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私が言うのは、個別的な問題ではないんですね。やはりその人たち、住民が後から入ってきた人、それから30年前におった人、いろいろあるわけですね。だから、なぜ食い違いができるのか。それと、今の新しい機械ではかるわけですから、そこら辺の説明をきちっとしてないんじゃないかなと思うんですよ。昔の測量のやり方と今の測量のやり方では食い違いができるというふうなことを知らない人たちもたくさんいらっしゃるわけですよ。

だから、そういうふうなことと、町道が後からできて、少しこう削られたんだというふうなこととの説明をやはりしていかないと、住民同士の個人的なトラブルになってしまっているわけですよ。

みんなでまちづくり協働、いろいろやっていこうというふうなときに、一番基礎となる支部加入、そこら辺がトラブったたら私は発展はないと思うんですよ。だから、もっとそういうふうなところは一人一人じゃなくてみんなを集めて、そして測量のやり方、何で食い違いが起こったのか納得できるように住民説明会をしていかないと、私はまずいんじゃないかなというふうに考えるんですが、どんなでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 毎年そうなんですけれども、この地籍調査事業を始める前の段階ですね、一筆調査をする前の段階で、その対象となる区域の住民の方々、あるいは地権者、そういう方にはすべて文書を出しまして、説明会を約1週間ぐらいだろうと思いますが、分けて役場のほうで開催をしております。

その中で、先ほど議員さんが言われました内容のことですね、これについては十分説明はしているつもりでございますが、なかなか住民の方々が、そこで理解できてるかどうかというところもございますので、さらにその点については、現地での説明、あるいは閲覧時の説明、いろいろなところでやっては来ているんですが、そういうことで再度ご理解をいただくという形で進めてまいりたいと思います。

先ほど言いましたように、年間のうちには数十件のそういった申し入れ等もございますけれども、大体、その時点でお互いに理解され、納得されて、ほとんどが解決はしているところです。

ただ、中には、なかなかそこまでご理解をいただけないという方もおられますので、そういう方については、今後も同じような形でできるだけご理解いただけるように、こちらのほうも十分進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと、新しい面積ができたのにやはり固定資産税の面積を見ると、前の面積で税金がかかってきていると、そういうふうなこともあるんですね。だから、きちっとしたのが、まだ変わってないと。そこら辺のこともありますので、再度そこら辺を調べて住民の納得を得るようにしていただきたいなと思うんですね。

そうしないと、本当にそこに地域住民の人たちはずっと住み続けるわけですから、隣近所との口に言えないもやもやとしたものが……いつでしたか、ことしになってから梶山で境界線のことで殺人事件も起こりましたよね。

だから、やはり自分たちの土地というものに対しては、すごく皆執着を持っているわけですから、そこら辺でそういう大きなトラブルにならないように、本当に古いことで、皆さんのあれではないんだろうけど、そういうことは本当に慎重にやっていただかないといかんとやないかなと思いますので、よろしく願いしておきます。

終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今の件ですけれども、この地籍調査にかかわっているんなトラブルがありますけれども、町としましては、誠心誠意、説明責任を尽くしながら一生懸命やっています。

ただ、どうしても納得されない方もいらっしゃいます。そういうところは、幾ら話をしてもやっぱり理解できない方もいらっしゃいますので、どこかで決着をつけなければならなくなったときは、やっぱり町としましては、町の方針が悪ければそれなりの対応を地権者の方もしてくださいという決着の仕方しかないんじゃないかというのがありますので、ただ、説明責任はきちっと、言われるその件についても、しっかりとやってきたつもりでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 発言順位3番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。ことしは大きな災害被害もなくここまで過ぎたと思っていましたら、梅雨本番のさなかに台風4号が接近しまして、6月といたしましては、平成16年以来8年ぶりとなる大型で強い台風が来たわけですが、油断のできないような状態であります。災害被害等が出なければと思っているところであります。

今、若葉の緑、日増しに色もまさる中で、5月の宮崎日日新聞に「綾照葉樹林、エコパークへユネスコ委員会が承認勧告」という見出しが載っていました。

森林セラピーなどのエコツーリズムや環境教育において、エコパークに登録されるならば、さらなる恩恵がもたらされるだろうというようなことが書かれておりました。我が町においても非常に緑の多いところで、環境豊かなところでございます。そして今、健康に対することがいろんなところで取り上げられています。健康食品、適度な運動に対することが非常に言われております。

この前、70歳代の男の方が歩き運動をされておりました。その人と話をするとき、この男性の方は肺を手術されておまして、ふだんは酸素を吸われております。

そのさなかに酸素を吸いながら歩き運動をされていたわけですが、上米公園近くに来られたときに体が反応するそうです。それで酸素を吸わずに運動をされるということでした。酸素

を外して運動もできるというようなことでした。目に見えない自然の力ではないかと。まさしく森林セラピー、まさにいやされるということで話を聞いてびっくりしたところでもあります。

前回の一般質問の中で、食の安心・安全についてどのように考えておられるかということで町長に質問をいたしました。その中で、町長の答弁といたしまして、食品の原産地表示の義務づけ、遺伝子組み換えの表示区分、添加物表示区分、牛肉の全頭検査などは、安全な食品を求める消費者の努力によって確立されたということまでいただいております。

今、食と農ということで「食農教育」ということが言われております。多くの授業課題を抱える教育現場では今も試行錯誤が続いているというようなことでもあります。農園を確保し水稻・野菜の栽培体験をさせることはできても、1年を通した取り組みが非常に難しいと言われております。子供たちに農作業や自然を体感させる農業小学校が全国的に展開されている、広がっているのは、それを求める子供たちがおり、社会があるとされています。

目を向けたいのは給食の時間で、その日の献立にちなんだ話だけでなく、野菜や果物において話をすれば食への教育も増す、教育だけでなく食と農の話をすれば育、栽培するだけが教育ではない。

食農教育に初めにつまづくところがあるとしたら、まずJA女性部、青年部が無理のない範囲で協力してもらえばよいというようなこと。家庭でできないことを学校で行う考え方で取り組めばよい、珍しい形の野菜があればそれを教室に持ち込んでもいい。大人が目を向けたなら、子供はもっと目を向ける。この食農教育の問題、取り組み状況について、どのように考えておられるか伺いたいと思っております。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 食と農について、食農教育の取り組みについて伺うということですが、回答をさせていただきます。

食農、または食育の中で、食育は生きる上での基本でありまして、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられる重要な取り組みというふうに理解しているところでございます。

この食育、そしてまた広くは食農につきまして、それぞれ具体的に各課のほうで取り組んでおりますので、その説明を担当課長にさせます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 教育課の取り組みを回答いたします。

近年偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取りまく問題が深刻化しております。

また、食を通じて地域等を理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することなども重要なことであることを踏まえ、平成17年に食育基本法が制定されました。

また、学校給食においても、学校給食の目的が食生活の改善から食育の推進に移行され、学校給食の教育的要素がさらに強くなり、学校給食を活用した食農、食に関する指導の技術が求められています。本町におきましては、栄養教諭が三股小に配属され、食育の推進において中心的な存在となっております。具体的な活動といたしまして平成23年度は、お弁当の日、サツマイモづくり、ヒマワリ栽培、郷土料理、がねづくりなどを行っています。

平成24年度は、お弁当の日の各学年の目当てといたしまして、1、2、3年はおにぎりをつくる、4年生は卵焼きまたはゆで卵をつくる、5年生はおかずを1つ以上つくる、6年生以上は全部つくるなどが計画されております。

また、農作物の栽培や調理実習、地域の方との交流など、食に関する授業も計画されております。

以上が、教育課の現在の取り組みでございます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 食の教育に関する取組みとして、産業振興課のほうでもございますので、ひとつ御報告させていただきたいと思っております。

産業振興課のほうで所管します食の教育の取組みにつきましては、午前中に池邊議員からの一般質問の中でもお答えをいたしました。三股町地産地消推進協議会が平成22年度から行っている、例えば三股メンチカツなどの学校給食への地場農畜産物の導入が一つございます。そしてまた、三股小学校において、5年生が育てたサツマイモを使い、そして3年生が栽培したヒマワリから油を採取しまして、そのヒマワリの油で郷土料理の「がね」づくりを実施したこと。

そしてまた、弁当の日、先ほども教育課のほうで話が出ましたが、弁当の日の取り組みというのが評価されまして、今年度平成24年度宮崎の食と農を考える県民会議というところがございますが、その中で「平成23年度食と農の絆づくりコンクール」学校企業活動部門で最優秀賞として表彰されております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） わかりました。どうもありがとうございます。

いろいろ取組みをなされているというようなことでございますけれども、私は私なりに例を挙げさせてもらいますと、福井県の小浜市では2001年、全国で初めて食をテーマとした基本条例、食のまちづくり条例を制定されているそうです。学校給食は、地場産の食材を要請して使う

ほか、米飯にしている。食を通じて自分たちの生まれた町を知り、誇りを持てるようになるといわれてます。食事に感謝して、いただきますとか、ごちそうさまという、手を合わせる習慣は、時代が変わっていても受け継いでいかなければならないというようなことを、仕事をされているようなことが話を伺っております。

今後も、この取り組みに対していろいろとまた、今まで同様に取り組んでいただきたいと思っている次第であります。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

全国的にも、子育て支援の一環として、自治体に給食費を無償化するというような検討をする動きがあるというようなことをございますけども、本町としてはこういうようなことに対して、そのつもりはないかどのように考えてるか伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 学校給食施策についてということで、この子育て支援の一環として給食費の無償化、これを検討するつもりはないかというご質問でございますが、給食費につきましては学校給食法第11条第2項に、原材料については学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするというふうに定められているところであります。

本町では平成21年度の給食費について、物資の値上がり等により値上げを検討いたしたところでございますけれども、厳しい経済状況の中、保護者負担をふやさないために、平成20年度まで給食費で賄っていた、つまり保護者の負担で賄っていました米飯委託料約1,000万円を平成21年度から町で負担するということにしました。

平成23年度三股町学校給食会の決算、審査の結果でありますけれども、平成23年度の学校給食にかかわる町の負担は、約1億3,000万円であります。さらに、保護者負担の給食費約1億1,500万円でございますけれども、それを合わせると2億4,470万円となりますけれども、これを全額町で負担するということは、大変この現在の厳しい財政状況を考えたときには困難というふうに考えています。現在のところ、保護者の理解を得ながら、やはりこの学校給食の原材料費については、給食を受ける児童保護者の負担ということでお願いしたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この問題に対しましては、いろいろと両立した考え方があろうと思いますけども、できるだけ保護者の負担をするようなことができれば、よろしく願います。次第であります。

次の質問に行かせていただきますけども、県内の学校で給食費の納入金をめぐるトラブルが後

を絶たないということが新聞等に載っていたわけですが、着服とか盗難、不正管理というようなことがいわれていますね。学校の金庫に、長期間金庫に保管している、一人で保管するなど、チェック体制の甘さも浮き彫りになっている。

校内に現金を保管しないような方法として注目を集めているのが、納入金の口座振替であろうと。給食費を集めて回る人もおられたら、また行かなければならないというようなことも聞いております。なかなか会えなかったら、二度も三度も足を運ばなきゃならないというようなことも聞いております。

そのようなことで、いろんところでそういう取り組みが宮崎県でもなされているようなことを、ちょっと新聞等を見てからわかったわけですが、振り込み手数料とか発生するわけですが、不正とか紛失事故防止につながるだけで、地域で集金する保護者の負担の軽減にもなっていくんじゃないかというようなことがいわれているわけですが、このようなことに対してどのように考えですか。伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、言われましたように、学校での給食費の徴収、そしてその保管、そして、あるいはまたPTA等でのこの徴収の手間隙、そういうのを考えたときに口座振替というのが一つの方法だというふうに思いますが、これにつきましてはメリット、デメリットございます。そういうのを踏まえて、いろいろと学校給食会でも検討をさせていただきました。その結果について担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） では、お答えいたします。

給食費の徴収につきましては、梶山小学校が口座振替で、それ以外の学校ではPTAの役員の方々が徴収されており、各学校で集められた給食費は給食センターに納められ原材料として使われております。

平成20年度まで、学校から給食センターへ全額納入されていましたが、平成21年度分から給食センターへの未納が発生しています。平成22年の4月にPTA連協の皆さんが、ことしもPTAといたしましては、学校給食の徴収を引き続きやっていきますので、給食費の未納について町のほうで検討してほしいという要望がありました。また、給食センターでは未納対策マニュアルを作成し、学校と連携しながら悪質な滞納者に対して裁判所への支払い督促申し立ても行いました。

このようにPTA、学校、給食センターの連携のもと、未納対策もようやくうまくいき始めたところです。平成23年度の給食費徴収率は99.9%となっております。このことは、PTAの方々の皆さんと先生方のご協力のたまものだと考えております。また、近隣の町で口座振替に

したことで給食費の未納がふえてるという情報も聞いております。

以上のことから、学校給食費の徴収方法につきましては現状のままでいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 口座振替と言われたときに、やっぱり今言われたとおりになかなか通帳関係の問題とかいろいろあると思いますけども、集金なされる側の立場もいろいろ聞かれたときになかなか難しいというようなこともありますので、またこれから先、いろいろとまたこのようなことも考えていただきたいと思っております。

次に行かせていただきます。

昨年度まで中学校の課程で、武道かダンスを選択をされているかというようなことですが、今年度の必修授業に武道が盛り込まれたということですね。それに対して、メディアなどから柔道の危険性が表面化している、保護者の間でも不安が拡大している、専門家の間でも、最悪の場合、投げわざなどで頭部にダメージを受け、死亡するようなケースもあると言われております。

中学校の授業といたしましては、受け身や礼儀作法を習得するのが目的であるといわれております。この柔道に対する取り組みの中で、柔道の指導の安全対策をどのように考えられるか伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、私のほうでお答えいたします。

平成18年に教育基本法の改正がありまして、その中で伝統と文化を尊重して郷土愛をはぐくむことということが、大きな目的には掲げられております。それを受けまして文部科学省が、平成20年に学習指導要領を改訂いたしまして、平成24年度、今年度から中学校の1年生、2年生の男子女子に武道及びダンスを必修とすることとしまして、4月からスタートしているところであります。

今回の学習指導要領では、体育分野の武道を原則的に柔道、剣道、または相撲を学校ごとに選択し、事情によってはなぎなた等でもよいとしておると。ここで懸念されているのは、柔道などで頭を打ったり、今おっしゃるとおり重大事故も発生してきております。ほとんどが部活動での事故が多いわけですが、他競技に比べて柔道による重大事故の比率が非常に高いということでもあります。

柔道を選択する学校数は、現時点では全国の6割に達するというところで、授業による柔道での事故防止策は周知徹底をされていくべきであると考えております。

三股中学校におきましては柔道と剣道は、剣道が7、柔道が3の割合で実施しております。柔道の授業は剣道の授業の割合の半分以下となっておりますけども、柔道においては事故が起こっ

た場合、重大事故につながる可能性が大きいため、細心の注意を払い事故がないようにやっていくということを、再三再四お願いしているところであります。

そこで、ことしの5月21日に都城市との共催によりまして、柔道指導の安全講習会も実施したところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、取り組みで必修化になっているわけですが、名古屋の市議会の、ちょっと新聞見たわけですが、投げ込み用の練習マットを導入してはどうかというような提案があつて、その市の教育委員会は、受け身にも衝撃を緩和の効果があり、柔道初心者の安全にも役立つとしてマットを導入するというようなことも伺っております。

そういうようなことで、危険が伴うようなことでありますので、今後よろしく願います次第であります。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 次に、本町はすばらしい弓道場ができたわけですが、中学校の武道に弓道を取り入れるようなことも、話も、今、よく聞くわけですが、このことにつきまして詳細的に詳しくあつたら伺いたいと思つてる次第であります。

それと、すばらしい弓道場ができたわけですから、それに対して大会等もあると思つていますが、この中でほかの地域にこの大会の誘致といいますか、アピールといいますか、そういうようなことも、呼びかけ等を行っているかというようなことも伺いたいと思つてます。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今、ご指摘いただきましたようにすばらしい弓道場ができ上がりました。それで、弓道場を今後中学校の体育分野の武道の中の一環として、その競技を行つてはどうかということではできたときから考えているところでございます。

ことしスタートしましたので、柔道、剣道できておりますからその中に弓道も加えながら、子供たちの必修課の中の一分野に入れていくということは、今後十分話し合いをしていかなくてはいけないと思つております。を、ご理解いただきたいと。

それと、弓道場ができたことで大いに三股町をアピールしないといけませんので、そのためには競技を持ってくることは最大条件になると思つてます。早速、今度の地区中体連の大会では、そこで今まで都城市の弓道場で実施した弓道競技を、この新しい弓道場で実施しました。それから、高校でもその話が出てきておりますので、ここでもできますよという話もしております。

その状況を見ながら、しっかり宣伝はしていかなくちゃいけないと思つているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろいろ今後また、三股町のすばらしい弓道場ができたわけですので、いろんなどころにアピールしながらいろんな大会等も持ってきて、いろいろと三股町を盛り上げていただきたいと思いますと思っている次第であります。

和牛の子牛について伺います。

市と町、JA子牛競り市早期出荷試験対策として、早期出荷促進対策の補助対象牛、1月の競り市、2月中旬、2月の下旬とあったわけですが、このような状況の中で、どういう状況だったかを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 具体的な内容でございますので、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきますが、ただいま議員のほうの質問の中で、早期出荷対策のどのような状況であったかということでございましたけれど、2番の申請何頭であったかというところまで含んで回答させていただきたいと思えます。

この和牛子牛に係る早期補助対象牛ということになりますと、これにつきましては、1月のセリ市、そして2月の前期のセリ市、そして後期のセリ市、この3回において生後276日までに出荷された子牛ということが対象になっております。

早期出荷のメリットとして、通常より早く出荷するということで、繁殖農家については経費の節減につながったという話が聞こえておりますし、購入するほうの肥育農家においては、早い段階で自分の農場に持っていき、そして自分のとこの農場に適応した育成を行うことができたというふうに分分析されているところでございます。

また、今回の早期出荷対策においては市場価格についても低下は見られなかったと。そしてまた、3月以降に心配されておりました県外の購買客、そちらのほうの確保にも、1、2月で早期出荷をしたことによって成果があったというような報告も受けております。

なお、出荷頭数につきましては、1月の市場全体で上場頭数が594頭でございましたけれど、三股町からの上場が24頭、その中で補助対象となったのが3頭でございました。また、2月前後期合わせた分におきましては、市場全体が2,679頭でございますが、うち、三股町からの上場は228頭、そしてその中で補助対象となりましたのが55頭ということで、1月と2月合わせまして、三股町で早期出荷補助の申請頭数として対象となった牛が58頭ということになります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この早期出荷支援対策事業は、これには当たらないほうがいいわけですが、値段としましては値段が安いからこういう補助事業の対象牛になるわけですので、このことに対しましては、また今後何年続くかわからないというような状況ですので、今後もこの対策にまた取り組んでいただきたいと思いますという次第であります。

本町は、昔から畜産が盛んなところでありますし、生産者の皆さんがすばらしい牛をつくっていただきますよう行政と一体となり、畜産の町、三股を大いに盛り上げてアピールしていただきたいと思いますと思っております。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） ここで2時25分まで休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時25分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開いたします。

発言順位4番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） 4番目ということで皆さんお疲れでしょうけども、お願いをしておきたいと思えます。

前回の一般質問で、私は特に資源ごみの持ち去り禁止条例について質問をいたしました。その回答内容はものすごく不満な内容でございました。私は、条例を用いて三股町が率先してすべきではないのかということで質問したんですけれども、回答は、回収指導員の指導をしたい、研修を行いたいという内容でございました。これでは、町民にお知らせするには甚だ気が重いということで、前回の広報については辞退申し上げておりますので、今回も辞退のないような回答を期待をしたいと思っております。

それでは、通告したものについてお伺いをいたします。

質問の1で、三股小学校区の少子化対策はどのような政策を実行するつもりかということで、新しい住宅用地確保をするべきではないかという質問をいたしておりました。これは、先輩同僚議員からもありましたけれども、私は少し視点を変えて、地域を町が農振を積極的に地域を指定して、農振をとるということから、民活もひっくるめて新しい住宅用地の確保はできないかという視点でお伺いをいたしたいと思っております。

場所については、植木のシグナルがあるところから南に進んでいって樺山の二地区公民館へつ

ながるわけですが、その線は、今、町が持っている土地、文化会館がある土地と隣接しているところになります。そういうところであれば、地域な利便性、新たなことの開発等々についても利便性も強いし、三股小学校区でもあるし、そしてまた役場にも大変近いということからいって、理想的なところではないのかなあというふうに思ったところでもあります。

町執行部側の答弁をお聞きをして、後、質問席から質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 指宿議員からのさらなる人口増対策についてのご質問でございますけれども、新たな提案をされましたけれども、まずは、町の考え方を説明をさせていただきたいと思ひます。

三股小学校区の少子化対策ということでございますが、現在建設中の塚原団地、今回がB棟ということで、41戸の戸数の住宅を建設しようとしてますが、そちらのほうでの対応、またはその隣の敷地、約8,000平米ですけども、こちらのほうが団地として残りますので、そちらのほうの分譲、それとまた山王原のほうに今回、栗原住宅と中央団地、そちらのほうを用途廃止しようというふうに考えております。その跡地の活用というものを図ってまいりたいというふうに思ひます。その活用によって、この少子化、要するに三股小学校の児童数を確保できないかというふうに考えているところでございます。

そしてまた、今後の町営住宅につきましてですけども、さきの3月議会でもお答えいたしました、五本松住宅につきまして本年度検討に着手いたしまして、25年度に公営住宅等長寿命化計画等により、手法判断を行う計画となっておりますけれども、五本松住宅周辺にあります射場前、射場前第二、榎堀団地も隣接することから、一体的に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど提案ございました、農振地域からの除外ということのご提案ございましたけれど、今のところ全くそちらのほうは考えていなかったところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 新しい住宅用地の確保という点で、アのところで申し上げたんですが、今、イのところでそれをまたお聞きをしたいなと思ひますので……。

新しい住宅用地の確保というところからいうと、今ある三股小学校区については、ほとんどのところが昔からの土地もしくは新しいところはもうほとんど詰まっている状態、福祉会館の近くという意味ですけども、そういうところからいってなかなか厳しいのかなあというふうに思っ

います。

町営住宅も大切なんです、町営住宅は収入の制限があって、なかなか、それをオーバーしている人については入居ができないということからいうと、先ほどありました塚原団地の8,000平米というのは魅力ではあるんですが、しかし住宅の隣接地でいうと公園もある一定ないといけないやろうと、すべてがそれにそぐうのかどうかちょっとわかりませんが、どこまで考えていらっしゃるのかわかりませんが、その今あるところの三股町の場所で、三股小学校区は、どなたでもほとんど、今度の1年生55名ですか、という形の中で少ない人数になってしまいました。2つのクラスをとるのがやっと、大きい校舎に少ない人数という形になってしまいましたので、入れ物がいっぱいあるわけですから、新たな設備投資がほぼ必要ないとすれば、三股小学校への新しい児童の受け入れというのも考えたほうがいいのかということでございます。

言いましたように、農地転用はなかなか厳しいというのは百も承知なんですけれども、しかし、どういうハードルがあってどういう形で抜くことができないのか、どういうことをクリアすればできるのかというのは、やるやらんという以前の問題として三股町の今からの農業振興法との兼ね合いということも踏まえて、ちょっと検討方お願いしたいと思うんですが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私は以前この農振関係の仕事もさせていただきましたので、そのときの知識から若干申し上げますと、要するに、今現在、農振除外と申しますか、農振地域からの用途を外していくということに対しては大変厳しい、と申しますか、ハードルが高いところになってます。

以前は、ある一定の町の計画でエリアとしまして、そのあたりを、こういう計画があれば外せますよと、外しますよということで、ある一定の理解が得られたところですが、現在の農振除外ではこの特別管理というのをやっておりますけれども、その中ではより具体的に、だれがいつ、どのような形でその住宅を建築するのか、そういう具体的なものが求められるというふうに聞いています。

そういう意味合いでは、新たな土地利用を除外しまして、そこに人口増をもたらすような用途として推進していくためにはハードルが高いなというふうには私は思っているところです。ですから、今のところは、先ほど言いました公営住宅関係の整理統合含めたところで、そちらのほうの用地を有効活用しながら取り組むのがベターではないかと。

また、議員が言われますそういう新しい土地を求めて云々する場合には、その代替地という形で、ほかに土地はないのかということ非常に細かく追求と申しますか、指示されますので、そ

のあたりから考えますと、先ほど言いました残地等を、まだ町内には、町内といいますか用途区域内にございますので、そういうところとの整合性も問われるのではないかというふうに思います。

私は以前この担当でございましたので、今はちょっと若干違うかもしれませんが、後は担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今、議員のほうのご質問の中にありました農振除外に対するハードル、そのあたりを若干述べさせていただきたいと思います。

農用地区域から除外する場合がありますが、まず、今町長の答弁の中にもありましたように、代替地、農用地区域外の土地をもってかえることができないかという、まず1つ目のハードルがございます。その後、農業上の効率的、あるいは総合的な利用に支障がないか、要するに農用地としての利用に影響は出ないかどうか。そして3番目に、農用地の利用集積に支障はないか。今、集落営農等を通じまして土地の集積というのを行っていますが、その集積に支障はないか。そしてまた4番目に、土地改良施設の機能に支障はないか。水利権がございますが、土地改良協会、土地改良区のほうで、水利のほうの用水路等がございますけど、その機能低下につながらないかどうかということになります。そして5番目の要件として、その土地改良事業等は今まで何ヶ所かしてありますが、その工事が完了してから8年を経過してはやくちやいけないという、そのようなハードルがございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ハードルがあるからなかなか農振がとれんということはそれは百も承知なんですけども、一步こう県外とか目をそらしてみると大規模にできて、学校ごとできるところもあるんですね。学校ごとできてるわけですよ。その学校も、小学校じゃない中学校ですわ。そういうところもあるんですね。そこはもうほとんど詰まってしまってるということもあります。そこはなぜ、要するに、一面田んぼであったところですね。

宮崎県はできんけども、例えば隣の鹿児島県はできるということ自体が少しおかしいかなというふうに思いますので、果たしてそれはどういうふうなハードルを、したら超えられるのかという検討は、まあ、見もせんで無理ですわということよりも、ならばどうすりゃできるのかということも検討してほしいと思ってますので、これはお願いをしておきたいと思います。

次、イのところの町営住宅の建てかえということで町長の答弁がありました。射場前住宅ですね、山下医院の周りという意味ですが、あそこは多分4分の1、今入居率はそんなくらいではないのかなというふうに思っています。もちろん、新たに退去されるとその住宅簡平は建て壊されてますので、余計悲惨な状態に見えるんですね。

そういうことになると、五本松住宅は、とてもじゃないけど、今ほとんど満杯でしょうから、でき上がったのも五本松住宅が新しいほうですよ、今市住宅の次ぐらいですか、昭和47年、6年とか、そこら辺だと思いますので、要するに射場前住宅、それから、県営住宅と交換した射場前第二ですか、あそこは県営住宅の跡地ですけども、それも全部して何戸今、あそこの3つの団地ですね、射場前住宅の関係、それから、あそこは何ちゅうたですかね、山下医院の西側、今何戸ぐらい入っているのかちょっと教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まずは五本松のを申し上げます。五本松が134戸中108戸ですね、そして射場前が23戸中7戸、射場前第二が24戸中10戸、榎堀が24戸中4戸です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 全部足して、7と10と4で21戸ですか。多分、今は24戸中とか言われましたけども、もともとの敷地は100戸以上ですよ、要するに、取り壊す前、もともとでき上がった当時の戸数からいうと100戸は軽く超えてると思うんですよ。

そういう24戸で10戸という意味ではなくて、射場前第一、第二県営住宅の跡まで入れて、多分130かそこらですよ、五本松に匹敵するぐらいあったはずですから、そういうところからで17戸ですか、榎堀が4戸、これも壊されてますから、そういうことからいうと全体的に考え直すときに一番いいのかなというふうに思ってます。

地理的条件からいうともものすごくいいところですね。都三線にもそこ、都万線にもそこ、ただ、取りつけ道路が少し狭いかなというぐらいで、あとは大変いいところなので、積極的な改修をしてほしいなというふうに思っておりますが、先ほどちょっと申しましたように、町営住宅については入居者の基準がありまして、ある一定の高収入者については入居できないと。入ってしまった、収入が上がった者においては割り増し料金というのがあるようですけども、できないということのようですから、それだけではちょっと事足りないのかなというふうに思っています。

それでもう一つお聞きしたいんですが、塚原第二団地のB棟について、新たな入居の基準、例えば子供さんがこうですよとかっていうのは考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 今回B棟ということで、41戸を建設しております。内訳としては3DKが33室、から2DKが8室ですね、41戸ということで計画していますが、今のところ入居については収入基準がありますので、それによって、子供が幾らというまだ計画、そういう状況はまだ判断しておりません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これもまたマスコミで失礼なんですけども、例えば地域に積極的

にかかわる人を優先しますよとか、それから、こういう人たちについては優遇しますよとか、そういうのもやっぱり、可能であればしてもらって、例えば私たちのような年齢の人だけが住んでもそれもまた考えもなかなかというふうに思いますので、できれば若い世代の人が、子供さん、もしくは今から結婚するとかですね、そういう形の中の基準をとってもらわないと新たな小学校の増に、三股小学校の増には直接的につながるかどうかというのに疑問がありますので、そういう制約の仕方は可能なかどうかだけちょっとお聞きしたいと思います。できますか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 今まで住宅の入居について、一応収入でと、基準という形ではかやってませんので、今後検討していかないといけないと思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、収入はもうこれは国ベースで、例えば1,000万円も収入がある人が入れない、これはもうわかり切ったことですので、それ以上に三股町に何かもたらしてくれる人、もしくは地域に積極的に溶け込んでくれる人とか、そういうことももんでもらえるとありがたいのかなというふうに思います。

それでは、これ、お願いですので、そこで置きたいと思います。

次に行きます。

先ほど話もありましたけれども、宮村小学校区の関係のでちょっとありましたので、あんまり多くは言いませんけども、国道が立派な国道がモウチョウセンですけどももあります。ほぼ、特定の砂利運搬会社の専用道路になってますけども、このまま放っておくのにはもったいねえなど常々、いつも思っております。

あそこを通ると、都城市はすぐそこなんです。都万線、都三線を通っていっぱいシグナルがあるよりも、これ、すば一と行くんですよ。PRすれば、ものすごく利便性がいいからすぐ家が建てられるのではないのかなと。それが証拠に、眺霧台があったのかなというふうに思っています。改めて三股町の利便のよさというのを痛感させられたことだというふうに思っております。

そこでお聞きをしたいんですが、国道と限らず、もう一つ立派な道路がありますので、要するに休眠してた砂利採取のところに製材所が、あそこいいなあと思ったら製材所ができてしまいましたので、あと、そういう類するようなものについて、砂利採取業者ばかりじゃなくて、そういうところが休眠するところが何かあるのか、もしくはそういうことを考えてらっしゃるのか、それから、あそこは何ですかね、自転車は……（「サテライト」と呼ぶ者あり）サテライトですか、ありますよね。だから、そういう流れは、あそこを通るといっぱいいろんなものが、ここ、でき得るよなというようなどころあります。考えてほしいなと思いますので、すべてにおいて何

か今から、今、同僚議員が聞かれましたので、いろんなことも考えられると思いますが、私のほうからはお願いという形でここはとっておきたいと思います。

それでは、3番目の空き家対策として、家屋敷課税は新たに課税する考えはないかというふうに問うておきました。

家屋敷課税につきましては、地方税法の第294条第1項第2号で、均等割ですね、市町村内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該市町村に住所を有しない者という設定があります。ですから、三股町の町民には一切関係ないんですね。三股町の町民でない人が家屋敷を持っている人に、均等割課税はかけられませんかと、こう、そう問うているわけですから、どういう結論なのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この家屋敷課税ですね、ただいま言われましたようにこの294条の2項のほうに、市町村に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該市町村に住所を有しない者に対して均等割を課税できるということでございます。これにつきましては町の現状と考え方、これについて担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、空き家対策という観点ですので、私のほうが担当ということですので、説明させてもらいたいと思います。

それではまず最初に、町内の空き家の状況を報告したいと思います。

空き家につきましては、全国的に少子高齢化が進むに伴いふえている傾向にあります。三股町におきましても、平成20年の住宅土地統計調査によりますと、住宅総数が1万50戸、そのうち約9.2%、920戸が空き家であるという調査結果が出ております。空き家は近隣住民にとっては防犯・防災上の不安や環境・景観の悪化など、さまざまな問題を抱えております。

今、議員のほうからのご指摘の人口増対策としての空き家への家屋敷税の課税ということなんですが、先ほどありましたように、地方税法の第294条に基づいて、町内に事務所・事業所または家屋敷を有する個人で三股町に住所を有しない人に、県町民税として均等割4,500円が課税されております。これちょっと説明させていただきますと、これは土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは性質が異なりまして、三股町に一定の住居を持っている場合、その自治体から何らかの行政サービス、防犯・防災道路の整備等これを受けているはずだという考えから、住民登録をしていなくても一定の負担をしていただくという種類の税金であります。よって、家屋敷課税の対象になる方は、毎年1月1日現在、三股町に住民登録のない方で、町内に本人または家族が住むことを目的とした自由に居住することができる住宅・事務所を持っている方になります。

ということで、内部でいろいろ検討させていただいたんですが、空き家につきましては、すぐに住める状態であるものは賦課とすることもある。ところが、老朽化した住宅、またはリフォームが必要な住宅、あと相続者や所有者が住むような住宅、または解体費用を要するために放置されたままの住宅など、さまざまな空き家があると考えております。そういう中で課税客体の把握が非常に難しいと考えておりますし、また空き家対策として一定の効果はあるんじゃないかと考えておりますが、こういう今の経済状態の中、新たな空き家に対しての課税ということに対して、町外の方なんですけど、理解が得られるかどうか受けていただけるが十分に検討する必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに答弁の中にあつたように、人が住んでいないのに放置しておく、固定資産税の優遇措置があるんですよ。土地と家で、家が古いわけですから土地・家で優遇制度がある。撤去すると、解体すると非住宅用地になって税金が上がるんですよ。だからあえて壊さんというのもあるわけですよ。だから、そういうことを有効にしてもらうためにも、これが全部調べて例えば2戸とか3戸かもしれないですよ。だけど、三股町は家屋敷税を創設しましたよというだけでもインパクトあるのかなと。

通常、これはこのためにできている法律じゃないんですね。これは通称別荘税ですわ、早い話、それもわかった上でしゃべってるんですよ。別荘持ちちょっとあれしてると人の市町村の道路を通るじゃないかと、じゃ少しくらいの通行料を払えと、これはまあ言い分ですわ。だけど、三股町にそれを言ったってしょうがないので、人口増新たにこの家をどうにかして回転させようと、もしくはリフォームして貸し家にでもしようという引き金にならんかなということで、この設問をしたわけです。

三股町は家屋敷税にしましたよと、例えばいろんなところを見ると、ホームページに「家屋敷課税はご存じですか」と出てるんですよ。非合法ではありませんよと、税法で認められた立派な税ですよと、それをかけるやつを放棄すること自体がおかしいんじゃないかと。法律のってるわけですから。地域対策室でいかんければ、税務はどう考えられておりますかな。お願いします。税務課長。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今、議員のほうが言われたこと十分わかっているつもりでございますが、先ほど室長のほうからも申し上げましたように、なかなか実態がそこがつかめないところから、これには積極的にはやってなかったという面もございます。ただ、この地方税法上は課税するというふうになってますので、その趣旨にのっとれば、その課税客体なりそ

うのを調査して課税する方向ということも考えられます。先ほど言われましたホームページ等に載ってるということですよ。だから、確かにこれがあるんだということ載せることは非常に有効かなというふうに思いますので、そうした上で実務的にどこまでできるのか、そういうところを今後検討しないと、なかなか実際の課税につながっていかないんじゃないかと思いますので、そういった面で今後検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、税務課がすべてわかるわけですよ。例えば、納税管理人が三股町におれば省くとかそれはばかーっとできるはずですよ、今、固定資産税を払ってるわけですから。農地の1反歩、2反歩やったら課税点以下で課税されてないといらっしゃいますよ。だけど、家屋敷やったら何らかの税金がかかってるはずですから、そうなったら、そういうところは税務課で把握してるはずですよ。今納めてもらってる通知書出してるっちゅうわけだから。だから、そういうところで町外に出している人で、ていうふうにしていけば、すーっと出てくるはずですよ。

だから、そういうことを三股町は家屋敷課税を新たにしようになりましたよと、そんなに400万も500万も税金がかかるわけじゃないわけだから、その割には労力の割には身入りがないですよと、わかります。わかるんだけど、それが一つの引き金になるということから、ぜひとも検討よろしくお願いをしたいと思います。次、いきます。2番目の情報公開について質問をいたします。直近でいいんですが、保育料を安くするために、本町が予算にのっていないお金を直近でいくら出しているか教えてもらったらありがたいと。保育料を措置費のお金がありますよね、それよりも三股町安くしてますね、この差ということ、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） 23年度の実績で申し上げれば、町の負担額としては約6,000万円支出しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 6,000万円ですか。いいんですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）お金が要するに予算にのっていないんですね。予算にのってません。要するに、新たにそういう特別会計があってそこで保育料を徴収していれば、特別会計繰出金としてするけれども、実際上は保育料を安くするだけだから予算は出てこないですよ。出てこないのにわざわざ安くしていると、それは広く三股町はこっだけ子育てのためにやってますよと、保育料を安くするためにこっだけの金を使ってますよというのにはいい材料だと思うんですよ。300万とか400万の話じゃない、今言われると6,000万ということだったですよ。概略でいいんですよ、5,000万なのかもわかりません、だけどいいんですよ、そういう何千万単位のを毎年払って

るわけですね。となれば、それは三股町はこうですよと厚地の紙にふってでも当初予算の中にいれてでもいいような気がするんですけども、そういうところについて町長PRというのは考えてますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この町の福祉施策についてPRが足りないということで、以前も一般質問でございました。やはり、この三股町がどういうところに力を入れているか、このあたりを大いにPRすることは大事だろうというふうに思ってます。それでそういうことを担当課のほうにも指示を出してるんですが、なかなかその意欲が伝わってこない部分がございます、その点はずっとやりなさいということで、今回の一般質問に対する回答として担当課のほうにも話をしたところでございます。担当課のほうで、中身について報告等のかねて説明をさせます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） そのPRとしましては、毎年2月に保育所の入所更新を行っておりますが、そのときに子育てに関するその他の制度を含めた資料とともに保護者の方にお渡ししたり、子育て支援センターや福祉課の窓口でも配布等を行っております。その中でそういった説明をしております。現在、町内の11保育所の定数総数は745人であり、その定数に対する4月1日現在の入所人数は751人で、定数オーバーの状態でございますので、回覧やホームページでのPRは今まで取り組んでおりませんが予算額・決算額の公表は町の責務でもありますので保育料初め独自政策の負担額つきましては、わかりやすい方法で広く町民にPRしたいと考えております。

なお、町内の2つの幼稚園に本年度当初に認定こども園の認可がおりまして、3歳未満の定数は45名増加となったところもつけ加えて報告いたします。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） どれぐらいのPRされてるのかよくわかりませんが、例えば知るかぎりと言うと、こういう保育料の一覧があって、こういうことですよというのがあるんだろうとは思いますが、これも議会には諮られないんですよ。議案としては上がってこないんですよ。何で上がってこないのかと言ったら、三股町児童福祉運営費規則というふうになっています。規則では上がってこんですね。それを議員の皆さん、我々も知るためにも、厚生省から来るんですか、厚労省から来て、県が来てそして町に来るんですか。別にこの表がこうあるんですよ、これをこう変えたんですよ、変えようとしてるんですよ、これくらい安くしてるんですよ、総額いくらですよというのを、2番目に入りますけど、条例化するべきだろうと。間に合いません、わかります。間に合わないとは、今までも全部専決でやられてますよね。だから、条例にして、

そして専決をやって直近の議会でそれを諮ると、そうすることによって、議員さんを含めてみんなが「ああ、こういうことになってるんや」というのがより現実的にわかるのかなというふうに思いますのが、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この保育料のほうをいくら町が負担しているのか、あるいは国の基金がどうあるか、そのあたりを皆様方に今までお知らせしなかったということが、非常に情報を開示していないといいますか、予算の内容を説明していないというところで、若干この理解への努力が足りなかったのかということは反省をさせていただきます。ただ、この規則ではなく条例化ということですが、これについての考え方、こちらのほうを現状、県内の状況も含めてですけれども、そしてこの考え方について担当課のほうで説明させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（東 光吉君） お答えします。

児童福祉法に基づき地方公共団体が設置する保育所、その他の児童福祉施設は自治法上の公の施設に該当しますので、本来ならばその使用の対価はすべて自治法第225条及び第228条第1項の規定により、条例で使用料として定めて徴収すべきものであると思われま

しかし、保育園の保育料は、公の施設の利用対価として徴収するものではなく、入所に要する費用、入所後の保護に要する費用等に要する保育費用を養育義務者に負担させるもので、一種の負担金であるとされております。さらに、児童福祉法第56条第3項の規定によって徴収する費用は、同条に直接関係を持つ負担金であるので、市町村限りでこれを定めて徴収し得るという昭和32年8月3日付厚生省児童局長通達及び昭和44年3月13日自治省行政課長回答も出されており、多くの自治体が規則で対応している状況であります。県内でもほとんどの全市町村が規則で対応しております。また、現在制度の福祉関係制度も流動的で、多くの法改正が生ずることも想定されますので、改正に迅速に対応できる規則で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 迅速に対応するからという言葉は、先ほど言ったようになれば専決でもいいでしょう。だけど、議会に、要するに条例改正をしましたけどまにあいませんでしたから専決しましたよと、そういうのはいっぱいあるわけで、その間に合わないというのは今さっきありました児童福祉法第56条第3項、これは徴収することができる規定ですよ、これ。読みましょうか。「保育所における保育を行うことにかかわる児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」でしょうこれ。56条の3項には準拠してませんので、だからそういうことじゃなくて、三股町がこういうふうに、先ほどからも何回も言いますけども、子供たちにこんく

らい一生懸命してますよ、とそのためにも条例に定めてこういうふうにしましたよと、これに伴う予算は表には出てこないわけですからこれにともなう費用はこれくらいかかっておりますよとするために、条例でどうですかとこう言っているわけですから、再度答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在のところ条例化というところは、まだ担当課のほうとのまた庁内での検討はしていないところでございますが、ただ言われるように、三股町の児童福祉施策、この保育料だけに限らずいろんなところのPRが足りない、そしてまた議員さんたちにもどういう町の上乗せがあるのか、そのあたりを明確にまだ説明していない部分もあったということで、そのあたりを明確にしながら、そしてPRしていきながら、町の政策を大いに出していくことが大事だろうというふうに思います。

これは、条例化については提案を受けましたので、一応内部でいろいろと検討させていただきますが、県内ではどこもやってないということでございますので、そのあたりはどうか、そのあたりの調査も含めて勉強させていただきたいなというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ条例化の方向を含めて検討してほしいと思います。もしできないとすれば、当初に間に合わなくても、直近の議会でこういうふうには三股町は保育料を下げる原資を確保いたしましたよと、こう規則をこうかえてますというぐらひは、表を2表つくって出してもらえればいいわけですよ。これが今の三股町の保育所、措置費の厚生省から出てくる表と2つポンと出してあげれば「これがこう変わったのか」ということで、その原資はいくらですよと、それは何回も言いように一般会計の予算の原資の中には出てこない形になってしまうですかね。こんな形になるよね、実際は。特別会計を組めば別ですけど、だから、ぜひとも内部登用を積極的に、総務課長が元福祉課長でもありますので、陣頭に頑張ってもらえるとありがたいなと思っております。

次にいきます。3番目の原子力に頼らない発電はできないかということで、花と緑と水の町三股町でつく以上は、子供たちの学習のためにも、今の農業用水が大変きれいだとか、もしくは汚いとかいろいろありますが、そこを利用して落差を利用した小水力発電をやろうと思えばできると思うんですよ。水車じゃないので、少し音も出たりいろいろするのもかもしれませんけれども、三股町として小水力発電、昔、長田のトンネルに水が物すごく出るところがあるんですね、あれを長田の集落の近くまで水引いてこれんか大八重のところまで水引いてこれんかというふうに考えたことがあったんですけども、水が枯れると、時期があるんです。それについての検討はそこで終わってしまったんですが、しかし、とはいえある一定のところに行くとも、水がこう出てきているわけで、そうするとその水は必ずもとの川に戻すわけですから、一切汚しもせずに戻し

てくるわけですから、農業用水のところの小さい落差を利用したような形で小水力発電、場所はいっぱいあるだろうと思うんですね。そういうことを担当課に指示されるような気持ちはないでしょうか。町長お伺いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 福島第一原発事故以降、脱原発あるいは縮原発が国民の声というふうになりつつありまして自然エネルギー・再生可能のエネルギーへの関心が高まりつつありそしてまたいろいろな民間含めてプロジェクトが動きつつあります。そして、ことしの8月には固定価格買取制度が施行されることから、より一層の取り組みが期待されているところでございます。本町でも太陽光発電設備設置への支援を実施していますが、またエネルギーの地産地消とも言われることから、自然エネルギー・再生可能のエネルギーについて、本町のスタンスとして検討することも大変重要だろうというふうに考えてます。

そこで、農業用水を利用した小水力発電についてでございますけれども、担当課長が具体的に回答します。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、農業用水を利用した小水力発電はできないかというご質問に対して、具体的なお回答をさせていただきたいと思えます。

小水力発電につきましては、現在、宮崎県内でも数地区が稼働しておるようでございます。その中で施設管理者というところが土地改良区になっているところについては、農業用水を利用しているものというふうに思われております。

本町におきましても、平成21年度に宮崎県土地改良事業団体連合会、県土改連ですが、梶山地区を1回調査しております。そのときの結果ですが、10キロワット以上の発電ということになりまして、電気事業法上の届け出そして主任技術者の設置、発電のための水利権の許可、かんがい水利権の許可が必要となるというふうに報告は受けているところでございます。

このように農業用水を初めとする小水力を用いた発電の普及推進に当たりましては、さまざまな課題が指摘されております。例えば、法制的障害ということで、河川法そして土地改良法、電気事業法などの課題、それから2番目として技術的な障害で、これは発電用の設備云々ということになります。3番目に利害関係による障害ということで、水の利用者あるいは水利権者・管理者に係る課題、そして4番目、経済的障害ということで、いわゆる採算性になりますが、そういったことが指摘されております。

しかしながら、昨今の電力不足という現状というのは重々承知しておりますし、小水力発電あるいはもっと小さなところをマイクロ水力発電というふうにいいますが、そのあたりについては、大規模な地形変革等を伴わない発電方式ということになりますので、期待されているところもご

ざいます。また、平成24年度に5月に説明会があったばかりなんですが、小水力発電等農村地域導入支援事業というのが、国と県から新たに出ていてございまして。これについては、まだ勉強不足ではございますけれど、その中を見ますと、地域内の街灯や公共施設の利用を含めたところを許可になっておりますので、ぜひ検討、協議を行いたいというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひこの水力発電はキャッチフレーズの三股町ですからぜひともとりあえず、障害がいっぱいあるのは百も承知なんですけども、障害があるからって二の足を踏むんじゃちっとも進みませんので、とりあえずどっか一つやってみようっていうことをすると、また違う考え方も、また違うアイデアも、また違う事業所もあらわれてくるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひ水がいっぱいある町としてお願いをしておきたいと思います。

次、同じような趣旨なんですが、バイオマス発電という形でお聞きをいたしたいと思います。三股町ではないんですが、今三股町が発電の電気という需要町ですね、全然発電してませんので、そういうことから言うと少しでも何かならんかな、バイオマスを利用するということになる三股町は相当資源があるのかなと思いました。それで有効活用できたものについて、場所によってはそこで発電したものでいろんなこと、その施設を回すというか、そういうことも考えながらされているところもあります。

新たな施設をつくと電気を食うだけということにならないように、そこはそこの施設で賄うような形をとりますというような形を含めて、少しバイオマスという考え方の観点を三股町はどう考えられているのか、少しお聞かせを願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 再生可能のエネルギー、バイオマス発電も含めてなんですが、一応取りまとめとするということで、私のほうから回答させていただきたいと思います。

小水力については今ありましたので、バイオマス発電についてちょっとお話ししたいんですが、ご承知のように、バイオマス発電は動植物から生まれた有機性の資源をエネルギー源として活用した発電のことであると考えております。バイオマスは大きく分けると、廃棄物系と栽培作物系に分かれております。

廃棄物系では、原料としましてはまず1つ目は家畜ふん尿、2つ目が間伐材とかおがくず、3つ目が生ごみ・廃油、（家庭から出る生ごみ・廃油です）などに分類されております。

それともう一つの栽培作物系では、海外などでエタノール燃料用としてトウモロコシなんかがあります。

ということで、これらの廃棄物系等について、それぞれ各関係部署あるんですが、集まってち

よつと協議をしたところなんです、まず家畜ふん尿の再利用について検討しております。これにつきましてはご承知かとは思いますが、都城市高城町にある株式会社南国興産が県内の養鶏農家から鶏ふんを集荷し、発電を行なっております。鶏ふん以外の家畜ふん尿につきましては、それぞれの農家において堆肥として自家処理をし農地に還元するなどの再利用が進んでおるところでございます。

次に2つ目の原料ということで、木材などを利用した発電についてなんです、これは一般的に未利用の丸太材とかからペレットを製造し、石炭火力発電の混合用燃料として、この地域におきましては都城森林組合が管内の林地残材などを小林市にあるウッドペレット製造工場に納品しておりまして、そこで製造されたペレットは佐賀県の火力発電所で利用されているところであります。また現在県央地区において間伐材や林地残材を燃料とする火力発電が計画されておりまして、本町の町内の間伐材や林地残材の集荷対象となるであろうと聞いておるところです。

それから、最後の生ごみについてなんですが生ゴミについては本町におきましては減量化の取り組みを実施しておりまして生ごみ処理機の購入補助制度、あとはEMの活性液の無料配布による自宅での堆肥化を実施しています。また、廃油等につきましては、回収体制とか回収後の管理、利用体制、経費などについて引き続き調査研究している、というような状況です。

以上のようなことを考えたときに、バイオマス発電の原料になる資源の安定的な供給が今のところ見込めないんじゃないかというような結論になっております。ということで、現在のところはバイオマス発電の導入計画というのは考えていないところであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いっぱいあるんですけども、あえてバイオマスとしたのは投網をかけたわけじゃないんですが、一般論の中で三股町は何か考えていないのかなあとということで聞いたわけですよ。私自身の頭の中は、農畜産の廃棄物及び生ごみという形の中で、それを混ぜて三股町以外、宮崎県以外のところではいっぱいそういう発電をしているところはいっぱいあるんですよ。農畜産の町三股とすればその材料には事欠かんとかなと、言っちゃあ悪いんですけども、農地還元やり過ぎて喜ばれてるところはなくて、やり過ぎて苦情が来るところは山と知ってるんですけども、そういう考え方は環境もしくは産業振興課長について、地域新政策じゃない観点から苦情等がありませんか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃるとおり、今、町内の養鶏農家の鶏ふんについては、先ほど地域政策室長の答弁がありましたように南国興産へ入れております。そのほかの家畜については、三股町においては畜産業のほうで堆肥舎の事業を導入しまして、堆肥舎を全戸つくって

おります。そこでの堆肥活用ということで、まして、また有機農業とかあるいは自然性農業を進めるに当たって、県などからも指摘されまして、その堆肥を還元していくという方針に立って、今それを動かしているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 昔、水道が地下水から水を通すときに、硝酸性窒素が今何メートルきてるという調査が来てたと思うんですが、今そういう情報等は水道課にはありませんか。情報等はありませんか。ない。わからん。ではオーケーです、いいです。要するに浸透していきよるわけですよ。農地還元したりなんかして硝酸性窒素がどんどん地下に、これがもし取水源のところまでおりてきたときに三股町はアウトですわ。だから、表流水から水とらないかんという話になってくるんです。

そういうことから言って、農地還元をしたりいろんなことやったりする、それはどんどんそこに蓄積されていくわけですから、そういう問題もやっぱり考えておくべきだと。もし、それが発電という形になるのであれば、少々のはしてでも考えていかんといかんとではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも新たな材料が見つからんとかそういうことではなくて、三股のあそこの高才原の墓地のこっちは、もう農地還元し過ぎてどうにもならん土地がありますよね、ご存じだとは思いますが。農地還元という名前で全部ばかされてしまう、我々がだまされてしまったらいかんのかなと。ましてやあそこはシラス台地ですから、下にどんだけでも入っていくのかもしれないけども。しかし、それは大変大きな問題を含んでいるというふうに思っていますので、ぜひともご検討して、ハードルは何なのか、何をクリアすればいいのかをご検討願いたいと思います。

最後に駅舎の利便性についてということでお聞きをいたしておきます。今、「三股の駅舎」それから隣の「よかもんや」、夜あそこに、きょう雨が降ってましたけども、携帯電話を持たんければタクシー呼ぶこともままならない状態、ましてや子供たち高校生も乗り降りするわけですから、そういうことから言って、公衆電話がいずれか、2つも3つもいらんとですけども、その近くにつけられんもんかなと。それは今はやりのボックスということになると、なかなか厳しいのかもしれないけれども、ボックスじゃなくても、何かいい手だてはないのかなというふうに思っていますので、その点について検討されていっての結果なのかどうなのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この駅舎の利便性向上、「よかもんや」あるいは三股駅舎、公衆電話がないということで、これについての対応、これについての答弁をさせていただきます。

携帯電話の普及に伴いまして、公衆電話の稼働率が低下しておりまして、全国的に公衆電話の

設置台数が減少している状況にあります。総務省が発表した平成22年版の情報通信白書によりますと、公衆電話の設置数は平成12年から22年の10年間で6割減少し、今後も公衆電話の必要性はだんだん減っていくものと予測されています。

このような中、町内におきましても利用者の減少等から公衆電話の撤去が見受けられますが、駅舎については本町の玄関口でもあり、また交通の要衝でもあることから、携帯を持たない高齢者や子供の配慮として、公衆電話あるいはそれにかわるものの設置をこれから検討いたしたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、弱者を切り捨てるだけなら行政は要らないんで、いろんなことも想定しながら、あそこに人が立ちやすいということも踏まえて、今、町長の答弁であったように検討していくということですから、検討した結果どうにもならないじゃ、どうにもならないので、設置するための検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ここで3時35分まで休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時35分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開いたします。発言順位5番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） みなさんこんにちは、というよりお疲れさまでございます。私は最後かなと思いましたが、まだちょっと時間がありますので、朝からの心配していた台風4号はそれたんですけども、まだ大雨強風注意報が出ているということでまだまだ油断はできないかと思っております。それにしてもまた青空が出てきたんですけども、幸いに交通の乱れや建物の被害は出てないということで聞いております。何よりですけども、その後も台風5号というのがありまして、そのほうがちょっと進路が気になっているかと思っているところでございます。これからの時期といいますか、ことしは台風が非常に到来するのが早過ぎるということが、けさの新聞にも書いてございました。大雨災害が発生する機会が今後多くなるかと思っておりますので本日の通告はこれに合わせたかというよりも台風のほうが勝手にこっちに来たんです、きょうですね。そういったことを含めて災害を含めた危機管理体制に関する質問でございます。

先月、議会報告会でも長田地区から土砂災害に対して不安があるという意見や提言をいただきました。口と目を通して、目で訴えるような大変貴重なご意見でございましたので、これらを含

んで私の質問というか通告にさせていただきます。

それでは、危機管理体制の強化対策についてですけれども、1995年に発生した阪神・淡路大震災や昨年度の東日本大震災の発生により、日本は地震大国であることを改めて認識したところでございます。国や自治体が防災計画の見直しを図っていますが、本町におきましても三股町地域防災計画の見直しを行い、3月に改正ということで、マニュアルといえますか冊子をいただいたんでありますが、今、簡単に目を通したんですけれども、本町においても日向灘沖地震や温暖化による台風の大型化、極力津波はないかと思いますが、かわりに土砂災害リストの自然災害に加え、最近では中国による漁船衝突事件や北朝鮮による人工衛星と称して弾道ミサイルが発射されました。こういった挑発などを含めた有事を危機管理体制が必要かと考えているところでございます。総合計画のなかで災害・危機・有事等の際、町民の生命や財産を守り、職員の危機管理体制能力の向上や危機の際に迅速的確に対応できる体制づくりとありますが、これは具体的にどうということか伺います。

あとの質問は、質問席について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では堀内議員の危機管理体制の強化推進についての①について回答させていただきますと思います。

災害・危機・有事等につきましては、自然災害・大規模事故・感染症・テロ行為などのほか、一昨年発生しました口蹄疫などの家畜伝染病など、想定される事案は広範囲に及んでいるところでございます。そのような中で自然災害、特に風水害や台風時における土砂災害については平成18年度から地域住民・消防団・役場職員による防災訓練を実施しているところでございます。また、職員についても同時に避難所運営マニュアル等を作成しまして、訓練をいたしているところでございます。具体的には担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員につきましてはありますが、その訓練の中で災害対策本部の設置、災害時に必要となる避難所の開設・運営に関する訓練、災害時要援護者に対する避難訓練、県などの関係機関への連絡や広報車・防災無線を活用した住民への情報伝達などの情報伝達訓練を実施しているところでございます。

しかしながら、日向灘沖地震が発生する確率が高まっているとも言われており、特に地震による災害は町内全域にわたることから、有事の際、職員の連絡体制や参集基準の徹底、行動計画、災害用品備蓄などさらに整備が必要と考えております。

また、4月危機管理係を設置いたしまして、昨年発生いたしました新燃岳の降灰被害のように

全課にまたがるような災害や、口蹄疫などの多数人員が必要となるような災害については、関係課とともに対策協議から対応することにしており、より迅速な対応がとれるようにと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 昨年12月の一般質問で同僚議員も似たような質問があったと思いますが、マニュアルについては、皆作業が完了後に消防防災活動要領、避難所運営自主活動組織の活動マニュアルなどが整備され、3月に改正ということで、特に町内に考えられる災害で大きいのは、見直しの対応にあったように、風水害とか土砂災害、震災、火災、火山の噴火というあたりでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、その他の災害も念頭に入れて万全の体制をとっていかなければならないと思いますけども、今年の3月11日の際消防隊の方々が取り残されたお年寄りや寝たきりの方々、障害者救助の際に津波にのまれて災難に遭われたという報道がありましたけれども、そういった災害時要援護者の支援対策が重要かと思われそうですが、そういった立場もとらえてはいますけれど、と思われそうですけども、計画書の中に救護対策や整備がありますけれど、災害は忘れたころにやってくると言われるように、先ほど言いました災害時要援護者の支援対策としては、防災訓練等とか施設とか自主防災組織で行い、検証していくということでもよろしいんですか。その点をお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 災害時要援護者につきましては、さきほどご質問の中にもありましたけれども、今まだ完全に調査が終わっている段階ではございません。4地区、5地区がたしかリストアップが終わったところでありまして、その他の地域については今、集約中でございます。そのような結果を踏まえて、今後地域と一体的に支援していくという形になりますので、その段階でまた職員との連携を密にした体制づくりを努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほどご説明があったように、災害時要援護者の支援としては大切だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、避難所の件ですけれども、地元2地区におきましては、最初見てもらった分館、交流プラザ、中学校の体育館等がありますけれども、避難者の大多数になった場合は近隣の住民は避難所によってはどうかかわからないんですけども、公民館とか青年の家に避難がされるんじゃないかと自主避難ですね。谷・櫟田、上米とかにはそういった青年の家とか公民館がありますけれども、それらが今、建物が古く40年近くなっていて、どちらかというところちに避難されてもちょっと危ない面が設備が整ってませんので、今回、谷地区におきましては、改修ということをお願いをさせていただきましたので、その点はひとつ

よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問で入りますけども、地域防災計画見直し後の訓練と、災害で孤立した地域が発生した場合の対応について伺いますが、今回、先ほど言いましたように、地域防災計画が見直され、3月に改正ということで地域防災計画書をいただいたんですけども、見直しのポイントといたしまして、先ほど言いました土砂災害が挙げられるということで、6月10日、今月に長田地区で土砂災害に対する防災訓練が実施されたてあるんですけども、これはそういった見直しを含めて、まあ、土砂に対する準じた訓練であったということでもよろしいのであるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 平成19年度からだだったと思いますけれども、町内の6地区、4地区、3地区、今度が4回目ですかね、5地区ということで、今回は土砂災害を想定して避難訓練を実施したところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この前、議会報告会の際にも、特に長田地区はこれから先、土砂災害は心配されているという声がたくさんありました。先ほど言いましたのは、過疎地域でも災害擁護者の方も長田地区多いかと思ひます。

また、町内においても長田地区以外に、宮村、高畑、細目地区も似たような地区だと思ひますので、最近、揺れは大きくないにしろ、小さな地震が多発しているように感じられますので、また台風シーズンを前に、これらの近くで災害で孤立した地域が発生した場合について伺ひます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 私のほうで回答させていただきます。

町内で孤立した地域が発生する可能性が高い地域は、今言われたところの1地区の細目、それから4地区の中野、そして第5地区であろうと思ひます。町内、これまで第4地区については、橋梁の耐震化、5地区におきましては、川の対岸の道路を整備するなどの対策を行ってまいりましたけれども、山間部であり、孤立する危険性が完全に解消されたわけではございません。

孤立した地域が発生した場合につきましては、状況によって対応は変わるものと思ひますが、まず基本的な考え方といたしましては、孤立住民の不安の解消を第一と考え、状況把握を行い、通信手段の確保や必要物資配給など必要な措置を行ってまいります。また、それと同時に2次災害等を考慮しながら、早期の生活道路などのライフラインの復旧を進めてまいります。これらの対策につきましては、現地対策本部や関係機関の情報をもとに、災害対策本部において決定していくものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） なぜ、こういったしつこくお聞きするかといいますと、きょうのこの台風4号もなんですが、昨年、紀伊半島南部を襲った台風12号ですが、これが甚大な被害をもたらしたということで、被害の検証で、こういった言葉を言われていますので紹介しますと、台風12号による被害は、見方によると、人災であったということが言われております。というのは、土砂崩れの場所がほとんど杉やヒノキの人工林であったということと、また近くに治水ダムや利水ダムがあって、その放水量により問題があったということが指摘されております。

先ほどの町内の地域には、大きなダムはないんですが、えん堤とかがございます。また、2地区におきましては、上米地区、大小7つの治水系がありまして、そういったことも、人家が近くにあつて、きょうも消防団が警戒に回っていると聞いていますけども、そういった場所によっては、池が崩れたり、そういった心配もあるし、また長田地区とかそういったところによっては、土砂崩れによって川がせき止められ、ダムというか、こう自然災害の発生することが考えられますので、そういったことも念頭に置いていかなければいけないと思いますけども、どうしても、こういった場合になったときに、消防団とか、自力では、活動できないところは考えられると思うんですけども、そのときに、自衛隊とかそういった要請を行うんじゃないかと思いますが、それで自衛隊のほうに問い合わせしてみました。宮崎地方協力本部に問い合わせたんですけども、まだこういった防災訓練をしてないのかということ聞いてたところ、5月27日に都城の志和池地区でこういったことを想定して水防訓練ですか、そういったことをやってということで、三股町では自衛隊関係との防災訓練等はやってらっしゃるんですか。どうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 自衛隊との連携というか、防災訓練ということになれば、その今、言われた5月27日、これに町長も出席しておりますし、本来、私も出なきゃいけないんですけども、私のほうはちょっと欠席したんですけど、担当もそれぞれ出ております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） はい、わかりました。そういった要請が必要かと思いますが、昨年の夏ときには、消防団と操法訓練のときに県の防災ヘリですか、そういった訓練も小まめにやっていますので、そういった防災組織の訓練を必要に応じて今後、できていただければいいかと思っております。

続いて、次の質問に入ります。

災害や有事の際の緊急情報の発信について伺いますが、4月に北朝鮮が人工衛星と称して弾道ミサイルを発射したのはご存じだと思いますが、各国の報道機関を招き、世界のメディアに公開し、発射成功の自信を深めていたんですけども、結果的には失敗に終わったということで、

13日に発射に対して防衛省は首都圏や沖縄県石垣島などにミサイル落下の予測をし、迎撃、配備等の万が一に備えたということで、緊張が走ったんですけども、指摘されたのが政府として情報伝達の遅さが指摘されたということで、全国瞬時警報システム、J—ALERTですか、それが作動しなかった。どちらかという、緊急情報ネットワークシステム、Em—Netですか、システム的にはわからないんですけども、これが早かったということで、本町としては23年3月に、システムの整備が完了したとありますけども、このときの対応はどのように対応されたかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この質問の災害や有事の際の緊急情報の発信ということで、ちょっと前段申し上げますけど、住民への情報発信手段につきましては、通信技術の向上によりまして、現在、多種多様な方法がございましてその中でこの地域に有効で効率的な伝達方法の確保について、それぞれ検討を行っているところでございます。

先ほどありました、全国瞬時警報システム、J—ALERT等、また本町では防災無線ありますけれども、そちらのほう検討と、いろいろとやっておりますので、その点につきまして担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 現在の本町で行っております緊急情報の発信について説明いたします。

まず、23年の3月に言われましたけども、22年度に整備いたしましたJ—ALERT、全国瞬時警報システムにつきましては、武力攻撃などのほか、地震におきましても震度5弱以上の揺れが予測される場合においては、消防庁からの自動起動送信により緊急地震速報が町の防災無線、行政無線に放送されるようになっております。

次に、本町で運用している住民への情報発信手段につきましては、防災行政無線、それから職員の公用車での広報、消防団による広報、自治公民館長への連絡、報道機関へのファクス連絡、県防災防犯メールへの発信、それから町のホームページへの掲載、NTTのほうは、ドコモエリアのメールを発信を行っておりますので、今そういう形で取り組んでおりまして、AUとソフトバンクにつきましても、既にサービスを開始しておりますので、また取扱いについては、今後検討していきたいというふうに考えております。

また、本年度より、防災行政無線につきましては、デジタル化への更新を進めておりまして、双方向通信も可能というふうになっております。費用などの検討は必要となりますけれども、現在、今年度中に調査実施設計を行いまして、25年度から2カ年で整備することにしております。

緊急情報の発信につきましては、多種多様な手段での発信と速報性を求められてると考えてお

り、今後も通信技術の進展に応じた対応を検討していきたいというふうに考えておりますけれども、先ほど、今回のにはどうやってされたというのは、北朝鮮のミサイルについてですかね。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 13日に発射されたということで、聞くところによりますと職員が2名ぐらいですかね、待機していたということで、稼働について正常に稼働したのかなとか、それを聞きたいんですけど。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 申しわけありませんでした。当日は2名の職員が、待機しておりますして状況を見守ったわけなんですけれども、結果としてこのJ—ALERTは、先ほど言われたように、作動しなかったというところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今回は、住民まで伝達されなかったということでございますけれども、システムの流れを見えますと緊急情報を受信した防災無線が自動的に起動し、それは住民の皆さんに、警報やサイレン等内容が放送されるということでよろしいわけですよね。警報音というのが、サイレンは火災のサイレンとは違うとか、別に、そこまでちょっとわかりませんか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 大変申しわけないんですけど、聞いたことがまずありませんで、一回は鳴らすべきだという話も確かに出ておりますので、十分、住民のほうに周知して、鳴らす練習とか、そういうのも必要なんではないかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） といいますのは、長田地区でちょっと出たんですけども、防災無線とかが聞こえないとか、聞こえづらいというのが出てまして、または聞く体制が整ってないというご意見が出ました。地域によるかもしれませんけども、お隣の山之口の放送のほうがよく聞こえたということで、また、行事があるごとに町のほうも小まめに放送しているのかもわかりませんが、まあ、そういったことも必要かというところで、現在テレビやいろいろな情報が入ってくるんですけども、深夜とか屋外にいたときに何の警報がなっているのかとか聞き取りにくいとか、この警報は何なのかというのも、防災訓練時にそういった音の種類とかそういったことも説明してもいいのかなということで伺いました。どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどちょっとわかりにくい説明で申しわけなかったですけども、行政無線についても今まさに検討しておりまして、今年度に調査、実施設計というものをやりた

いということで、今、庁舎内に検討委員会を設けまして、県の協力も得ながら、それに向かって検討進めているところでございます。できれば来年度、再来年度、25年度、26年度にパンザマストこちらのほうも含めて、見直しを図っていききたいと。今言われるとおり、よく聞こえない、聞こえ過ぎると言ったり、それから、この前ちょっと、ああ、そうかなと思ったのが、平屋だったから上にあったらしいんですけど、3階建てができたならまともに聞こえるようになって、うるさいという声があったとか、そういう、いろんな状況が変わっておりますので、デジタル化ということで、今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 防災無線が聞こえる、聞こえないは、いろいろ地形とか地域によって差がありますんで、そういったことを含めながら、今後の検討をよろしく願いいたします。

次の質問に入りますけれども、東日本大震災での消防団と自衛隊の評価、それに自衛隊派遣にかかわる要請の要求について伺います。

昨年、3.11発生した東日本大震災で消防団や自衛隊の存在の大きさを改めて実感したところでございます。消防団におかれましては、家族をさておいての自分の安全を確保がならない中での活動の様子をテレビ番組を見て、もし自分がこういった立場になった場合はどうするんだろうかということを考えさせられた場面が出てきました。津波が迫ってくるのに、避難誘導や搜索等の任務を続ける団員の姿があり、自分の命か他人の命かということ考えさせられることでありました。

また、自衛隊においても、阪神淡路大震災の経験を生かした災害現場の活動ということで聞いております。ふだんからの大規模な出動計画や訓練が役に立ち、災害発生時の現場の確保やその後の活動が計画性があったということで評価を受けております。

消防団、自衛隊等も災害現場での人命救助や気の遠くなるような遺体搜索などを含めて献身的に活動していただいていることを感謝しているところでございます。

消防団につきましては、特にボランティアにもかかわらず、それ以上の活動を実施し、地域的にも貢献しております。自衛隊においても、国防はもちろんですけども、本県では、鳥フルや口蹄疫、新燃岳ですか、その他にいろいろと即戦力となる組織だと認識しているんですけども、これらの活動を踏まえて昨年の東日本大震災での消防団と自衛隊の評価と自衛隊派遣にかかわる要請の要求について改めて伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 東日本大震災での消防団と自衛隊の評価についてということですが、私が評価できる立場ではないと思いますけれども、消防団では岩手、宮城、福島で防潮堤の捜査や避難、誘導などの活動中に、把握できているだけでも、250名以上の殉職者を出したと

いうことをごさいますて、大変ショックを受けておりまして、またそして亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいなというふうに思います。

また、消防団、自衛隊など自身も被災者でありながら、救助活動や行方不明者の捜索など活動の姿を報道で拝見いたしまして、ただただ頭の下がる思いでありました。この東日本大震災での状況を教訓といたしまして、災害時における安全な活動体制の確保対策などの検討は必要であろうというふうに考えています。

次に、自衛隊派遣の要請については、災害対策基本法第68条の2では、町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で応急措置を行う必要があると認めるときは都道府県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができると、さらに知事に対する要求ができない場合には災害の状況などを防衛大臣、または大臣が指定する者に通知することができるというふうになっており、この規定の手続により、もし万が一のことがありましたら、進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 本当は、消防団とか自衛隊が災害で活躍しないほうがいいというのは、つまり災害がないほうがいいということを言いたいんですがございますけども、あえて、3.11では多くの消防団員を必要とした。自衛隊においては過去最大10万人の動員があつて、都城駐屯地から50名が炊き出しや派遣されたということを聞いております。

当時の防衛大臣は自衛隊についてですけども、最後のとりでということで、自衛隊のあとには、まあ、だれもいないということです。危険とわかっているけども、命令や任務になれば迷うことなく進むということを聞いております。活動するということですね。

また、本町においても高齢化や過疎化が進んでいますけども、日向灘沖地震、新燃岳の噴火、温暖化による台風の巨大化、あるいはまた竜巻ですね、そういった、まあ、家畜伝染病等も含めて自然災害はふえる一方だと思っておりますけども、やむを得ない場合に限って、自衛隊の果たす役割は大きくなると思われませんが、町長はこういったことについてどのようにお考えでしょうか。災害が大きくなるっていうか、多くなることについては。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これまでも、自衛隊の派遣をお願いしまして、いろいろと本町の災害にも対応していただいております。昭和44年の6月30日の新坂のときもそうだったと思います。そしてまた、この前の平成17年の台風14号でもそうだったと思います。

ふだんから本町の災害危険箇所の点検等については、自衛隊の方々も来ていただきまして一緒に点検活動も取り組んでいただいております。そういうふうなふだんの連携、そして情報交換しながらやはり信頼関係をつくって行って、そして三股町を周知していただきまして、いざという

ときの対応をお願いしたいというふうに考えてます。そういう意味合いで、自衛隊の果たす役割と、大災害時ですけれども、大きいと思いますので、そのような形でのふだんからの取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、説明がありましたように、自衛隊の確保を要請したところがあるということで、新坂ですかね、そのときに要請ということで、災害現場では、災害が起きたときには、待たなしの状態があると思います。より機能的な災害派遣を行うためには、現場で対応に当たっている町にも災害派遣にかかわる要請権があってもよいのではないかと思います。県の要請権をなくしてしまうのではなくて、町に要請権を与えることは、不測の事態に備える危機管理の原則や体制にかなったことではないかと思いますが、町長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現行法でも、やはり県の役割というのも非常に重要でございます。やはり県を介しながらとりあえずは自衛隊との連携を図るというところはまずは、第一段階と、ただそういう、危急存亡といえますか、大変な事態のときには、直接ということもあり得るかと思えますけれども、その後にはやはり県への報告ということも大事ではなかろうか、要するに、町民の安全安心を守るためにはやはり、自衛隊はもちろんですけれども、県のほうとも連携をとるということで総合力が必要だろうというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。

次の質問に入りたいと思います。

消防団員の確保と年齢、職業構成について伺いますが、平成24年の消防団辞令交付式が4月14日行われ、出席したんですけども、退団者が13名、同じく入隊新任隊員が13名ということで、退団者の皆様におかれましては、感謝と敬意を表したいと思いますが、中には、退団者の中で27年間活動にご尽力されたという方もいらっしゃいました。大変頭の下がる思いでございましたけども、まあ、私ごとでありますけども、私が団員のころは、まあ、二十数年前になりますが、第2部に所属してまして、5年すれば、やめられるということで、かわりに跡目を見つけなければいけない、後がまを見つけなければいけないということで、うまく後がまがいて、退団したんですけども、当時も自営業以外のサラリーマン世帯の方がいらっしゃいまして、無理なお願いをしたところがありました。

消防団の必要性や、自分の地区は自分で守れたという気持ちはあるんですけども、いろんな諸事情により理解が得られないということがないように聞いております。

5月の地元の団員と飲む機会があって、意見交換したんですけども、中米地区の中でも、十数年活動し続けている方もいらっしゃいました。それで、自分としては、後がまを探したい、いきたいんだということ、話されたんですけども、団員の確保が難しいということがあるちゆうことですね、まあ、まだ続けてらっしゃるんですけども、現在の消防団員の確保の現状と年齢構成、職業構成について伺います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 本町の消防団の確保につきましては、各消防団の後援会などのご協力によりまして定数の160名を維持している状況になっております。年齢につきましては、30歳未満が30名、それから30代が72名、40代が41名、50歳以上が17名となっております、うち女性団員が2名いらっしゃいます。

職業構成ということでございますけれども、被雇用者ということで、サラリーマンが121名、自営業者が30名、家族従業者が9名となっております、順調に、退団された後は後をうめられている状況だということで把握しております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 本町としては平均年齢が40代でよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 30代だろうと思います。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 全国の平均が42歳ぐらいで、県が40歳ぐらいで、本町は若いということで大変いいことだと思いますけども、平日の火災とかは消火活動は、滞りなくできているんじゃないかと考えております。

先ほどから申し上げますように、消防団は地域に密着した活動を行う地域防災のかなめであると考えているんですけども、団員の確保ですけども、聞くところによると職場が町内にあれば、町外に住んでいても団員になれるというのは聞きますが、そういった方々は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 全体の数字は把握しておりませんが、うちの、まあ、三股町役場ですね、役場の職員もほとんどの職員が、若い職員ですね、都城に住んでいて三股町役場に勤務ということで消防団のほうに入ってもらっています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 定員が160名で、定員割れしたことはないということで、本町はまた年齢も若いということで有望だと思いますけども、この前テレビを見ていたんですが、東

日本大震災で被災した地域の消防団員の確保が危機に陥っているということを聞きました。というのは、大変残念なことですが、被災の影響でいろいろ、まあ、危険性とか、そういうことがあって、家族の理解が得られない、やむなく団員をやめたいという方がいらっしゃるということで、本町は今のところ、そういうことはないということで、大変いいことだと思っております。

しかしながら、今後は高齢化やサラリーマン化が進んで、災害時というか、災害の規模によっては確保が困難になるかと予想されますが、その中で防災計画の中に自主防災組織等の育成強化で活動支援に消防団退職者等が自主防災組織へ組織加入を図るとありますけれども、県内では高鍋町、美郷町、日之影あたりが、まあ、大災害時に限ってですが、消防団OBに支援をいただき、団員が配置されていると思われると聞いております。

大災害時に、ボランティアはもとより消防団OBの方が支援もいただけるということで心強いかと思いますが、具体的な支援策としては消防車を運転したり、筒先を持って消火活動をするなどを、まあ、加勢するというところで考えていいかと思いますが、そういう方々も、いざとなるときに、いろいろな戸惑いもあると思いますが、できればOBを中心とした現役消防団員を補完する補助隊員が加入しやすいようにしてもらえばいいかと思いますが、そういった規制というか、そういったものがあれば、今後考えていただければいいかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 現時点では、大きなものが発生してないということで、現在の160名体制で賅っている状況でありますけれども、言われるように、予期せぬような大災害とか発生することも考えられますので、組織化というまでにはいかなくても、協力をもらえるような体制づくりはやはり必要なのかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） OBの方もたくさんいらっしゃいますので、いざというときに加勢もらうとなると、どこまでやっていいのかという戸惑いがありますので、検討のほどをよろしく願いいたします。

次の質問に入りますけれども、中学校の授業の一環として、これは都城管内ですが、消防署や自衛隊施設の体験や、各地に出向く出前授業はできないかということで伺います。

消防署のほうはちょっと詳しくわかりませんが、自衛隊施設のほうは都城駐屯地が受け入れているということで、八、九年前に受け入れがあったということ聞いておりますが、現在、24歳ぐらいの方が体験したんじゃないかということを聞いております。その後について、授業の一環として体験したのがあるか、出前授業はできないか、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） お答えいたします。

三股中学校における職場体験学習は平成11年度から始まり、ことしで14年を迎えております。中学校2年生全員が3人から4名のグループをつくって、町内外の約90カ所において体験学習を行っております。職場体験学習は、生徒が直接、働く人と接することにより、また実際的な知識や技能、技術に触れることを通じて、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生徒が自主的に進路を選択決定する態度や意識、意欲など培うことのできる教育活動として大変重要な意味を持っております。

近年、消防署への体験は行っておりませんが、自衛隊での体験学習は昨年は、日程がつかずというか、他の学校と重なったため実施はできませんでした。しかし、22年度以前においては、毎年実施されておりました。体験内容といたしましては、教室における、自衛隊組織や活動内容の学習をしております。また、実地体験として、歩行訓練や敬礼の仕方、規律について学んでおります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、ご説明がありましたように、中学生のこの時期というのは大変重要な時期かと思えます。将来の進路を決めたり、何になりたい、どんな職業があるのか、そんな内容を知ったり、それに対しての勉強とか、準備とかそういう大事な時期かと思えます。

また、新しい制度というか、そういった制度があるってということもこの場を通じて紹介していきたいと思えますけども、自衛隊の、中学校から入れるということで、普通は大体、自衛隊というと18歳から27歳までが入る、あれなんですけども、中学校からは入れる施設、制度といたしまして、高等工科大学という、こういう制度がございます。今、パンフレット持ってきたんですけども、子供が一生懸命、授業を聞いているということで、こういった制度があるということも、体験を通じて、あるいはパンフレットもございますので、そういったことをPRさせていただきたいと思っております。というのは、自衛隊のほうも昨年は、震災の影響で定員割れというか、募集が少なかったということをお聞きしておりますので、できれば、こういったパンフレットとかも中学校に置かせてもらってもいいのかなと思えますが、いかがでしょうか。お聞きします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） はい、今、堀内議員からおっしゃるとおり、中学校のほうでは、進路指導の一環、いわゆるキャリア教育も含みながら、広い意味で職業体験をさせながら、そして紹介していく、これは当たり前のことですから、進路指導に当たっては、そういう学校、その他については、十分指導していくようにしておりますので、何も遠慮はいらないので紹介もさせていただきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） よろしく願いいたしたいと思います。

次の質問になりますが、これは要望になりますけども、自衛隊の活動の紹介や消防団の行う掲示板の設置やブースの確保はできないかということで、自衛隊におきましては、広報官によって要望がありましたので、それについてお伺いしたいと思います。

以前、今の唐橋団地だと思いますが、それに掲示する場所がありまして、場所というか、掲示板がありまして、それが台風で飛んでしまって、それ以来設置されていないということをお聞きしております。先ほどで申し上げたんですけども、中学校ですか、中学生のそういった認識も含めて、まあ、場所の選定もありますが、できれば役場周辺とか子供たちが通る通学路あたりにしてもらえばいいかと思いますが、ガラス張りの、ポスターとかそういったのが貼れるとが欲しいということでございましたので、そういったことを要望させていただきたいと思います。

また、そういったことを含めて、ふるさとまつりとかそういったイベントでもブースの確保ができないかなということがありましたので、ぜひ、検討のほどをよろしく願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 答弁はいいんですか。

○議員（3番 堀内 義郎君） はい。じゃ、その要望についての回答をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 現在、自衛隊や消防団の活動紹介や募集につきましては広報みまたに、また回覧への掲載、それから庁舎内の掲示板へのポスター提示で行っているところであります。ご要望として賜りますけれども、自衛隊や消防団に特定した掲示板やブースの設置は、今のところ考えておりませんけれども、今、ご質問にあったイベント時のブース設置、こちらはまつりの実行委員会のほうに申し込まれて話をされれば可能だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ブースの設置については、わかりましたけども、掲示板についても、掲示板ができなかった、そういったポスター貼れる場所とか、そういった確保もぜひよろしく願いしたいと思います。

最後になりますけれども、自衛官が無事退職されるときに、お祝いと感謝の気持ちとして幹部上司から一言、言われるそうです。どういった言葉を言われるかといいますと、「長い間の任務ご苦労さまでした。また、活躍できなくておめでとう」ということで、要するに、まあ、自衛隊とか消防団もですけども、活躍するときは災害とかそういう国防も、もちろんですが、そういったときに活躍するということです。活躍できないということは、そういった災害が少なかったと

ということで言われますので、言い方によっては、皮肉かと言われるようになりますが、そういったことがあるということをお知らせしながら、近年、自然災害や有事等とか危機管理等については職員や住民、関係機関、組織の訓練や連携が、日ごろから大切ということがありますので、もしものときは、ぜひ迅速な対応ができるようお願いいたしながら私の質問にかえさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 一般質問は、これにて終了します。

残りの質問はあす以降に行うこととします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後4時25分散会

平成24年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第10日)

平成24年 6月20日 (水曜日)

議事日程 (第4号)

平成24年 6月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1 番 池邊 美紀君	2 番 佐澤 靖彦君
3 番 堀内 義郎君	4 番 内村 立吉君
5 番 福永 廣文君	6 番 指宿 秋廣君
7 番 上西 祐子君	8 番 大久保義直君
9 番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長補佐	宮之原泰子君

産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	福祉課係長	……………	松野 良保君
環境水道課長	……………	鍋倉 祐三君	都市整備課長	……………	下沖 常美君
会計課長	……………	財部 一美君	教育課長	……………	重信 和人君
選挙管理委員長	……………	山元 秋夫君			

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

前日に引き続き行いますが、発言の順位の変更をいたします。昨日、発言順位5番まで行いましたが、先に発言順位7番の2を行ってから、7番の1、残りの6番、8番以下を行います。発言順位7番、重久君。重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） おはようございます。本日は、登壇の順番を前もって先にいたすこと、大変感謝いたしております。また、選挙管理委員長の山元様におかれましては、この議場に出席いただきましてまことにありがとうございます。私の、この2番の投票率を上げる対策についてということで、質問事項の中に入れていただきたいと思います。

私は、この投票率のアップということについて、全体的に今度の衆議院選挙の解散等があるやもしれないほど、国会の行政は緊迫いたしております。この国政の選挙の費用、その他につきまして、私のこの国政選挙における国の定めた選挙執行経費基準法、これら等に基づき、町が支出した選挙経費の国からの予算等、また町の基準に沿った予算がそれぞれ町のほうに委託金として国の参議院、衆議院、それから県におかれましては県知事選、県議選、これは全額町の会計に入ってきております。

そこで、この質問でございますが、選挙管理委員会におかれましては、この国の選挙管理執行経費基準法に基づいて、町の選管では町の中で選挙管理対策、選挙管理委員会があろうと思えます。これにつきまして、年何回か開催されて、現状では町議選、町長選、それから農業委員会の選挙、この3つが独自であるわけでございますが、いずれも投票率が下がっております。蓼池地区においては、前回選挙におきましても22%の投票減と、投票率の減少が引き続いております。当然、選挙管理委員会では重要な課題であるということにとらえられて、対策等を練られている

等に思っておりますので、その中身について具体的にお尋ねしたいと思います。

以上、壇上の質問とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） おはようございます。選挙管理委員長の山元でございます。よろしく申し上げます。

投票率の向上のためには、選挙人に対して関心を持ってもらうことが最も大事なことから考えております。本町におきましても、従前から選挙啓発についてはさまざまな啓発活動に取り組んでおります。常時啓発といたしましては、都城市選挙管理委員会と連携を図りながら、高校を卒業する皆様への選挙に関するパンフレットの配布、それからわけもんの主張開催、明るい書道、ポスター展などを実施いたしております。選挙時啓発といたしましては、当日を周知する看板の設置や期日前投票期間中の広報車による投票呼びかけ、また選挙日当日の防災無線による呼びかけの放送等を実施いたしております。

さらに、町内の有権者2,000人を対象とした投票報道、及び選挙啓発に関するアンケート調査を昨年度末実施いたしました。このアンケート結果においても、若年者の投票率の低下が改めて確認され、投票率向上のためには政治、選挙に興味を持たせる教育の充実や投票しやすい環境の整備を行うべきとの割合が高かったところでございます。アンケート結果を分析し、今後の効果的な啓発活動の参考といたしたいと考えております。

今後とも、地道で努力を重ね投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、第2問目の投票、開票従事者の民間採用についてという事で質問いたしたいと思います。

前回というよりか、もう1年前以上になりますが、この採用につきましては担当課長、事務局ですかね、において民間からはパートタイマーとして2名は採用しているということの答弁でありました。その後の、この民間採用の私の提案に対してどのような取り組みをされているかお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 事務従事者の民間採用についてでございますが、選挙の事務の性格上や、有権者の個人情報を取り扱うことから役場職員で対応すべきだと考えております。

なお、複数の投票が行われる国政選挙におきましては、選挙事務補助者として一般の有権者の方をパート職員として採用し、投票用紙の交付等で協力をいただいているところでございます。今後におきましても、さらなる開票事務の効率化や若年職員の任命等により費用削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） もう一つ質問いたしたいと思います。この投票、開票、事業従事者の民間採用につきまして、公務員でなければならないというような話の流れで、民間は2人程度しか雇えないんだというようなことの答弁があったわけですね。

それで、法的にこれは民間を採用、2人程度しか雇えないという法的にそういう縛りがあるものか、それから選管長の任命するときに選挙開票事務等におきまして、公務員等の資格がなければ何人たりともその開票とか、そういうのには従事できないという法の裏づけがあるような文書があるものかをお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙管理委員会の書記長の立場から答えさせていただきます。

ただいまの質問でありますけれども、法的にはそのようなものは何もないと思われます。ただ、先ほど選管の委員長からの話もありましたけれども、個人情報を取り扱う観点から、全部を民間に委託するというのは、全国的にも例はないと思われます。完全な形で調べたものではないですけれども、インターネットで調べてみますと、確かに事務の一部を民間に委託しているところがございますけれども、あくまでも投票事務の投票用紙の交付に限るとというような形で推進されているようでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） この私が従事者の民間採用ということで質問しておるのは、ほかのところではシルバーの人材センター等を使い、また役場のOBさん等を使い、経費削減が相当図られているということですが、その辺は選挙管理委員会の委員会の中では討議はされなかったものか、質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 選管係はやっておりません。失礼しました。やっています。訂正します。

○議長（山中 則夫君） もう一度お答え。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 実施しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これの私の質問の最初のきっかけは、投票所が15カ所あったものを11カ所に削減し、選挙管理委員会の意見は経費削減、それからもう一つは何とかうたってありましたけれども、非常に選挙管理委員会が断を下した答弁が残っております。

当然、その後の投票率アップには、投票所をなくした以上は、選挙管理委員会がそういうこと

を断を下した以上は、その後の投票率の低下については責任を持って進められていくものだと私は思っておりますが、投票率は下がったままで、この主な原因は何かと、どういうことが原因だと思いますかという質問をしてもおりますが、なかなかこれだということは、答弁はまだ回答が得られておりません。明快な回答を求めたいと思っておりますが、その後検討、その後の主要因は何とということで答弁を求めます。

以上。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 前回の知事選の選挙の年代別の数字がございまして、県内全部の取りまとめた数字ではなくて、県のほうが一部の地域を集計をしたものがございまして、その中で言われたのが20歳代の若者の投票率が20%前後だと、全体的にこれがなかなか伸びない状況であって、県全体、市町村全体もそうですけれども、投票率の低下につながっていると。ここの底上げをしないことには、なかなか伸びてこないんじゃないかということが、県と、私が会議に出席して理解したところでございます。

それから、先ほど2,000人に対してアンケートを実施したということで、その中でこれは選挙管理委員会の協議の結果じゃないんですけれども、投票しなかった理由は何かというところで答えて一番多かった答えが、候補者について十分知らなかったからと、それから投票したい候補者がいなかったから、ほかの用事があり投票する時間がなかったからというのが上位3つの理由でございます。

こういうものを今後分析しながら、まだこちらのほうが単純集計しか終わっていないものから、クロス集計をかけながら、自由意見等もまとめながら近くまた広報等でお知らせすると思っておりますけれども、現時点でこういう考えが強いのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 先ほどは、私の選挙管理委員会の意見というのがちゃんと残っておりますので、最初から読みます。

選挙管理委員会では、以前から選挙の準備作業や投票日の投票用紙配布係を臨時雇用で対応したり、開票作業の敏速化を図るなどして選挙経費の削減に努めてきました。しかし、さらなる経費削減が求められてきたことに加え、町職員の削減が進められ、それまで（投票所を削減するまでの）の選挙態勢では事務に携わる職員の確保が難しく、選挙自体が大変困難になる状況になってきました。よって、選挙管理委員会としましては、経費削減や適正な選挙の執行のためにも、投票所の削減はやむを得ないという意見でした。

という区切りで終わっています。

しかし、私が壇上で申し上げました国政選挙、それから県の選挙、これで町に負担があるのかどうか、お尋ね申します。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 全体的には今経費が削減されている方向にはございますけれども、町の持ち出し分はございません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） そうであれば、ここにうたってある削減の云々ということの困難な理由は何もなくなるんですが、削減して主たる原因をもうそろそろ要因、原因、結果、もう1年半もたっておりますので、結果を出してもらわないと、町民は結局は4つも削減されて、町議選と町長選、それから農業委員会ですかね。これが実施されたときだけ税金が使われるんですよ。町の、「町費ですか」と呼ぶ者あり）町費が。あとは、すべて上から委託金として交付されているんですね。どこが、何の要因であれば削減し、効果があったということの選挙管理委員会の意見につながるのか、甚だ疑問であります。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 国県については、国のほうから交付金というような形で、選挙にかかる費用といいますか、来るんですけれども、先ほど言いましたとおり年々そちらのほうが少ないところ、三股町もそれに合わせた形で選挙態勢をとっていかなければいけないというのはございます。

先ほど言ったように、三股町の選挙に限っては町の持ち出し分と、すべて町のほうで対応しますので、町長選、町議選、農業委員の選挙はですね、これであわせたような形で一つであるということと、もう一つは先ほどから出ています選挙の事務ですね、こちらに職員が今の現状ではなかなか厳しい状態であると。今職員のほうが173名ということで、きのうお話ししましたけれども、173名の中で11カ所の投票所そして本部ですね、こちらを運営するのが今やつの状況でございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今の答弁で主たる要因と、原因と、結果でちょっと理解できないんですが、もう1回丁寧に答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） どの部分というか、経費の分ですか。経費。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 投票所を4カ所減らしましたよね、その主たる要因がわからないと。まだ、ずっとあるんですよ。投票の率が下がってきているね。投票所は4カ所削減したま

までですよ。しかし、その投票率が下がっている原因が、主たる原因がわからないって、ずっと答弁があったわけですね。主たる要因、若年層とか何とかいうのはずっと答弁書にありますよ。職員の定数が減っているから、それを選管のほうの従事者が対応できないと。それが主要因ですか、減らした原因。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） すみません、大変申しわけないですけど、私のほうがよく理解できなくてですね。投票所を減らした主たる原因ですか。それとも投票率が下がった主たる原因を答えろと言われるんですかね。どちらを。投票率が下がった主たる原因。それとも投票所を削減した主たる原因。すみません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それじゃあ、投票率が下がった原因を最初に。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） これは先ほど申しましたとおり、今回のアンケートでも明らかになったのではないかなと思いますけれども、若年層がまず投票所に行かないというのが一つの原因でありまして、三股町のほうでは確かに分析したものはございませんけれども、県のほうで前回の県知事選ですか、のところで集計したものがございまして、それを参考にはしてもらおうと郡部と市部には確かに分かれてはいるんですけれども、全体で20歳から24歳の方の投票率が19.49%、25歳から29歳までの方の投票率が23.36%ということで、例えば70歳代、70から74歳の方の投票率が68.59ですので、全体の引き下げにつながっていると、この投票率のですね。

ですから、いわゆる若年層が投票所に行かない、投票しないことが原因ではなかろうかということでも理解しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 投票所の4カ所削減は何ら影響はしていないという分析に聞えるんですが、との点については触れられていないように、私は感じますがいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 前回、4つの投票所を減らしたというところで、削減したというところで、出張所という形で長田地区、田上、前目、餅原を投票所を設けて期日前投票という形になるんですけれども、設けて投票所を開設したんですけれども、その結果を合わせても投票率は下がっておりますので、直接の大きな原因ではないというふうには判断しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、ここにある蓼池地区が22%投票率が減になっている

ことについての地区ですね、出ていますけど、この分析についての解答を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 大変申しわけないんですけども、細かい数字を持ってきていないんですけど、私が今手にしているのは23年の4月、去年の4月の町議選の投票率の関係の、期日前投票の関係の書類なんですけれども、出張所、今言いました4つの出張所の投票率が長田地区が8.96、田上が24.8、前目が4.7、餅原が20.0ということで、こちらを足した数字でも届かなかったというところがございますので、全体的に場所によって数字の大きな違いがあるんですけども、これが直接の原因ではないというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それで直接ではない、先ほどいう若年層関係の話をされる。で、いまだにまだ主なものはまだ見つけられていないということで理解していいですか、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） アンケートが、回答率が非常によくて39.8%、約40%の回答をいただいているんですけども、こちらのほうの分析を最終的なのをまだそこに至っていないんですけども、これをもう1回再分析して、今の県での集計結果等も合わせた形で主原因をまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それはいつごろまでを予定しているのか、はっきりとお答えいただきたい。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 3月でアンケートを締め切った関係で、今年度に入りまして集計に入ったところで、できれば早い時期ということで考えておりますので、夏場くらいまでには、今の自由意見のところを打ち込んでいて、非常に自由意見が多いものですから大変手間取っているんですけども、そちらのほうの対応が終わり次第、クロスの集計をかけながら対応していきたいというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 夏場ということで私は、夏場ということはことしの夏場ですね。

○総務課長（大脇 哲朗君） はい。

○議員（9番 重久 邦仁君） 了解しました。

それで、2番の投票、開票事業所民間採用からちょっと枠を広げすぎましたかもしれませんが、

この中で結局はパートの人に第一区の選挙管理立会人の人に払っている費用は3万4,000円、職員が5人で13万5,000円、パートは2人で2万2,000円、報償等4,040円、これ第一区では19万6,250円の選挙経費となっております。その中でパートとして二人、それから管理者立会人の中の3万4,000円の金額は、これは管理者ですので、何に相当するのかわからないんですが、ちょっと教えていただければ、管理者立会人等に3万4,000円の支出があるんですよね。大体3万円以上出している。2人かな、職員が5人、こっち5人だから7人、3人くらいかな、管理者としてわかれば教えてください。わからなければいいですが。

3番目のほうで、失礼しました3番目、日当4万円の支給額の是正について質問をしたいと思います。これは、費用等についての質問ができるわけですから。

これにつきまして、選管委員長にお尋ねいたします。選挙管理委員会で私のたびたびの質問について、非常に議論が沸き起こったかなと、私は思っております。その他町民からも、そんなに高い日当であるのかという等々の意見も、私にまたはね返ってきております。

そして、議場でも町長に、前町長でございますが、日当におかれましての4万円の、正確にいうとそのときの数字は4万6,000円でした。そのように町長は感じられますかという質問をしたところ、町長は奇異に思うという答弁をされております。その件につきまして、選管長としてこの日当4万円と支給の是正について、そういう質問をいたしておりますので、選挙管理委員会で協議されたと思っておりますので、ぜひ選挙管理委員会の答弁を求めます。委員長の。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 選挙費用については、国政選挙につきましては国、県政選挙につきましては、県より委託金として支給されますが、町の選挙においては町費で賄わなくてはなりませんので、開票事務の迅速化等により費用削減に努めているところでございます。

それから、平成23年度の町議会議員選挙における支給額については、当・開票事務が13時間の者が3名で1人当たり2万9,965円、12時間の者が12名で2万8,813円、11時間の者が59名で3万7,660円でありました。お示しされた日当4万円については、平成21年度の衆議院選挙の開票終了時間が深夜1時までには及んだ際に、選管書記の2名が4万4,242円の支給となりました。今後も開票事務の迅速化等を進めること等により、支給額総額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） すみません、今委員長のほうが答弁の中で11時間の者が59名で3万7,000円って言ったと思いますけど、2万7,660円です。訂正いたします。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、2万7,000円のこの金額と最高の4万何ぼの従事

したその、従事した仕事の役職名で金額が違うのか、どうかを答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 時間がまず違うということで、前回の23年度の町議選においては、13時間の者が2万9,900円、それから12時間の者が2万8,800円、11時間の者が2万7,660円ということで、それぞれ1時間ずつ勤務時間が違いますので、その影響があったと。役職には関係ございません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今質問しているのは金額と4万何ぼもらう人との、ただ時間だけが長くなったからその高額になったという意味なのか、役職があるでしょう、従事しているそのこととの違いで金額が違うかを質問しています。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 時間だけです。そして、4万というのは21年度の選挙のときの4万であって、23年度は最高額といいますか、13時間働いた者が、勤務した者が2万9,965円ということでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、選管長はパート職その他に任命をする責任の権限も持っていらっしゃると思います。そして、このように最高金額が出たり、総額参議院選挙では約860万円、衆議院ではちょっと記憶がないですが、参議院では860万、それから県知事選では700万、それから町長選においては600万相当の支出があります。そのことを金額として選挙管理委員長は支出行為ですね、そういう支出伝票等に印鑑を押された、またその記憶、その数字があるか答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 私は押しておりません、事務方のほうでやっています。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、選管長においでいただいております。それは、行政と違う、要するに行政の持ち分ではありませんよ、選挙管理委員会は。独自に独立した機関であるから、こうやって議長に申し出をして、そしておいでいただいているわけですね。その中に、費用がこのほどかかっているところの支出の伝票等におきまして、このくらいの費用だと。いわゆる当初予算で私たちはその数字を上げますけど、実質の伝票等については今、高額の4万から2万7,000円という伝票が回ってくるはずですよ、普通。支出伝票等において、それすら目を通していないという発言は非常に重いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙の執行につきましては選挙管理委員会ですけれども、選挙にかかる経費につきましては、一般会計ですのでこれは町のほうで執行いたします。財務規則にのっとりですね。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、そちらのほうに質問を変えます。そのもとになる先ほど町のほうの4万と3万の違い、2万について、その時間だけで割り当てをされましても、基礎単価は幾らになるか、平常勤務で8時から、基礎単価でね、基礎単価、その算出基準を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 単価は職員の給与に関する条例に基づく時間外勤務手当によりまして出しておりますので、その中でも深夜と夜間と日中は単価が違うと思うんですけれども、それぞれ出した方がですね。基礎額となるのは給与が基礎額になるわけですから、計算式自体は今ここで私の頭の中に入っていないんですけれども。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今基礎単価給与でと言われましたね。これ違うんじゃないですか。国の基準にのってそれに準ずるとというのが答えでしょう。執行基準法にのっとり、それに準じて支払っていますよってあなた方は答えていますよ。でしょう。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員につきましては、職員の給与に関する条例にのっとりた形で支払っていると。そして、選挙に立ち会っていただく方々については、国が出している国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございまして、そちらのほうの額から持ってきているということでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 明快な答えありがとうございます。それに数字をつけていただけますか。国の基準、そして自分たちのこの給与、職員の場合は給与規定がございます。その時間外規定に基づいて算出したものでございますという答弁でありますから、数字をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙委員会の委員長ですね、1日につき1万600円、投票所の投票管理者1万2,600円、期日前投票所の投票管理者1万1,100円、開票管理者1万600円、投票所の投票立会人が1万700円、期日前投票所の投票立会人が9,500円、開票立会人が8,800円、選挙立会人が8,800円と8つの項目で分かれております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これは職員の基準、国の基準と、もうすみませんけど、頭がちょっと、数字をいっぱい出されたものですから。その町職員の平均で出されていると思うんですけど、約2万、多いときの僕は数字でいうから誤解しないでくださいね。

たしか4万四千幾らもらった最高の人と、区長さんなんかと一緒にその日、立会人になっている人たちは2万7,000円はもらっていると思うんですよね。だから、それが国との基準と時間的に、時間給でいうと前回も質問したんですけど、時間で三千何ぼになるんですよね、だから基礎単価からまず、もう1回質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 比較ということになると、職員の比較ということになりますと、職員が11時間の者が2万7,660円ですから、これが投票所における職員の手当というか、支給額ですね、職員に対する。

で、国のほうに定めてある選挙長等の費用弁償額というものにつきましては、投票所の投票立会人ですわね、投票立会人は1万700円ですというのが明記されていますね、これに従って支払っております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 国から委託金が100%入るわけですね。国県は。今の標準というのと、1万と700円と投票同じ仕事の国はもう2万7,000円と、町はこの差額1万7,000円はどのような見解を持って判断されて支給されているんですか。国の執行基準法で定めている数字は、結局はこれを1万7,000円の基礎は投票所は、ここから投票箱を持てきますよね。そこからの距離とか、それからそこに行く人員とか、そして基礎体系は人口が2万人、5万人、10万人で市町村によって、そして平日と日曜単価、違うんですよね。細かく言っていえば、そうでしょう。じゃあ、国が出している1万700円のこと、ここから2万7,660円差額がありますよね。どういう考えでここはそのような支給法に決定されたか理由を教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員については、先ほどから言いますけれども、職員の給与に関する条例という職員の給与に関する条例がございますけれども、そちらに基づいて支給しておりますということで、そして当日の立会人につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律により支払っております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま法律により給与規定条例で支払っております。それでは、

そこの中に開票所、投票所それから開票所、同じ人間と同じ役職ということで理解していいですね。いかがですか、同じ単価で払っているということは。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） その従事職員ですか。従事職員ということですかね。従事している職員は、開票だけの職員もちろんおりますし、当開票に従事する職員もおりますし（「職務だから、そこはみんな同じ主任さんなのか、同じ課長さんがおったのかということ」と呼ぶ者あり）課長はおりません。課長補佐はいるときがございますけれども、できるだけ若い職員ということで、役職はもともとついてない若い職員と。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 町のほうの職員の場合は給与規定だね。そこに同じ人間である役職だから、この2万7,660円でいいよ。でも、ずっと主任さんもおれば、課長さんもおれば、主査もおったりするでしょう。これは、同一単価で給料を払っておられるんですか。おかしいじゃないですか、あなたたちのこの解釈は。給与規定は一緒なの。そこにおる主任さんも、ここにおる主査も2万7,600円給料を払っているんですかって聞いているんですよ。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 従事者の中には役職のあるものはほとんど従事していないんですけども、平均額がこの先ほどの59名で2万7,660円という形です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今度は言い方が違いましたね。59名でプール計算した平均で2万7,600円、私が最初聞いたのは単価をどうして出されていますかということを知っているんですよ。で、2万7,600円と答えらっしゃったね。それが、ここに私がそういう役職を持った人が、偶然かもしれませんが50何名を同じ金額を払っているところがありますね。そこにじゃあ集中していたということですか。どういう理由で同じ単価になって、その主任さんがおられたのか、私は納得できませんが、説明を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員の給与に関する条例ということで、時間外勤務の手当の単価を出す計算式がございます。それに一人一人当てはめて、その平均額を持ってきているということでございますので。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 平均額をということは、一人一人単価が違うということははっきり言えますね。どうですか、それは言えるんですか、言えないんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 支給額は一緒です。2万7,660円で、支給額は59人一緒です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 役場に給与規定にそういう単価表を私は見たことないんですよね。年数、給、100円単位か500円単位か知らんけど、全部給与表は違っていますよ。役場職の公務で日曜出勤といえ、職員でなければできないというから、一つずつ単価表から調べると矛盾があるじゃないですか。一体どうなっているんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙管理委員会ですけれども、このほかの選挙も含めてですけれども、職務命令という形であれば、職務命令ですね。出なさいと、町長が選挙に出なさいということであれば、先ほどのものを個人に当てはめて、先ほど言われたように仮に役職が違うものであれば、そういう金額が違うと。ただ、地方自治法の中に職員を補助執行させることができます。この場合、選挙事務はお手伝いみたいな解釈で、解釈としてはお手伝いと選挙管理委員会の職員というのは、私をはじめ書記がほか2名しかおりませんので、これじゃあとても足りないということで、町の職員を借りてくるわけですね。その借りるという行為に関しては、謝礼というような形になって（「謝礼」と呼ぶ者あり）という形になっておまして、そこを今のような形の計算で出すというのが認められております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） いろいろ答弁の仕方がありますね、今度は謝礼になりましたね、そして町長の仕事の特命というんですか、そういう言葉は。町長、今の答弁で町長がそうって選挙の補充人員として出るという執行命令、そういった特、何というんですか、自治法の何とかの解釈をすれば、町長ができるということ解釈というのは、町長ご存じでしたか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私も町長になりまして、その後の選挙というのは町会議員の選挙があったように思います。そのときに、職員自体に職務命令という形では出しておりません。要するに選挙管理委員会のほうから、こういう補助というような形が来ますので、それに対してそういうメンバーであればいいだろうということで決断しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） あくまでも選挙長からの依頼というか、任命というか、選挙長が主でなければおかしな話になっていますので、それでいろいろと答弁、間違えないで勝手に町長すると大変なことになりますよ。私が言っているそこは、まとめて云々とかいろいろありますけど、いつごろそれは決まったんですか、その単価でやるというのは。そしてそこに、じゃあ1回ごとに選挙長とそういうような依頼で来る文書というか、頼んでなど、文書はないんでしょう。

一人一人に。

それとも、立会人選挙、国政においては住民票等を添えて一般の人は、また1週間してやるんですよね。従事者において職員の方々というのはいつもこうだから、顔なじみだからということで、そういう依頼、従事してくれという書類等においての、書面等においての覚書等についてあるものかどうか選管長の答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） やっております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ということは、文書があるということで考えています。ということは、今度はそのお金につきましては、事務所に幾ら幾らで今度はこの参議院、衆議院、県知事選、県議選、この4つは全部委託金で来て、そして今度はその仕事をしました。それで、請求書を今度は向こうに出さないといかんわけですよね。その請求書は選挙管理委員長の印鑑において請求書を出されると思うんですけど、事務局長でいいですね、選挙、僕わからないけど、選挙事務局長で出されるのかどうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 一般会計ということで、町長名で出します。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ということは、その同一単価で出されているということは、町長名で出されているということは町長もご存じということで、その単価表で出すということでいいですか。私の理解は。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町長の決裁を受けて出しますので。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 国の選挙管理基準法等の中の1日単価の1万何ほと2万7,000円と誤差があります。それでも、総体的においてはその経費を約、参議院で860の数字の中の人件費が約2分の1、360万ほど平成22年度の決算においては出ております。その中の請求書を書くときに、統一単価で2万幾ら何がしかのお金を54名も請求書の中にちゃんとつけて請求書として出しておられるか、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 一人一人というわけではないんですけども、すべてを含めた形で、人件費という形では出しておりました。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議長、すみませんが、私そういうことを書類を見たいと思うんですけども、その総額とそれから国に、県に出す書類等をですね。その明細がわからないと私も、なぜそんなに統一単価でお金を出して、それが構わないものか、役職名がそこ、開票者それぞれといったところのその人間という人には、確かに日曜出勤とはいえ従事者であれば、役場職の担当でいうと課長補佐、主任とか、段階があつてそれによって日曜出勤の金額をもらって、それを役場給与規定に基づいていただいておりますという単価でなら私はわかりますよ。しかし、統一であるということはちょっと疑問なんですけど、その表を見るために、議長にその許可を求めたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 県への報告という形で今言われたんですけども、町長名で実績という形で出させていただいておりますし、また毎年監査も受けているわけですので、見ていただいているものうちのほうは判断しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私がなぜその金額にこだわるかという、1日に最高で4万6,000円もらって、4月には県会議員選挙、そして次に1週間か遅れて町議選があります。2回その月に臨時ボーナスを4掛ける2でもらうと8万です。仮にその中に夫婦の人がおると、8掛ける2であれば16万、その2回の選挙に夫婦で2日出るで16万いただいております。これが町民の選挙にこたえて4カ所削減した町行政の心かどうか、その点について私は大きなところで、小さく小さく個別単価を聞いているのであります。その点について明快に、なぜ単価が違うのか。そして、国とその差額についてちゃんと自分たちは日曜日行っているから2万7,000円だよと。こっちに区長さんから規定、こちらは町の規定に1万600円か、同じ、言っちゃあ失礼だけど特殊能力、賃金というのは能力と、特殊な能力とその人が、その1日の従業するものに対する対価なんですよ。お金は。

それなのに、そんな特殊能力がない、必要でないやと僕は判断して、大変失礼ですけど、そんなに違う単価をもらうことで何も痛まないのかなと思うんですよ。当たり前やと、おれのもらうのは。給与表は法律があるんだって、そこまでおっしゃるなら、いかがですかその点については、差額については。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 同じような話をさせてもらいますけれども、あくまでも立会につきましても、国の定める法律によりまして支給、あくまでも立会人ということで、表現は非常に悪いんですけども、立会人ということで国が定めていると。そして、事務従事者ですので、それだけ働くと。働くと言ったら表現が悪いかもしれませんが、それは町の時間外勤務手当

ということで、職員の給与に関する条例を適用しているということでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 簡単な国の執行基準法は1日1万何かで、基準法でうたっているじゃないですか。何で、自分が都合がいいところは2万7,000円の町の基準規定を持ってくるんですか。そこを、どうもその痛みも考えませんかという事です。

結局は、これはいつそうやってその値段になったのか、ちょっとそれを明確にしてください。町の条例法規、そこに選挙管理従事者に対する細かな規定をうたわれているのは、地区公民館長さんたちに対する日当費用だけが明快、あとは選挙管理委員会の局長、委員長、それから委員の日当は明確ですが、日曜出勤等における皆さん方の明確な数字がどこにも明記していないんですが、どのように答弁されますか、伺います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） いつこの金額になったかというのは、ここには資料を持ってきておりませんので、現時点でお答えすることはできませんけれども、先ほどから言っている国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律は、昭和25年5月15日に施行されていると、制定されているということでは載っておりますが、例えば投票立会人が1万700円という額がいつからかというところは調べてみないと、今現時点ではお答えすることはできません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これは、そんなもう最高が4万何ぼもらうような日当の中の時間割の規定もいつから始まったもわからないで、その税金を支払っているということですよ、結局は。でしょう。

要するに参議院における人件費は360万ですよ。それから、明確なあれはそれの裏づけの、選挙のところに行って仕事をするのに、その契約書の何もしないで、要するにそこで事故等があった場合には保険がきくのかといろいろ小さいことになるんですが、最低限幾ら幾らの日当計算で、こうしておりますよということがないと、日当は町民の方がみんな反応があるはずですよ。極端な話、あなた方のために投票所に行くようなものです。こんなことを言うと失礼だと思うんだけど、もう失礼はいいですよ。同じ座っておって、こっちは開票と、こっちは区長って、こっちは1万円、こっちは2万7,000円ですよ、そんなばかな選挙の人たち見るとき、お前さんがためち言われたらどうしますか。

○議長（山中 則夫君） 答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 私の説明がちょっと悪かったですけれども、先ほどから同じような形で職員の給与に関する条例に基づき、時間外勤務手当ということで答弁を繰り返しておるんですけれども、私も知らなかったですけど、上限があるということで、国のほうが定めているの

が、その上限額に今適用しているということで、（「適用している」と呼ぶ者あり）の範囲以内、すみません、範囲以内らしいですね。範囲以内でやっているということで、そのものは必ずしも算定としてはしていないと。今の時間外勤務手当の算定方式に必ずしもあわせた形ではなくて、範囲以内で収めなさいというのがありますので、その範囲以内で収めているということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 先ほど国が定めている選挙基準執行法ですよ。その上限を超えていないという、そんな失礼な私に答弁がありますか。東京都の場合は、職員の人件費とそれから車、それからその投票所の借り賃から全然単価が違ってきますよ。そんなことで、上限の範囲は超えてないという答弁はおかしいんじゃないですか。根拠がないからそういう答弁になるんですよ。あやふやなものからきているから。

○議長（山中 則夫君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今言われているような形で求められているものを書いた資料がございませんので、それをもう1回確認してお答えをするような形でいきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、これ何年度ってはっきり覚えていませんが、現行の投票事務、開票事務の支給額の算出額と根拠はだれとだれによって決定されたのかを、以前にも質問しております。そして、今の答弁はまた持ち帰って話をするということですが、期限を切りたいと思います。いかがでしょうか、いつまでの回答ということで、回答をその期限をこちらが求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） すみません、この議会ということですか。それとも、議員個人に報告という形ですか。いつまでと言われるのは。

○議員（9番 重久 邦仁君） ここで答えられないから、だからそっちが答えてもらわな。

○総務課長（大脇 哲朗君） だから、議員に直接答えるという形でいいですか。議会にですね。わかりました。

○議員（9番 重久 邦仁君） いつまでですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 最終日の22日でいいですかね。22日、今週の金曜日ですか。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） その今後、投票、選管長が町のほうに町長を通じてこういう何人、

開票所とあれに立会い等の議員を、協力を求めるとことは口頭で行われるのか、文書でということの、さっきが文書やったのですかね。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 文書をもってやっております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それを受けまして町長は、それをどちらに流し、その陣容態勢につきましてはどのような態勢でもってそれに答えらおられますか、答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） そちらのほうは、選挙管理委員会という意味じゃなくて、町のほうにお願いされたわけですので、総務課のほうで対応しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私が何でも来てしているのは、その命令がはっきりしているから町の職員に準じた給与規定で仕事に行くんですよという話になるのか、ただ雇われて日曜はやっどん行くのというのか、はっきりしたいから私のそこ辺たいをただしているのをございます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたけれども、職務命令という形ではございませんので、これは総務課のほうで人を探すという形になります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 総務課で人を探すということになると、当然どこを探すんですか、具体的にお答えいただきたい。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） どこを探すと言われると、職員全体をあたっていくということです。職員にあたっていくと。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 依頼が来ました。文書等、口頭なりだと本当は思いますよね。口頭で来た、また選挙やどと、通常の選挙がまた始まると言った、人を探すと言いました。当然、ある程度の団体のところをお願いするんじゃないんですか、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 団体はありません。お願いする団体はですね。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 平たくいうと、職員さん個人個人では掌握できないからシルバーセンターの団体、それから組合関係という言葉でしまししょうか。その辺たいに依頼することはな

いですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員に関しては一切そういうことはございません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ということは、個々のあたられるという認識でいいですか。本当にそれが実行されているんですか。当然100名の個々にあたらなければ業務にあたるわけですが、個々にそういうことを伝達するというところで理解していいですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） そのとおりです。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 選挙というのは、今国会でもめていますから、そのような事前に分かりますね。だから、個々に連絡してもそれは十分成り立ちます。そのほうで、あなたがそうやって100名近くの人に行き当たっていき、みんな集まるわけですから当然可能だと思います。ということは、しつこいかもしれんがシルバーセンターとか、そういう民間等組合に依頼したことはないということでもいいですか。質問。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 組合というのは職員労働組合って考えていいんですかね。職員労働組合には選挙がありますということで、その執行の日程等のお知らせと、職員の協力ということ。団体にはお知らせしますが、従事者は総務のほうですべてピックアップしていきます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） その連絡をするときに、課長名ということでなくて、選挙管理委員の事務局長として伝達事項として書類にするのか、口頭にするのかお尋ねし、それを受け取った側はだれをもってそれは責任者としてかえて伝達をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 当初は、事務連絡という形でリストをつくりまして、皆さんの当日協力できるかできないかを確認していくような形になります。実際、オッケーが出ますと、委嘱という形をとっていきますので、事務従事者としてですね。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいまそのような形を、そうでしょうね、100人もね、いろんな団体につたってね、ある程度まとまったところに依頼するのが自然の形ですよ。

となれば、それを受けたところもちゃんと委託、選挙として委託ということをはっきり明示されますね。委託従事者として選挙のお手伝いをお願いしますということをはっきりできますね。

ということを言っているんですが、それでいいですか。

○総務課長（大脇 哲朗君） 事務従事者ですね。はい。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） となれば、先ほどまで繰り返しておきました個々の単価表の話においても、そことも話を詰めなければ成立はしないというふうに私は理解するんですけど、いやそれはとは違う、それ等はうちが決めた単価でやっているんだということか、どちらか表現してください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 従来どおりということで、確認はいたしておりません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） だから従来という言葉、だから最初に私が聞いて、いつからこれ始まったのかわからないというちょっとに、従来という言葉は一体どこにくるんですか。従来というのは、契約が従来あったからあるんだ、その前がわからないのに従来という言葉は私理解できないんです。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 従来というのは、普通は前回という解釈でいいのかなと私は思うんですけども、その前回はまたいつからかと言われるとですね。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 結局はそうやって団体に頼むときに、いつごろかいとかいうような話し合い、組合等の中で協定書等がもしあった場合には、それはちょっと民間に対して失礼ですはな。民間は1万何ぼで、私が2万7,000円もろうていう契約でもあったら大変ですよな。そういうことは表面上言わないわな。

同じ選挙、その数字が違った場合ですよ、2万7,000円と1万幾らですよと、1日来た人がわかった場合、大変ですわねって。でも、大変でないということでは、これから立会人、その他ここにおられる選管の人たち日当は幾らですよと、あなたたち公民館長は幾らですよと明示しても、私は大声で叫んでも何ら影響はないという自信があるかどうか、まあこれないでしょうから、この質問はどうですか。

なぜそこまでこだわるかという、具体的な数字をちょっと見つけたので、参議院では854万9,000円に対して人件費が362万4,880円、それから県知事選において772万9,000円の総経費に対して、人件費が355万4,810円、町長選においては663万5,000円の経費に対して、人件費が279万9,049円という数字で出ております。これほどの大きい数字です。だから、慎重にしなきゃならないということで、それだけの人件費

が国のほうに請求書としていって、国はその言われた数字の中で委託金として100%入っているということを決算書で見えております。

ということは、だからそれを受けて国県に何も、私たちの税金も少し入っているから、国県のほうもやっぱあるんでしょうけども、一番原点のあなた方がやっている投票所を4カ所削減し、人件費が浮いたという話、130万円程度の人件費その他が浮いたということには全然私は結びついておらない結論に持っていきたいんですけど、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 投票所の削減について、その影響額というか、効果といたしましうか、130万円でありましたけど、それは実際あるわけですので、事実としてあると思います。今回言われるような人件費につきましては、これは適正に執行しているというふうに解釈しております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私が言っているのは、町議選とか、そういう総体的に3つの町長選、町議選、農業委員会のこの3つは実質町の税で支払われるあれだからマイナスだろうというのが、県議選、国会議員は100%来るんですよ。逆に訴え方によっては、私たちが行ける権利者の投票所のところを勝手に削減しちゃって、どこが効果があったと1票の今度は訴えが起こった場合は大変なことになりますよ。そう思いませんか。

身近なところの投票所を正当な理由がないと私は見る。にもかかわらず、投票の権利を奪っている。そして、国県から執行経費でもらうだけのお金を何の権利があれば奪って集中させているのか。そして投票所を削減したおかげで投票率が上がったという、大前提の選挙管理委員会の大前提があれば否定もされないでしょうけど、投票率は20%も削減された地区があるんですよ。だれに影響があったんですか。町民ですよ。投票する義務を、権利を持っている町民ですよ。一体、そこの食い違い、見解の違いをどう解釈するのか。もう1年半もたっていますよ。主たる原因もわからないと、いつまでもいつまでも逃げられるけど、1回もとに戻るといふことも考えるということはないんですか。全然ないんですね。全く腹立たしくてなりません。町長はこの見解についてどう所見をお持ちですか、町長の答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今議員のほうから、この15投票所が11カ所ですかね、4カ所削減されたということで、これにつきましてもこの議会を含めて皆さんで議論された結果がこの行政改革、三股町が自主自立でやっていこうというところの一環であったわけです。

その結果、そのような方針を決定し、そしてそれがどれだけ選挙に影響したかというところはまだはっきりとはこれは申せませんが、ただそのカバーをするために期限前のところの投票

所を設けて対応もしているわけです。やはりそれなりの努力はしているということで、だからこの投票所削減イコール、投票率の減に結びつくというのは私は考えておりません。

ただ、どのような影響があったかは、先ほどありましたようにアンケートの結果等を分析することでございますので、そのあたりの報告を受けながらまた意見交換できればというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。数字だけ言って、この私は町議会選挙平成7年度数字79.09平成7年、平成11年、4年後76.97、平成15年が無投票、そして平成18年に今言われた行革大綱の中でこういう削減があって、平成19年度は早速その効果があらわれたかしれんけど、60.07になっております。それから町長選挙の筆記によつては平成6年が80.64、平成10年度は78.18、平成14年度で69.79、平成18年度で66.14までありますが、ご存じのとおり平成22年度にはもう50%であります。効果があらわれたという言葉は本当にどのように聞き取ればいいのか、私も耳をかつぽじりたいですよ。全然あらわれていないと思います。

とうことで、次に1番目の質問に移りたいと思います。

二元代表制について簡単に、私の思うには二元代表といつても町長選挙、町議会選挙、農業委員会選挙、3つの選挙がありますが、二元代表制は町行政のとき一人選ぶ、町会議員は定員の中で12名を選ぶというような認識と、それに提案権それからある程度人事案件を含むものと、それを提案された議会としての、議員としての議決権、これの行使を持っているか、持っていないかのこの二元代表制が民主制度の根幹であるかなというふうに理解をしているんですが、またこれが日本の政治の地方自治法の中における基礎だと思っておりますが、町長の見解を求めます。

○議長（山中 則夫君） ここで、答弁の前に選管委員長、退席を願ひましてもよろしいです。ご苦労さんでした。

〔選挙管理委員長 山元 秋夫君 退席〕

○議長（山中 則夫君） 答弁を求めます。町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、二元代表制についてということで、この質問の要旨に平成23年5月議会基本条例が施行され、平成24年第1回議会報告会を行ったが、二元代表制度の町長の見解を問うということにつきまして、回答をさせていただきます。

二元代表制の見解ということでございますが、もう皆さんも既にご承知のように、地方自治体は憲法第93条で、地方自治体の長と議会の議員について住民が直接これを選挙することが定められております。いわゆる執行機関の長と議決機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制であります。そして、執行機関と議会は独立対等の関係にたち、相互に緊

張関係を保ちながら、協力して自治体にあたる責任を有しているというふうに考えています。

また、三股町議会基本条例の前文にあります、ともに町民の信託を受けて活動し、それぞれの異なる特性を生かし、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力しながら、町政の裁量の意味決定を導く共通の使命が課せられているとありますが、私も全くこのとおりであるというふうに考えております。今回、提案しておりますまちづくり基本条例第1条にも法の規定に基づく二元代表制のもと、まちづくりに関する基本原則を明らかにするとともにとありますように、この条例も二元代表制を基本とした条例となっているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 弁舌さわやかにすらすらとああやって言われると、私みたいにつっかえつっかえになる人はちょっと、また質問に困るわけでございまして、よろしくゆっくりと私にわかるようお願いしたいと思いますが、現に二元代表制を認められて、私がおの下にまちづくりの「町民等」とはということで、第2問もひっからめて質問いたしたいと思いますが、どうしても私は第三局をつくるような気がいたしまして、結局は今瓦れきの問題、放射能の問題、町民等にその意見を求めたら、いけばどちらの意見が二つにあった場合に、じゃあそれを取りまとめるのは一体だれかということの設問があった場合には、どのような工程でどのような課程をもって、そのことの審議の、いけばジャッジメントをだれがするのかということの質問をしたいところですが、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ジャッジメントは、この予算とか、町の重要問題については最終的には議会で提案しまして、議会で決定するというふうに考えています。このいろんな多岐にわたる問題がございます。それについて町民の声を聞きながら、行政として意見をまとめ、そしてそれを議会で提案して、議会との中で議論しながら方向性を決める、これが当然のことだというふうに理解しています。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、まちづくりの中には議会という言葉が入っていないと。それから、私の勘違いかもしれませんが、1行か2行、議会のまちづくりの中における立場がないんですが、質問している私も立場がなくなるのかなと思うと、議会は本当に今存亡の危機にあります。その辺をご理解いただいて答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私はこれをつくるときに、職員に指示するときに議会基本条例とそしてまちづくり基本条例、これが車の両輪だなということで、それぞれがそれぞれの町民との接点を

持ちながら、協働の理念でやっていく、最終的には議会で方向性を決めるわけですから。ただ、このまちづくり基本条例のほうは、そういう議会の基本条例が先にできましたので、そちらのほうを尊重しながらという意味合いで、そこには触れなかったところでございます。

要するに、町民、事業者、コミュニティ組織、そういうところの役割、責任、そういうところをきちっと掲げて、そして町が行政として意思決定していくための方策を今回、この中に取り上げておるといふことで、議会の本質を犯すようなことはできないといふところで、そこは遠慮させていただきました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） じゃあ、最初に出された原案からほとんど内容が変わっておるんですけど、その理由について端的にお答えを求めます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 原案もこれは諮問機関といふところで町人の声を、そしてまたいろんな団体等の構成員の中でもんでいただきました。その中で、やはり言葉遣いそして用語含めて、いろいろと委員の方々のご意見等もございましたので、そういうところを踏まえながら、この本町に合うような条文といふことでもんでもんだあげくの今回のこの提案だといふふうに理解していただければいいと思います。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 最初の話聞いたとき、町長のマニフェストの中の、思いは原点の中に、私は原本のほう骨があったな、今度出されたのはもう骨がないな、それでも出されるといふことは、その骨といふのは私の見解は違うんですけど、原案による骨はどこだったと町長は思われますか、質問します。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど言いましたように、言葉遣い、用語等もんでもまれてつくったと。ただし、基本的なスタンス、考え方は全く変えておりません。要するに、それぞれの主体、まちづくりの主体がどうあるべきか、そして役場職員がどうあるべきか、そしてそれを踏まえた行政指揮者はどうあるべきか、そういうふうなスタンスで流れておりますので、そしてまた町民の声を聞くための機関設置等ですね、きちっとこの中に整理させていただいたところでございますので、当初の原案と今回提案しているのが全く違うということではございません。

要するに、スタンス自体は基本的なスタンスは全く変えていません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） いや、原案は骨があった原案だったんですけど、今でもスタンスは変えていないと言われると非常にスタンスは小幅から大幅と、大幅から小幅というくらい違うように思いますが、北海道のニセコ町から始まったこの原案ですね。条例ですね、私はそう思っていますけども、人口が5,000人程度の町で最初は始まったと私は思いますが、そこに外国人の人たちが、例えば町の冬場・夏場の観光のためのその人たちのために優遇したいというようなことでその施策が始まったように聞きますが、その私の認識は間違っているかどうか、西村室長にお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今言われましたように、このまちづくり基本条例というのは北海道ニセコ町が平成13年に、当初平成12年度ですか、当初つくったところなんですけど、これはもともとの発想というのが外国人とかどうかと言われたんですけど、やはりまちづくりを、町民を含めたまちづくりをやっていかないといけないと。いろいろ特別委員会でも説明しましたように、いろんな権限委譲が来ております。今まで縦のだった仕組みが横になったということで、権限を委譲する、予算を振るということで、その予算をいかに使っていくか、厳しい財政状況の中でいかにつくっていくかというのが根本にありまして、そこでまちづくりに参加するためにできたのがこの条例だと理解しております。

以上です。

○議員（9番 重久 邦仁君） ニセコ町の概要については合っていますか。5,000人規模という。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 合っています。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 予断ですけど、その後、ニセコの町長は今国会議員になっておられることもご存じだと思うんですけどね、民主党のですね。非常のその先がそういうようなものを含んでいるのかなということが1つ。

それから、町長にもう1点、この赤木、この思想を非常に広めておられる本の作家、法政大学のアカギケイチロウという方をご存じかどうか、西村室長はご存じかどうか。2つ、両名お尋ね申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私は知りません。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） アカギケイチロウさんという方は私も知りません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 非常に、私も頭が右左していて、正式な名前を言っておりませんが、この条例に対しては私も非常に疑問を持っていますが、もうちょっと考えたかったかなと思っているんですが、以上で町長及び選管の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） ここで、11時40分まで本会議を休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時40分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、佐澤君。佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 皆さん、こんにちは。通告どおり順に追って質問のほうをしていきたいと思います。

まずは、台風4号が過ぎましてほっとしたところでもございましたけど、また台風5号が来ているということで、またこれは警戒が必要なのかなということも考えております。三股は災害がないということであれしておりますけど、気を抜くところはできないと思っております。

まず、1番目の宅地分譲事業についてということで、分譲するときに条件をつけることができないかということなんですけど、今回、宮村地区の21戸の分譲住宅、分譲地ですか、これを分譲されたというのは確かにすばらしい町の活性化を図る、また住民人口をふやすためにもすばらしいことだと、また考えております。いい取り組みだなというので考えておりますけど、そこで1つ考えたのが、その活性化を図るために一つだけもう一步足りないところがあったのかなというのが考えられます。それは、21戸分譲の中で、町内の建築業者がたしか1件だけだったというような話を聞いております。町内には、かなりの建築会社が存在しております。それをするのに、やはり町が分譲するわけですから、町内の建築業者を利用するっていう方法は一つできなかったのか。

また、それも町内の業者もこれだけある中で、こういう分譲があるというのでアピールするというのもなかったのも一つ原因かなというものもあるんですけど、その辺をどうなのか質問して、そのほかの質問は質問席のほうで行いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 宅地分譲事業についてということで、佐澤議員からのご質問でございま

す。町のほうで未処分町有地とか、また開発関係がございませけれども、そちらのときに処分する場合に条件をつけることができないかという質問でございますが、先ほど言われましたように、昨年、町の土地開発公社が分譲しました宮村地区の眺霧台につきましては、宮村地区の人口が低減傾向にあり、宮村小学校の児童数が減少し、数年後には複式学級が予想されるため、それを防止するとともに、地区住民の増加と定住化を図るため、分譲を行ったところでございます。

現在、21区画すべてにおいて住宅が建設され、あるいは建設されつつあり、77名の人口増加となりました。分譲開始から1年余りで住宅建設まで行われたということは、建築主、建て主がいろいろなモデルハウス等での知識を得て、建築業者を決定されたのも一つの原因ではないかというふうに思います。いわれるように、町内の建築業者は1社のみというふうに聞いておるところでございます。

町としましては、言われるように地域経済に対する効果という観点から、ご質問の趣旨は理解いたすところでございますけれども、町が宅地分譲を行う場合の条件について、その目的、場所、環境面などから、その処分に条件をつけること自体がどうなのかどうか、いろいろと多面的に検討する必要があるかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今答弁中でありました、どういうふうなあれでできるかできないかというところを、これから検討材料というような答弁だったんですけども、それをすることによって、農業関係では地産地消というようなことで、地元でつくって地元で消費するというような言葉が使われます。これも建築業に限らず、その辺も一緒なのかなというところで、町内の業者を使って町内に住んでもらうということは、町内のやはり業者に潤う。また、その業者が建てたことによって税金が発生し、納税がされるというような、ずっとサイクル的にしてくるのではないかと思っておるところでございます。

その中で建築業に限らず、やはり一たんリスト的なものを建築業、水道、土木いろんな企業のリストなんかをつくってはどうかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 建築関係については、その裾野が広い関係で大変地域内の経済効果というのはあるかと思えます。ただ、町のほうでこの宅地分譲を云々するときに、町内業者というふうに限定した場合に、その処分においてどれだけの効果といたしますか、応募があるのかを含めて考えたときに、まだまだちょっと検討すべきかな、もっと検討すべきかなというふうに考えております。

特に、本町の場合で今住宅リフォーム事業というので、町内業者に限定してやっておりますけ

ど、そちらのほうは非常に効果がありまして、大変需要といたしますか、そちらの要望が多くて、それはそれなりの効果があつてるといふふうに思いました。

住宅までというところは、まだいかなものか。ほかのいろんな業者がたくさんございます。積水とかいろんな全国的な業者もございます。そういうのもありますので、そういうのの兼ね合いを含めて検討しなければならないだろうといふふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今検討課題ということですが、仮に町内の建築業者を一堂に集めまして、こういうふうな事業を今からやりたいということで、各建築業者のそういうアンケートじゃないですけど、いろんな意見を出し合いながら、モデルルームはここでどうのこうのとか、そういうのが多分できると思うんです。カタログ、パンフレットとか、そういうので仮に次に分譲の土地があるとすれば、区画がまた20区画ぐらいあるとすれば、こういうふうな企画があるんだけど、モデルルーム、パンフレット等を持ってアピールしたらどうかというような計画性をこれから取り組んでいく必要があると思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町が取り組むべきなのか、あるいは商工会とかそういう団体のほうで、やはり工業部会とかいろんな部会がございます。そちらのほうで地域活性化という視点から、ご意見等を取りまとめていただきまして、その意欲に基づいたところでの協議、検討ということになろうかといふふうに思います。

やはり町が音頭をとって皆さん方のお尻をたたくというよりも、やはり自分たちはやりたいと、こういうふうなすばらしいノウハウを持ってるんだ、だからこそやりたんだと、そういう熱意がない以上はいかなものかな、といふふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、本当にありがとうございます。本当、企業がやる気を出して、また商工会を含め商工会の工業部会という部会があります。その中で建築業、土木、いろんな水道から全部携わった会員さんがほとんどですので、そういう案を出して、これを町のほうと提案をしながらやっていくといふので、ほかのところが大きな住宅メーカーが、この三股には入ってこれないなというぐらいの気力のパワーをもってやる必要があるのかなと思っておりますけど、その辺は商工会やらそういう部会の人たちと話をして、前向きに進んでよろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今現在、先ほど申し上げましたけれども、住宅リフォーム事業等を2年目で実施しております。そちらのほうの評価等も聞きながら、そして今後またどんなふうに拡大充実していくのか。そういうところを段階的にやっていきながら、住宅についてはどうなのかと

いうところです。そして、住宅業者のほうもやっぱりそれぞれの考え方があろうかと思えます。木工を中心にしたところ、あるいはそういう建て方によっていろんな、そういうところのご意見等を踏まえながら、やはり検討する必要があるのかなと思えますので、すぐに云々という形じゃありませんけれども、やはり時間をかけて検討すべきかなというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ありがとうございます。その中でも先ほど言われましたリフォーム事業で町の業者を利用してということで、かなりの案件が来るということを言われました。その中で、例えばこれが住宅を町内の限定でというような話になったときに、まさしく町内の業者を使うことによって、また何らかの補助金措置というふうな形の対策はとれないか。また、そんな大きなあれじゃなくてもいいんでしょうけれども、例えば玄関の部分は補助金でどうぞとか、カーポートはどうぞとか、そういうふうな何かの対象の補助、これをするによってこんなメリットがありますよというような補助制度みたいなことはできないか、お聞きしたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 即答はできませんけれども、ただ、モデル的にどっかの未処分地を今度処分するというので、町内業者限定の建て売り住宅は建てれば、これだけのメリットがありますよということで、例えば先ほど言いました住宅リフォームの10万円、最高ですね、そういうのをそれにも適用するとか考えられなくもないわけですけども、今後いろんな場面を想定しながら一緒に考えていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 本当に前向きな回答をありがとうございます。これをするによって、やはり宮村地区でもあそこの分譲で、周りに建築業者が何件もあるわけです。その中で、またあっこも家が建ってる、ここも家が建ってる、また違うとこだというような話を聞きましたんで、そういうことができるだけ町内で終わらせるような形でやっていければ、というふうに考えております。

町内の業者を使うことによって、1件家を建てるということで、どれだけの企業の携わりがあるかというのを総合的に家を建てるという、設計から始まりまして基礎から木造でいけば木ですね。それからかわら、その他、水道からふろから給湯、電気全部、ほとんど町内の業者でできるというところがありますので、またそれをひとつ頭の中に置いて、いろんな企業の方の努力も必要でしょうけど、そこをクリアしながら、またいろんな形で相談しながら、今町長が言われたように、ここの区画は町内の業者で建てたらこんだけのメリットがありますよというのをまたアピールすれば、相当な家ができて人口がふえて、三股で建てるのと三股の業者を使うと、こんだけメリットがあるよといういいコマーシャルになって、また人口がどんどんふえていくというのも

つながってくるのかなと思っておりますので、ぜひこれからもいろいろ検討しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、宿泊施設や総合体育館ができることによって、町に与える経済効果についてということで、もう私も3回目になりますけど、宿泊施設と総合体育館、これを一体的に整備することはできないかということで答弁を求めたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 宿泊施設と総合体育館、そちらのほうの一体的な整備というご質問でございますが、これまでに宿泊施設についてのご質問があり、その都度、考え方を説明いたしておりますが、今回はちょっと角度を変えて総合体育館との一体的整備という観点からの質問でございます。

現況の本町の体育施設、そちらのほうを踏まえての回答ということになりますので、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） では、お答えいたします。体育館機能を持つ体育施設は、現在町内には武道体育館、小・中学校体育館等計14施設が点在しております。本町の人口規模から見て、体育施設は充実しているんじゃないかと考えております。このことは、平成23年3月に策定された「三股町スポーツ振興基本計画」を策定する過程で実施した町民のアンケート調査の結果、総合体育館の整備については13%という低い状況でありました。一極集中型の総合体育施設については、大規模あるいは各種競技大会を1カ所で開催できるなど、その利便性や効率性については十分理解するところですが、本町の各体育施設の生い立ち、住民満足度、利用状況を踏まえると、現況の形態で施設の充実度を高めることに努力することが重要だろうと考えております。

ただ、今後施設の老朽化による建替え等の時期が来たときには、大いに論議することは必要だろうと考えております。

合宿の整備については、これまで何回か回答しておりますけれども、新たな施設の整備ということだけでなく、遊休施設の活用、民泊型な合宿など、同様な効果をもたらす施策についても検討していく必要があると思っております。

先ほど総合体育館の整備に13%というアンケートですけれども、ちなみに今後整備充実が必要なスポーツ施設ということととりましたら、1位が室内トレーニング施設32%、それで5位が整備する必要はない14.5%で、6位が総合体育館13.3%というようになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 私も何回ほどか行っておりますけど、この総合体育館というのは、失礼ながら、この宮崎県には総合体育館というようなのは全くありません。県の体育館もありますけど、競技をする中では狭い、バレーに関すれば3面しかとれない。バスケットは2面だということなんです。

宮崎の市の体育館、これもバレーが3面、バスケットが2面で、高鍋の体育館はバレーは4面ですけど、宮崎国体のときに建築された体育館で、あれはバドミントン専用の体育館で、この梅雨どきになると床がぬれてほとんど使い物にならないような、密閉状態でしないといけないというような観点から、県内にバレーのコートが4面とれるところは高鍋町の体育館だけ。隣の鹿児島県に行きますと、各町が必ずアリーナ4面の体育館、バスケットが3面とれる、観客席が周りが全部あるというようなところがほとんどです。桜島には4面の2面というようなところ。あとは始良、蒲生、川内アリーナ、伊集院、伊集院は前、研修に行きましたけど、体育館が4面、ちょっと場所は離れていますけど4面ありまして、温泉施設で宿泊施設があると。陸上競技場は青のタータン張りがして、合宿には最適なところというようなところがあります。鹿児島は市内に川内アリーナというような、バレーが6面か8面かとれる大きな会場があるということで、やはり、この三股は合併せずにこの三股町という名前が残っている限りは、この総合体育館、県内で初めてつくる必要があるのかな。

これはあしたつくりなさい、1年後つくりなさいというわけでもありません。長期間かけて基金を募るなり募金を募るなりして、町民でみんな建てた建物だというようなところで、今教育課長が言われましたアンケートをとったら13%というところでしたけれども、これをもう一回アンケートをとって、町民の声を聞くのも必要な、もう一回です。その当時とすると大分変わってきているんじゃないかなというようなところがあります。

なぜこの総合体育館というと、やはり話題にもなるということもあります。この前ですけど、何回も言ってるように基金がない、予算がないというので、頭からぱっと離れるような形ですけど、できなかつたらできるためにはどうするかということのも必要じゃないかなと思っております。

この前もこれはちょっと余談になりますけど、東京の石原都知事がある島を買うというような話をした瞬間に募金が集まり、何十億かのお金が集まったというような報道もありました。町長が仮に総合体育館を建てると言うたときに、どのくらい集まるのかということのもやってみる必要もあるかなと思ったりもしてんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 東京都知事の石原さんのは、やはりあれだけのインパクトがあるし、またそれだけの有名人でございます。先ほどありましたように、この総合体育館についての町民のアンケート、これが23年の3月ですから直近の数字かなというふうに思っております。ですか

ら、町としましてもそれ以外にいろんなところで町民の声を聞くという形で、地区座談会、地域座談会をやっていますので、そういうところの声を踏まえながら対応したいなというふうに思います。

総合体育館をつくとアドバルーンを揚げて寄附行為云々というのは、今のところは考えていません。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） これは余談だったんですけど、やっぱり総合体育館ができることによって、隣でも宿泊施設という考え方ですけれども、今課長のほうが言われたのが、老朽化している、今使っていない施設をそういうのも考えられると言われましたけど、いろんな手があると思うんです。総合体育館ができれば、どうしても宿泊施設ができるというのであれば、必要であれば、企業誘致をしたらどうか。三股の方でホテル業をされている方が3名いらっしゃいますよね、3件。その3件の人にこういうふうな計画でできるんだけど、隣に宿泊ホテルみたいのをつくることはできないか。できないと言われれば、いろんなホテル業が指を構えて待っていると思うんです、そういう条件さえ整えば。ですから、そうなるという大会が持ってこれる。大会から小学校、中学校、高校、全国に向けての大会も持ってこれる。プロのスポーツも持ってこれるとなると、プロになると入場料が発生しますので、相当な使用料、またそういうのをとれるというところで、その辺の計算も今からしてみないとわかりませんが、そういう誘致をするという考えはいかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今現在の町のこの置かれている状況等を見ますと、町が喫緊の課題として取り組むべきものかなというところはちょっと疑問でございます。先ほどありましたように、老朽化とかそういうところの場に立ったときは大いに議論しながら、そういう総合体育館というのも一つのテーマになっていくと思います。

そういう中で民間の活用ということは大いに大事だろうと思います。ですから、この合宿場を含めたところの取り組みの中でのそういう本町出身での企業家、そういうのを取り込んでいくということは検討課題かなというふうに考えますが、今すぐに云々ということではなかろうかというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、老朽化による建てかえ検討というようなところでありましたけれども、ここでお尋ねしたいんですけど、耐用年数というのが建物にはあると思うんですけど、武道館、勤労者、町の体育館、あとは小学校・中学校の体育館になりますよね。この三つの耐用年数、あとどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この武道館については、今回耐震診断をやっていますので、それを踏まえてこれから耐震補強をしようかなと、そのような結果に基づいてです。そして、町体育館については平成16年度ですか、大規模改造いたしましたので、これはまたそれ以降まだずっともつと思います。そしてまた勤労者です、そちらのほうは企業団のほうから譲渡を受けまして、これについてまだ耐震診断をしなくちゃならんということでございますので、そういうのを踏まえて何年もつか、そのあたりの結果を踏まえないと、ちょっと今のところわかりません。あとは小学校の体育館等が、この前耐震補強しましたので、まだまだ十分大丈夫だろうというふうに考えます。そしてまた地区分館もございますけれども、そちらのほうもそう古い建物じゃございませんので、今のところまだ大丈夫かなというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、耐震ですれば、多分また25年、30年もつのかなとは思っておりますけど、その前にその辺は検討する余地があるのかなというところです。必要と供給に応じてやる必要があると思います。

今回、総合体育館は今年度中につくれというのはちょっと無理でしょうけど、ことしは12月にあのバレーボールが天皇皇后杯が今までずっと東京体育館でやってたのが、ことしはなぜか12月に都城で天皇皇后杯が開催されるということで、今、都城バレーボール協会、日本バレーボール協会が、必死になって粗相のないようにということで取り組んでいるところでしょうけど、この地方に天皇皇后杯が来るということは今まで1回もなかったということで、日本でもちょっと有名な日高先生が、亡くなられた松平さんとのつながりで、今度は都城に持ってくるということで、今てんやわんやでやっております。12月ですので、それに向けてこの三股も隣、早水の体育館で決勝が行われるということですので、あとは宮崎市とかそういうところで予選があって、都城で決勝をやられるということですので、その辺はまたいろんな形で都城の観光協会やら商工会議所等も通じて、いろんな案内、市役所からの案内も来るとは思いますけど、ぜひ三股もひとつアピールをする方向でいかなもんかなと思っておりますけど、その辺は物産店やら何やらやるのも必要なのかなというブースがあれば思っておりますけど、産業振興課長にその辺はどうなのか、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 大きな大会が来るというのはちらと聞きましたけど、12月ということで、今お聞きますと非常に大きな大会ということですので、物産店等で展開していくというのは、もうこちらから望みたいところでございますし、町の商工会そして地場産品部会、観光部会等に諮りまして、単によかもんやに行っていただくという形ではなくて、各企業、個人店

に話をかけていって、少しでもたくさんのお店が出せるような形で検討をしていきたいというふうには考えております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひ、三股をアピールする全国各都道府県が来ますので、県の代表男女が来ますので、その辺がひとつ三股をアピールするいい機会かなというところですよ。物産に限らず、三股の観光、こちらのほうもやはりアピールしていく必要があるのかなというところでもあります。

先週、日曜日ですか、日向のドーム、野球、昔の阪急ですか近鉄がキャンプする日向のドームというところで、小学生のラグビーというのを試合連れていったんですけど、その県産材を使ったドームで、その中で野球もできる、下は人工芝、一つのドームになってるので、これもひとついいあれだなというような形で、私はあっちこっち観光に行きますので、いろんなところを見たり部活関係で行ったりしますので、そういう情報があれば、やはり皆さんで連なって見学に行くなり、そういうところも勉強する必要があるのかなというところも考えております。

以上、二つのことであれしました。この分譲のことについては、いい意見をいただきましたので、前向きにどんどん進めていきたいと思っておりますので、ひとつお願いいたしまして、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため1時30分まで本会議を休憩します。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 再開いたします。

発言順位8番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 通告どおり質問します。

三股町のいろんな施設の抱えている課題、問題点をちょっと町長の認識と今後のことについて、若干伺いたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） この質問の趣旨に沿って回答させていただきたいということで、体育施設の利用状況は現状等を踏まえての回答をまずはしたいということで、担当課長のほうに回答さ

せませす。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） では回答いたします。現在、町内には体育館の機能を有する施設といたしまして、武道体育館、先ほども回答いたしました、小学校体育館、計14もの施設が町内に点在しております。それぞれの体育館は、それぞれの時代を背景として、その時代の要請に応じて限られた財源の中で補助事業として建設されたものと理解しています。

町体育館は昭和40年の建設で築47年経過しておりますが、平成16年に大規模改修し、バドミントンや卓球、ジュニアリーダーの体育の練習、各種イベントなど多目的に利用されています。武道体育館はバレーボールが2面使用可能となる多目的施設であります。また、勤労者体育センターは、昭和52年に雇用能力開発機構が雇用労働者の福祉の増進を図ることを目的に建築し、平成15年に本町に使用権が移転された施設で、バレーボールが2面、ミニバレーボール4面、バスケットボール1面が使用可能な体育施設であります。そして2地区交流プラザ、第3地区、第6地区、第7地区分館については、規模は違いますが、舞台が整備された各種イベントにも対応できるスポーツレクリエーションを利用可能とする多目的施設となっております。小・中学校体育館については、空き時間を利用した一般開放を行っている状況であります。

このように各施設とも町民のニーズにあった利用状況であり、一昨年実施したアンケートの調査の結果からも明らかで、町民の体育施設に対する満足度という点でも、大いに満足、満足を合わせて現況に満足している人が約6割に上がっています。少し不満、大いに不満は約1割でした。体育施設の現況につきましては、町民は満足しているような状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） パークゴルフ場です。あれも最初から2面ではすぐ飽きて、そのうち4コースつくれち必ず言うてくるかち言うて、当時の課長にも言ったんだけど、結局言うこと聞かずに2コースつくっちゃって、しかも場所も悪いと。広げるにも金がかかり過ぎるといような場所なので、今いろんな案が出てます。もうちょっとあっちの方を利用しよとか。それで、見通しはどうか、4コースにする見通しは。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このパークゴルフ場、議会のほうでもいろいろと議論がされたところがございます。当時を振り返ってみますと、あの当時にこのパークゴルフ場が必要かどうか、そのあたりも大いに議論があったところがございます。上米公園をどういう目的の公園にするかということ。

ですから、あの時期に2面という形で作らしていただいたと。あれから突破口になったのか

なというふうに思います。そして、場所的な問題もいろいろあるわけなんですけど、ただ、現在のところ町としては検討しようかなというところが、近くに今使用してない池等もございまして、そのあたりを視野に入れながら増設はできないのかどうか、地元といいますか、パークゴルフ協会のほうと話をさせていただきながらやっていきたいというふうに考えています。それで、担当課のほうにはパークゴルフ協会のほうと話をするようにということで、指示をいたしているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 大体、上米公園の上のほうの池でしょう。大体時期はいつごろになりそうね。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まだそちらの場所でいいかどうかというところ、まだパークゴルフ協会と話をしてませんので、そのあたりを踏まえて理解が得られれば、あそこの埋め立てということになりますと、それなりの土量といいますか必要でございまして、そのあたりの目当て等も考えながら検討したいということで、25年以降という形になろうかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました。

次に、文化ホールです。あれも固定席でいくか移動式でいくかで大いにもめたんですが、今の文化ホールはやはり移動式はどうしても揺れると。船酔いホールちゅうあだ名がついてます。船酔いをすると。それで、子供たちが歩くとどしんどしんしてだめだと。しかも移動式のおかげで、移動式にしたもんだから、あかすの扉が二つあると。だから、もし火災でも起きた場合にはパニック状態になって、前のほうしかないんです避難口が。やはり固定席につくりかえる必要があるなど私はいつも思ってますが、ただ、今やれち言うても金がないだろうから、そこあたりも今後の検討課題にさせていただきたいと思います。どうも移動式は、やっぱり他のでもそうだが、だめですね。それぜひお願いします。

それと、四半的道場です。あれも桑畑三夫さんのころやったけど、四半的に熱を上げたじい様方がやかましい来て、つくれつくれつくれち言って、あれは500万程度でつくったんですが、ところが四半的道場をつくった隣の五本松公園でやっぱし四半的しよるとです。また何ごとや道場つくってくれたっやがなち言えば、もうせばんねせぬきほちゅうな、公園のほうがきもがよかわけですよ。そとでどんどんやってましたけど、そのうち四半的同好会もすたれちやっとなくなっちゃったですね。最近また10人ぐらいでしょぼしょぼとやってるみたいやけど、四半的道場は何に使ってるんですか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 四半的道場は四半的の部員というか、高齢者の方が10人ほどいらっしやいまして、あと間を利用してスポーツ少年団の柔道場として使っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 合間に柔道をやってるちゅうことやけど、大体、武道館があります。武道館、あれは田中康稔さんが町長のころ、柔剣道の常設館と、武道をやるんだということとで武道館としてつくったんですが、だから観客席もなけりや何もありません。本当の武道館です。

ところが武道体育館という名前つけて、武道館でミニバレーをやっていると。肝心な柔剣が全然行われてないという状態です。今度弓道場ができましたが、立派なのがです。これもいろんな論議があったんだけど、私はそういう立派な本物をつくっていくちゅうことは大賛成なんです。だけど、武道館も柔剣道の畳を敷いて半分を剣道にして、やはり中学校の今度武道も必須化されたわけですから、本来の目的に沿うように、柔剣道の常設館にしたらどうかと。武道館は武道体育館の体育館をとると。武道館とするということで、目的をやっばりはっきり一つずつしたほうがいいと思うんです。多目的とかいうのは無目的であり、余り要領よくやっちゃいかんですな。やっばり弓道場、柔剣道の常設館、そういうふうにつくっていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 武道館じゃなくて今は武道体育館ということで活用していますが、そういう意味合いで当時は体育館の必要性、そのあたりもあって、武道との絡みでつくったのではなからうかと。そのときにはこの議会でもいろいろと議論があったのではなからうかとは思いますが、本物をつくるということになるとすばらしいことなんですけど、ただ、今回も弓道場もそうなんですけど、やはりもっと力を入れてもっと立派なものをつくりたかった。と言いますのも、やはり今現在、10人立ちでございます。本当に12人立ちという形の広さ、あるいはまた観客席、そういうのもきちっとつくれば、もっと充実したものになったのかなと思いますけれども、ただ、やはりこの弓道場についても大いに議会の中でも議論がありました。やはり財政的な問題、そしてその利用状況、今後の計画、そういうものがいろいろかみ合わされてこういう形になったわけなんですけど、やはりそのときそのときのいろいろな背景のもとにやらざるを得ないということとでございます。

ただ、今のところその武道大会については、多目的にいろいろと利用されております。議員が言われるように、専用施設という形での利用状況が生まれるようであれば、そういう必要性があれば、そういうふうな使い方もあろうかと思っておりますけれども、今のところどうなんだろうかというふうに思いますので、今のところは武道体育館という形での使い方がベターではなからうか。

また、今後やはり本格的なものというときには、やはり皆さんとともに大いに議論はさせていただきたいなと思います。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 弓道場も弓道人口が100名そこそこやと最初聞いておきましたが、それと同じで柔道はもっと広いですよ、剣道にしても。ちゃんと常設館にしてやれば、町の剣道クラブも立ち上がり柔道クラブも立ち上がり盛んになると思います。あれはやはり武道館としてつくってありますから、そこでバレーボールとミニバレーばかりやっとならぬ話はねえやろうと思うんです。畳は1枚もないんだから。だから、今後よく検討してみてください。これは総合体育館ともまた絡みますけど、総合体育館のはさっき佐澤君が出しましたので詳しくは触れませんが、私は五本松住宅です、あれは町の中央部にあって、三股の看板どこです。都城から入ってくると、今の五本松とかは見るからにみすぼらしくて町のイメージも悪い。あれを今後全部立ち退いてもらう。新しく小さくどこかつかないかんけれども、宮村なり梶山なりあつちなりに。だけど、五本松のところ更地にしてスポーツ公園にして、その中に総合体育館をつくるというのがいいんじゃないかと。しかも中学校の運動場がどもこもせてます。野球をしサッカーを陸上をし、だからあそこにもサッカーコートをしとくと1面、2面とれるんじゃないかと。そういったふうにあれをやっぱりスポーツ公園にする。その立ち退きに従うように、それにあわせて基金を積んでいって、少しずつでも。立ち退きが終わった時点でやったらどうかと思うんです。

どうですか、町長もあと3期ぐらい町長をするでしょうから（笑声）、その間に慌てることないから、じっくり構えてつくり上げるということで、やっぱりあったほうがいいと思うんです。鹿児島県がさっき佐澤君が言ったように、どの町もありますよね。ステージをつけた観客席もある、ということはイベントもできるわけです。NHKのど自慢も来るでしょうし、民間が五木ひろしを呼んで興行も打てる。1,500か2,000人入る。しかも中学校の全校生徒が入って式典ができる。そういったすべてをスポーツ、文化、芸能もイベントもする、すべてのみ込む施設ちゅうのが一つ必要だと思います。

だから、まずこれもよく検討してみてください。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 答弁はいいんですね。（「要らない」と呼ぶ者あり）

.....

○議長（山中 則夫君） 発言順位9番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） それでは、一般質問をさせていただきます。

さきに通告しておりました1番の案件につきましては、取り下げいたしましたので、そのように図っていただきたいと思えます。さらに2番の個人情報の保護のありかたについてということでございますけど、この件につきましても、さきに上西議員のほうから同様の質問が出されておりました、ほぼ内容が重複するかと思えますけれども、再度質問させていただきます。質問席のほうから質問させていただきますので、よろしくお願いします。

失礼しました。さきの議会報告会の場でも、個人情報の保護のあり方について、一般の住民の方々からいろんな意見が出されまして、余りにも過剰な保護が過ぎるんじゃないかということが出されました。公民館活動を広めていく上で、未加入者の加入に対して、その未加入者の情報等が全然公民館長に伝わらないと申しますか、そういう問題があるということやら、また民生委員の方々が一暮らしの老人なり一暮らしの方々が、どこにどれだけおられるかというような情報等もなかなか入ってこないということで、ぜひともそういうことに関しては、この個人情報保護のあり方について検討いただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 個人情報保護のあり方についてということで、民生委員、公民館長に対して行政からの地区住民の情報提供はできないか何うというご質問でございます。

先般、上西議員からの同様の質問のありまして回答したところでございますけど、繰り返しになりますけれども、お聞きいただきたいと思えます。

平成17年の個人情報保護法の施行以来、役場から民生委員、児童委員、公民館長に対する情報提供が限られるようになり、地域における福祉活動や公民館活動がやりづらくなったという声があります。個人情報保護法では、個人情報の収集提供は本人の同意を原則としている一方、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護と活用のバランスを図ることが重要であるとされているところでございます。

現在、情報の提供は法令に定めがある場合、町民の福祉の向上または公益上の必要があり、かつ基本的人権を侵害するおそれがないと認められる場合に制限しているところですが、適切な情報管理を基本とした上で、民生委員、児童委員等の活動に必要な情報提供について再度検討し、現在の三股町電子計算組織にかかわる個人情報の保護に関する条例について、見直しを検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 上西議員の質問の答弁の中で、独居老人の人数が例えば65歳の方が452名とか、具体的な数字が出されましたけれども、ということは、人数がわかっている

ということは名前もちゃんと把握をされているということでしょうか。そこをちょっと。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 452名というのが、きのうの答弁で出されたのがどの資料からかわかりませんが、私は国勢調査の資料ではないかなと思うんですけども、だとしたら、この独居高齢者の方は地域包括支援センターで調査をして、実際におひとりで住んでいらっしゃる方です。中には高齢者世帯とか家族と住んでいらっしゃる方も、住基上そうなっているけども、実際に行くと高齢者おひとりだったりとか、逆にひとり世帯であっても家族と住んでいらっしゃるというところもありまして、実際にこの独居高齢者の452名というのは、自分たちで把握した人数です。その方のお名前は、こちらで把握しております。（「把握しておく」と呼ぶ者あり）はい。よろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 名前と住所を把握しておられるということでございますので、このすべての方を一挙に公表というのは無理でしょうけれども、担当の例えば民生の方の区域に居住される、そういう方々については、民生委員の方にその情報等を流すことはやっぱりだめなんですかね。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今調査しているのが、どういう世帯でどういうふうに親族を含めたところがどういうふうに周辺にいるかを含めたところの調査をしておりますので、その方々の情報を民生委員、公民館長に流すためには、やっぱり同意というのが現在のところ必要だというふうに理解していますので、そういう同意をとったところは流せますけれども、ですからこの個人情報保護条例等の検討をさせていただいて、そういう方々の同意がなくても活用できる方法はないのかというのを検討させていただきたいなというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） ぜひ今の町長の答弁のように、同意がなくても何とか活用できる方法をぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

町のいろんな各種団体に対する補助金についてでございますけれども、昨年度までいろんな形で補助金を出していたのに、本年度打ち切りというかゼロになったという団体が幾らぐらいあるのか、把握していたらお教え願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 補助金の打ち切りになった団体ということで、具体的な内容でございますので、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 全体的な補助金の問題ということで、私のほうから答弁させていただきます。

本町の単独事業補助金については、各種団体等の育成や運営の支援、団体が行う事業を推進するための補助金、福祉や教育事業の促進や産業の振興など、政策面から交付する助成する事業など、補助の対象は幅広く多岐にわたっております。

昨年実施しました外部事業評価の結果も踏まえ、町負担金補助金審議会で審議いたしまして、平成24年度の町単独補助金は当初予算で90件、金額で2億4,809万7,000円を当初計上したところでございます。前年度まで継続し補助金を交付してきた中で、平成24年度から補助金としては廃止し委託事業に移行したり、あるいは直接経費として人件費等の組みかえたもの、あるいは事業の完了したことによって補助金の交付をしなかったものもでございます。純粋に団体への補助金として廃止したものは3件でございます。交付額にして24万1,000円、前年度に比べて20万1,000円を廃止したということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 昨年度に比べて事業が完了とか組織自体が消滅したとか、そういうことに関しては補助金ゼロということも考えられますけど、この三つの中に農業関係団体が何ぼ含まれているのかお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 農業団体の関係については1件含まれております。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） その1件についてでございますけれども、これは和牛の肥育ヘルパーの助成を今まで3万円いただいたおったものが、今回ゼロということでございます。間違いないですか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） はい、和牛ヘルパーの補助金はそのとおりでございます。これは畜産ヘルパー事業補助金として和牛と肥育牛、両方あると思います。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） その中で肥育のほうだけですね、3万5,000円。これが打ち切られた補助金の審議会等に出て検討されたかしりませんが、打ち切られた具体的な理由をちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ヘルパー補助金についてお答えしておきたいと思います。

もともとヘルパー制度につきましては、全国的にも三股町は先駆けとなって、平成3年にこの事業の発足というのを見ております。その時点から10年間、平成12年度まで和牛ヘルパーの事業補助金として支援をしておりました。そのころからもう10年たったということで、運営に対する支援といいますか、支援は終了するところまでございましたけれども、先ほど言いましたように、本町は全国的にも先駆けとなった事業ということと、そしてまた事業主体の運営状況等を考慮した上で、再度、今度は補助額を縮小し畜産ヘルパー制度強化事業補助金という形で、平成13年度から再び補助が始まった事業でございます。

平成13年度ですから、そしてまた今10年たったということになります。昨今の運営状況等を調査したところ、和牛のヘルパー利用組合、そして肥育牛のヘルパー利用組合、ともに自力での財源確保というのが可能になってきた。そして運営自体が安定してきた。そういったことから、最初運営としての支援という当初の目的は達成されたものだという判断をしております。そして、平成23年度をもって補助金の支援事業というのは終了させていただいたところでございます。

このことについては、平成21年あたりから、それぞれのヘルパー利用組合に対しましては、事業終了となりますよというお話はさしていただき、理解はいただいているということでございます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 育成運営支援ということで、このヘルパー組織の設立に関しても説明がございましたけれども、非常にこのヘルパー組織の育成というのは、当時尾形さんが一生懸命やっていたのでございまして、要するに、農業後継者が特に畜産関係の場合、365日休みがないと、そういうことじゃ後継者も育たないということで、何とか休日を作るためにはヘルパー制度が大事だという理念のもとに、このヘルパー制度が町の助成をいただいていたわけでございます。

そして全国に先駆けて、その後も恐らくこの肥育ヘルパーというのは全国にないんじゃないかと思う、三股独自の組織で、また町のほうが一生懸命になってくれてやった組織でございます。

そういう経緯から見ますと、事業がもう自立して自力でやっていけるといえばそれまででございますけれども、町の立場としてこの補助金を打ち切るということは、その組織に対してはもう関与しないというような感覚でいるのか、そこあたりがゼロになった場合には、今まで担当者がいましたけれども、いろんな会議に出てくる、補助金がない場合には、根拠がないというような感覚がするです。1万円でも補助金を町が出しておれば、その組織の会には出て行って、それなりのこととして、やっぱり町が関与してるんだというような感じがするんですけれども、そこがどうでしょうか。やっぱりゼロになっても、町としてはバックアップしてるんだという意識はあ

るかもしれませんがけれども、そここのところがゼロになるということに対しての感覚をちょっと示していただきたい。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この補助金というのは、スタートのときには運営補助という形で、その設立に努力をして町と一体となってスタートさせたところがございますけれども、もう20年たちました。要するに、先ほど担当課長が話をしましたように、もう自力でも運営ができるということで、全体のこの予算枠からするとほんのわずかでございます。本当これがあってもなくても、もう十分運営はできます。

ですから、町としましては農畜産業というのは非常に大事な産業というふうに位置づけておりますので、この補助金がなくなったから、もうかかわらないという意味合いではなくて、和牛生産部会そして肥育部会はございますので、そちらのほうとの連携を深めながら、そのヘルパーとの関係も深めていくということを考えておりますので、そういう意味合いから、この補助金が廃止、それで縁が切られたというわけではありませんので、ご理解方お願いしたいなと思います。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今新たに、人・農地プランのプロジェクトをつくって、いろいろ後継者のことやら農地の集約やら今やっております。取り組んでおります。こういう中で、やっぱり後継者のこととかいろいろ考えた場合には、このヘルパー制度というのは、当初の目的から考えて、今でもやっぱり非常に重要なポイントじゃないかというふうな気がするんですけども、そういう点でゼロということに関しては、周りの肥育のほかの和牛なり、その全体の組織にはいろいろ助成しているからというような答弁でございましてけれども、やっぱり町の対外的に本当に誇れるこれは組織と申しますか、だったわけで、それを今後も維持はしていきますけれども、町とのかかわりを考えたときには、全くゼロというのはちょっとどうかなという気がするんですけども、本当に運営費の中では微々たる金額ではございますけれども、ゼロということに関しては非常に同じ私関係者として、ちょっと抵抗があるんですけども、再度何とかならんとかと。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、3件ほど補助金の打ち切りというのがございました。例えば、自衛隊父兄会もそうなんですけれども、そちらのほうもゼロということになりしたけれども、これも十分に自衛隊の父兄会のほうともお話させていただきまして、やはりの補助金は流さないけれども、しかしバックアップ、サイドからの応援とか、いろんな形でこのつながりは深く連携をとっていきましょうということで、ご理解をいただいたところでございます。

特に畜産関係は、本町の農地・水・環境を含めたところの大きなポイント占めますので、そういう関係はこれからもずっと続けていくというふうに考えているところでございます。

以前、酪農ヘルパー組合というのもございました。そちらのほうも以前は北諸・都城で支援をしておりましたけれども、そちらのほうも自活できるということで、今現在はもうゼロでございます。そういう形でそれぞれが団体が自立していくということ、そちらのきっかけをつくっていくのが、行政と最初の補助金でございますので、そういう意味合いからすると、この補助金を打ち切ったから縁が切れるわけじゃなくて、その関係は続けていきますけれども、また別な面からの支援というのが今後考えられるんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 言われることはわかりますけれども、別な面からいろいろまた助成してあげるといような発言がございましたので、今後の対策をまた期待したいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 発言順位10番、大久保君。

〔8番 大久保義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） それでは、通告順位10番でございますが、公民館加入推進について、①は省略いたします。（「①しかない」と呼ぶ者あり）質問事項のほうですよ。これは省略いたしますということで、早速本題に入りたいと思います。

自治公民館未加入世帯の取り組み状況と未加入世帯にどのような指導対応を進めているのか、この件について12月の定例議会でも質問をいたしました。今回の議会報告会でも、2カ所の会場で8地区で質問がありましたので、1度行政側に取り組みの状況をただしてくださいというように、先ほどの議会報告会の3班の要望でもございます。

上記の問題については、12月議会で山王原自治公民館の取り組み状況の報告をいたしました。内容としては、4月の春祭り、夏祭り、いろいろなイベントも各公民館主催で行われていますが、未加入世帯にはイベントなどのお知らせ、何一つありません。また、心配しておりました塚原団地A棟は、全世帯が公民館に加入していただいたという話を聞いております。このことは行政側の入所時の説明と、館長を初めA棟の支部長さん、あるいはそれぞれの役員の指導力のたまものだと感謝を申し上げているところでございます。あとは質問席からお尋ねしてまいりたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） この自治公民館加入状況についてですけれども、これについては、1番議員の人口増対策についての③のところで回答させていただきましたけれども、また具体的に担

当課長のほうからの回答というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、自治公民館の未加入世帯への取り組み状況で、どのような指導対策を進めているかということでお答えしたいと思います。

昨日も池邊議員の質問にお答えしましたように、この事業自体は平成23年度から実施しております。平成23年度に実態調査を行いまして、自治公民館の加入率が77%という結果が出ておりまして、それとあと未加入世帯が各地区、各支部ごとに1件ずつおさえていただきまして、現在はその未加入世帯に対して、加入促進のチラシの配布を行っているというところでございます。

先ほどありましたように、ちょうど西側のほうから、まず東植木、西植木のほうから配り始めております。5月の半ばぐらいからです。大久保議員が言われましたように、やはり一番問題は、未加入世帯が支部がどんな活動をしているかがわからないという声もありましたので、現在、チラシというのが町がつくったどこでも共通するようなチラシが1枚あるんですが、それに各自治公民館長と相談いたしまして、そこにその公民館独自のチラシも入れて配っているようにしています。

一つの例を申し上げますと、まず西植木の自治公民館なんですが、西植木自治公民館は公民館の加入率というのが40%台です。町内で一番低いところですよ。公民館の総会の際に、未加入者に対して消防団の協力費と街灯費、これを未加入世帯からも徴収しようということで、西植木の自治公民館の総会の中で議決されまして、その文書を一緒に添付しまして、当然そこに自治公民館長の電話番号とか連絡先も入れまして未加入世帯に配ったところですよ。そうしたら、西植木の公民館長から聞いた話なんですが、非常に共感できるといいますか、もう当たり前のことだと。今までそういうことを知らなかったということで、やはり未加入世帯への伝達方法が今までなかったんじゃないかということで、何人も電話が来られまして、消防協力費と街灯費です。年間にたしか600円ぐらいだったと思うんですが、合わせてです、それを納めるという電話が何本も入っているというのも聞いております。

あと東植木のほうは、きのうも申しましたけれども、新規加入が数件出てきたということで、今言いますように、今東原、稗田終わりました、花見原、新馬場のほうに今度は要るんですけども、配る前には、各自治公民館長のお宅に伺いまして、独自の何かありませんかということで相談しています。それぞれの公民館によっては、じゃこれを入れてくれ、独自の文書を入れてくれ、行事案内を入れてくれというのがありますので、それを差し込みながら、また稗田のときだったと思うんですが、町の広報が余分が少しあるもんですから、それも一緒に入れて、公民館に入るところという情報がありますよということで、それも添えて配ったりやっております。

ということで、今現在進行中でございます。全未加入世帯に配布をしようと考えておりますので、配布するときにはそれぞれの自治公民館長の相談をさせてもらいながら、内容は基本のチラシは全部いれるんですが、それ以外はいろいろ相談をさしてもらいながら、未加入者への加入促進は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今の未加入の取り組みについてはよくわかりましたが、また後でちょっと出てくるかもしれませんが、そのときはご答弁をお願いをいたしたいと思います。

まず、今役場の相談室、我々がおるときは相談室と言いつたのですが、ここの相談件数、これはどのような進め方をしておるのか。私は効果があるのかなと思っておるのですが、実は公民館からの助成金、委託金かな、そういうもので賄っておるわけですね、違うんですか。直接ですか、町の補助で取扱いで。この効果がどの程度あるのか、私はちょっと聞いてみたら、余りないというような話を聞いたんですが、その効果的な結果をちょっとお知らせしてください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 相談室については、相談件数というのをここに数字を持ってきてませんのであれなんですけれども、内容としては、やはり各課に直接行くものをマークしておいて、そこで受けて振り分けているという状況です。

相談室はそういう形ですということです。加入促進については、今は、ちょっとすいません。

○議長（山中 則夫君） 答弁。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 引き継ぎということで、私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思いますが、相談件数ということではなくて、転入時においてそこで支部加入の説明をするということでございます。大体、入ってこられればどこの番地でどこの地区、どこの公民館の何支部に当たりますよということがわかりますので、それに従ってお話を進めさせていただくということでございます。公民館あるいは支部ではこういうことをやっていますよということは、一応に説明はしますが、それに基づいてこれを各支部長さんなりあるいは公民館長さんなりに、こういった方が転入してこられますよということをお知らせしていいですかということ、そこで伝えるわけです。それでいいですよということになりますと、それぞれ公民館長さん、支部長さんにお知らせをするということになっております。それを情報源として、支部長さんなりあるいは公民館長さんなりが、加入促進をしていくということでございます。

中には拒否される方もおられますから、そういう方は公民館長さんのところに行かないんですが、この件についてもそれぞれ公民館長さん方から、どれぐらいの方が入ってきたけれども、そういったお知らせが来なかったのかということをお知らせくださいということになってますので、

そういったことを含めて、自治公民館会長会議の行政事務連絡員会議の中で報告を、各月ごとに報告をお知らせをしているところでございます。

ですから、そういった情報源がないと、なかなか動けないわけですから、やはりそこでの窓口対応というのが非常に重要なというふうに私どもは思っております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 私はこれのももとの起こりは、公民館加入促進というような目的だったと私は思っているんです。今のような言われ方では、どこまでその流れが行くのかかわらんじゃないですか。だから、先ほど言ったように効果がないんじゃないかというようなことを聞くんです。だから、その辺をもう少し、これは女の人がやってるですか、男の人ですか。女の人2名、交代ですね。それはいいですけども、やはり言えば、公民館を公民館長でもいいし、もともとそういう人たちを素人じゃなくて、ただこういうことが支部にあって、お宅はここですよ、ここですよというようなことばかりでは、それは流れ作業とひとつこっですよ。

だから、とことんまでやっぱり案内をしていくのか、そこ辺まで徹底せんと、窓口でこうこうや言うみたって、余り効果がないと思います。そういうことを私は聞いたもんだから、だからあえてこういうことを聞くんですが、もう少し効果的なやり方があれば、ご検討をしていただきたいと思っております。

次によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

加入率の問題は西村室長が言いましたけれども、私が調べたところでは、これは間違っておれば訂正をしてください。加入率では一番高いのは中原自治公民館ですね。ここが九十五点幾らですか。そして低いところは私が言うまでもございませぬけれども、先ほど言われましたので西植木です。50%を割ってるわけです。そこ辺がやっぱり取り組みの状況がこのように差があるわけです。取り組みの姿勢というものが、公民館長自体がです。そこ辺もやっぱりしっかりとやってもらいたいなというようなことは、私は思っておるんです。そこをまたひとつご検討も公民館連絡協議会でも、もう少し協議していただければありがたいと思っておりますが、こうしたパーセントでいけば、今申し上げましたように、中原自治公民館は非常に率が95%もいっておる。西植木は50%を割っているというような差ですから、その辺の連絡協議会の中では検討をされておるのかどうか、ちょっと教えてください。なからんなないでいいです。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 公民館の加入率につきまして、それぞれの地域の特性がございますので、アンバランスな部分があるわけなんですけど、ただ私もよく植木のほうに行くわけなんですけど、自治公民館としては、やはり一生懸命取り組んでいらっしゃるなど。つまり、子供たちをまずは

巻き込みながら、その親を引っ張り出して、そしてそういう地域での交流を通しながら、自治公民館の理解を深めようというような姿が非常によく見えます。

そういう意味合いでは、やはりそれぞれの地域がそれぞれのやり方で頑張っているというふうには私は理解しているところでございます。中原につきましては、公民館長が一生懸命頑張って、そしてまた地域的にある程度限られております。それに対して、この植木のほうはアパート、マンション等、そしてまた独居世帯、独居といいますか学生等、いろんな方々が入っていらっしゃいますので、そういう意味合いからしますと、やはりアンバランスといいますか、一律に上げていくというのはなかなか難しい状況もあろうかと思いますが、自治公民館の連協の中でも議題として取り上げていただきまして、お互い情報交換しながら、やはりいろんな手法で取り組むというようなことで頑張っているというふうには理解しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） ひとつ情報交換もしながら、しっかりやってもらっていただきたいと思っております。

それで、やはり先ほど町長が申し上げましたが、町政の中でやっぱり大事な部分を占めておると思っております。本年度も昨年度も座談会をされましたが、本年度も各地区での町政の座談会と申しますか、そういうものを開催する予定、計画があるのかどうか。あったら教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 本年度の地区座談会につきましては、昨年度までは各地区ごとに9地区、こちらが指定した、去年10月だったんですが10月にまとめて行っておりましたが、本年度はこの30自治公民館単位で開きますよということで投げかけてあります。

当然、地区によっては、いや、うちはもう合同でいいと、うちはもう自治公民館でやるということで、それぞれです。もう既に三原地区は済んでおります。きょうは5地区が合同でさしてくれということで、きょうは5地区に伺う予定にしております。そういうことで来週は小鷲巣とか勝岡とか単独でやるということで、今年度の地区座談会については、そのほかについてはまだ上がってきてないんですが、開催時期についても時間についても単位についても、それぞれ申し出があったとおりでやるということで実施する予定にしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 先ほど申し上げましたが、いろいろと座談会を開催すると。これは非常に当局も大変でしょうけれども、公民館の加入についてはいいと思うんですが、その辺もやっぱり含めた充実した説明を、先ほども室長が言ったようにチラシの問題とかいろいろなことが考えられるだろうと思っております。そこでやっぱり公民館に入った場合には、こういうよう

なご利益がありますよとか、そういうようなご利益がないかもしれません、はっきり言って。実際、反面は負担金、徴収費が山王原で1万3,000円ぐらいかな、そういうのが要らしいんです。そこ辺も含めてですが、言えばチラシなんかやら配ったりしてすればいいんじゃないかなと思っております。

ついでに申し上げますが、公民館加入促進の対策として、私はいろいろとパーセント的な問題も西村室長のほうからも出ましたが、私も出しましたけれども、やはりモデル地区、こういうものは考えられないのか、例えば。30公民館、自治公民館があるわけですが、その中でも一つか二つでも決めてやる考えはないのか。もしあったら教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今モデル地区をとということでお話があったんですが、実は今回のチラシ配布に当たりまして、それぞれの地区の自治公民館長さんたちと会議のたんびにちょっとお話をさせてもらっております。今言いますように、町の西側のほうから、9地区のほうからビラをくばっているんですが、当然西側のほうの9地区、8地区、7地区につきましては、公民館長につきましてはぜひやってくれということで、やはりこういう未加入者に対しての配布というのが非常に大事だという認識を持っていらっしゃいます。

ところが5地区の4人の館長さんたちと実は先日、おとといですか、話させてもらったんですが、実は5地区の加入率というのは、当然非常によろしいです。もう大八重は100%です。轟木96.6、仮屋、大野も94、95ですから、未加入世帯の配布をやりましょうかという話をしたところ、実はもう未加入世帯は、例えばお年寄りで病気されてて、もうどうしても入れない方もいらっしゃるし、全部事情がわかってると。いろんな諸事情があって、件数にしては本当1件とか2件とかそんなものですから、そういうことで事情はわかってると。うちうちで、またわざわざチラシ配る必要はないんだということで、やっぱり地区によってはそういう温度差があるんじゃないかと思っております。

ですから、今言われたモデル地区というのも、考え方によってはそういうことで、地区によっては自分たちで中身の事情もわかってると。そういうことで取り組む方法もあるよということもありますので、確かに西側については、きのうも申しましたように、アパートとかマンションとかが多くて、その自治公民館自体に理解を示さない世帯というのがふえてきておりますので、西側の公民館長さんたちと話すに当たって一番今議題になっているのが、単身の世帯とかアパート、マンション、貸家の世帯をどうしようかというのが、やっぱり考えないといけないかなという話をしているところです。

例えば、不動産業の皆さんです、貸家を管理されている皆さんに、公民館連協として申し入れをしたらどうだろうかとか、いろんな方策を今また連協の中でも話していこうということでやっ

ておりますので、そのモデル地区等も含めて、その辺はまた今後話し合っ、対策をとっていき
たいと考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 私が言おうとして、ここにメモしちよるんですが、西村室長が言
われましたので、私もちょっと一言申し上げておきたいと思っておりますが、公民館の促進に当
たっては、マンションとかそういう人が入居されておるわけです。その辺がやっぱ一番難しいだ
ろうと思っております。そこで、私の考えですけれども、不動産業者です。これと大家さん、こ
うした協力ともうしますか、こういうものの協議をもって、会議でもいいですが、促進につい
ての話し合いをすることはできないのか。ちょっと担当でもいいし教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今お答えしましたように、当然これは公民館の連協、各自治公
民館長とも十分協議をしないといけないと思いますので、当然、申し入れするに当たっては、町、
公民館、連協の共同で申し入れというのが出てくると思いますので、その辺については、今検討
させてもらっておりますので、引き続き検討して、また結果はご報告をさしてもらいたいと思っ
ております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 最後になりましたが、中原団地の管理組合の結成はご存じですか。
管理組合。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 中原団地に入ってる方だけの。

○議員（8番 大久保義直君） 管理組合。わかってないなら私が教えます。

○都市整備課長（下沖 常美君） 駐車場とかそういうのじゃなくて。

○議員（8番 大久保義直君） いやいや駐車場はもうわかってるから、駐車場も含めて、すべて
の管理組合が結成されとるんです。

○都市整備課長（下沖 常美君） 今のところ私、資料を持ってませんのでわかりません。

○議員（8番 大久保義直君） 私が調べてきておりますので。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） ごめんなさい。中原団地管理組合規約というのをつくっておられ
ますよ。そして、11条まであります。平成23年4月1日から施行しておるといような管理
組合ができております。その中で申し上げますと、これは山王原の問題について、私はこれを調

べたんですが、まずやはり名称、事務局、こういうものができております。これを読みよるとまた時間がかかりますので、管理組合長をもって設置すると。それから、団地の役割を研修し、団地の振興及び社会福祉に寄与することを目的とするとか。それから事業としては、情報の交換に関するものが一つ。それから2番目に団地内の駐車場の適正な管理に関する事。それから3番目に団地内の電灯、水道の適正な管理に関する事。それから団地内の環境整備に関する事です。それから研修、親交、社会福祉に関する事、その他についてもありますけれども、言えば住宅としては駐車場の適正管理はもうお願いしておりますわね。1台に1,000円、2台やったら2,000円です。それから電灯料もそうっておりますわね。電燈が何十あるて言うっちゃったかな。

そういうようなことで、すべてを団地管理組合で守っていくんだというような意気込みが非常に強いんです。これは話を聞きますと、駐車場料金が1台に300円、1,000円、その700円が町のほうに入るわけです。300円は運営費として向こうが取ってるわけです。その金が相当やっぱり辛抱しながら辛抱しながら来て、大分あるらしいです。だから運営そのものは、やっぱり管理組合に任せたほうがいいんじゃないかなというふうに、私も考えておるんですが、その中で役員の報酬等もぴしゃっと決まっております。組合長で3万円、年間です。それから書記、会計で同じく3万円、役員それぞれが1万円、監事は2,000円というような規定をぴしゃっとつくられておりますが、この中にはやっぱり管理組合だけじゃ後々どちらにしても、やっぱり公民館がタッチしたイベントとかそういうものもありますので、公民館長もこの中に一人は加わっておるといような話をされました。いい組合だなと私も考えたわけですが、その辺をやはり今後、取り組んでほしいなというのは、塚原団地、この件を私はちょっと私調べてあつて行ったわけですが、塚原A棟は先ほど申しあげましたように、もうほとんど、1軒残っておるのかな、入っていないのが4軒、4軒、それも近々入るんじゃないですか、そういうことでいいんですが、A棟とB棟、まずはじめにA棟のほうを、やっぱり指導力ちゅうのがやっぱり必要だろうと思っておるんです、行政側の。だから、そこら辺の公民館長やら連絡を取りながら管理組合をつくってもらおうというのが私の頼みでございます。

それと、B棟は54年、55年の4月か5月ごろの入所になりますね。だから、その辺もあわせて、80戸ですから、できるのは、両方で。だからその辺も一緒に管理組合をつくっていい方向づけをしていただければ、これは塚原の支部長さんも、おととい、2、3日前に道路で話しをしたんですが、うまくいっておりますよと、私は管理組合のことは言いませんでした。だから、みんなが協力してくれるといようなことでございましたので、ああB棟もうまくいくんじゃないかなというふうに考えております。

そこで、下沖課長にお願いいただけども、A棟の廊下等を掃除をしたいと。それこそ管理組合が

するような仕事もされておるんです。だから、どうも汚いと、汚れたりするというようなことで、一階の北側ですか、あそこに水道はつくっていただくという了解はいただいております。ということでしたが、2階、3階までホースどのように持ち上げていくのか、非常に困っておるというようなことで、B棟については、やっぱり設計の見直しちゅうか、2階で蛇口をひねる、ホースをつないで蛇口を開ける、今度は3階でもそういうパイプを引いて蛇口を開けて掃除をするというような方向の設計をやってもらえば非常にありがたいがなど。これはもう今のA棟の支部長さんたちが言われるわけです。だから、そこら辺も含めて清潔にするようなことが一番いいだろうと思っておりますので、一つよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで2時45分まで本会議を休憩いたします。

午後2時35分休憩

午後2時45分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位11番、池田さん。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告に従い、福祉対策としての成年後見制度についてお尋ねいたします。

この件につきましては、平成20年9月定例会においても質問いたしております。この制度の説明については、前回しっかりと申し上げておりますので割愛いたします。

その後の進展についてお尋ねいたします。前回、私はこのように申し上げておった部分がございます。「高齢者や障害者にとって身近な制度となるよう普及に向けた実効性のある工夫と対策を取らなければならない」と申し上げておりました。それについての答弁がこうでございました。

「町内にも町民の皆さんにも浸透してないと思う。広報活動とともに行政としても今後更に取り組んでいきたい」ということでありました。

当町の高齢化率も21.5%であります。これに比例して認知証の発症率も高くなることは予測されます。また、障害者のご家族の方々も高齢になっておられます。将来に対して大きな不安を抱えておられるのは言うまでもありません。前回質問してから4年が経過した現在、成年後見制度の周知徹底はされたのでしょうか、お尋ねいたします。あとは、質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、池田議員のご質問に対して回答させていただきます。

平成12年に介護保険制度がスタートしまして、それまでの措置行政からすべての人が保険料を払って、自分の意思でサービスを選択をするという契約のシステムに変わったところでありま
す。この制度に対応するため、判断力の衰えた本人にかわって契約を結べる後見人を選任するた
めに成年後見制度が制定されました。この制度は、介護保険制度を機能させるための不可欠な存
在であり、介護保険制度とともに「車の両輪」と言われています。

しかし、多くの方が利用している介護保険制度に対しまして、その利用は非常に少なく、
10年間のデータや介護保険制度利用の5%程度しかないという現状であります。先進国の中で
日本が最も普及が遅れていると言われております。本町の具体的な取り組み、実情について担当
課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 取り組みと実情に関してお答えします。

取り組みに関しては、成年後見制度のパンフレットなどを福祉課の窓口や、消費生活相談セン
ターで配布したり、高齢者の相談窓口になっております地域包括支援センターでは、高齢者やそ
のご家族に制度を紹介したり、また三股町や社協が行っている無料法律相談や法テラス等の紹介
対応をしております。

また、地域包括支援センターでは高齢者に、支援にかかわるケアマネージャを対象に権利擁護
の研修会を開催しており、専門の講師を招いて成年後見制度の啓発に取り組んでおります。制度
の紹介をしても、早速手続をしてみますという方は少なく、実際に成年後見制度の利用される
ケースは非常に少ないと思われま

す。その理由としては、家族の方が心配してご相談されてもご本人が自分はまだ大丈夫だと考えて
いる方が大半で、また成年後見制度の申し立ての費用、それと専門職の方に後見人を立てたとき
の報酬費が発生すること、さらに手続に手間がかかるなどからなかなか普及が進まないものと思
えております。

また、三股町では、成年後見制度利用支援事業を予算計上しております。この事業は、成年後
見制度による支援が必要であっても、申し立てをする2親等以内の親族がいない、または親族が
申し立てをしない、費用負担が困難なことなどから利用ができないなどの理由で、制度利用が難
しい方については町長が申立人となり、申し立てに係る費用の助成及び後見人の報酬の一部もし
くは全額を助成するものでありますけれども、平成18年からの利用は1件もございません。

しかし、少子化、核家族で、1人で物事を判断しなければならない高齢者が今後増加すること
が懸念されますので、回覧やホームページなどを利用して成年後見制度の情報を広く出していき

たいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私も前回のときにしっかりとこの後見制度の周知徹底をお願いしたいということで申し上げておきました。

実は、私が前回も申し上げた事例があつてはるわけですが、前回のときもこういう事例でございました。軽度の知的障害があるご兄弟だったんですが、悪徳商法で、自分で勝手に契約して、そのたびごとに兄弟が後の始末に大変苦勞されてた。その方は、その後この後見制度を利用してしっかりとフォローができたんですけども、その方もこういう制度があることをご存じなかったという部分がありまして。またもう一つは、ご両親が亡くなられて、その保険金が一挙に、多額に入金されてたために、どこから情報が漏れたのかわかりませんが、先物取引で結局は大損をしまして、その方ももう本当に経済状況が今大変厳しい状況であります。兄弟もまた遠方におられるものですから、今、彼は周りの者が気遣いしてるんですけども、この方も何とかこの後見利用制度を利用して、してあげないといけないんじゃないかなという、今立場に置かれております。

そして、今回申し上げます方が、おじさんだったんですけども、やはりこの方ご家族がいらっしやなくて、そして遠縁に当たる甥子さんになるんですけども、本当に遠い方なんだけれども近くにおつたということで、その方が認知症も入って、そしてまた急遽手術しないといけないということで、入院をするためにも手続き上のこととか、そういうことで大変ご苦勞なさって、やはりこの成年後見制度がもっと身近に、自分自身が窓口にも行って知っておけば、すんなりとそういう苦勞もしないで済んだんじゃないかという、後でそれも私聞いたところだったんです。

先ほどいろいろおっしゃったように、パンフレットとか、あるいは支援センターのほうで説明会したりとかされたとしても、やはりこれは本当にその方々っていうのは、本当に一部の方々じゃないかなと思うんです。それで、さっき支援制度、支援事業、これもあるということもおっしゃいましたんですが、その中にもしっかりと国・県の国庫補助の中で事業費としては補償された部分はあるんですよ。ですから、もっともっとそういう意味では皆さんへの周知徹底、これを推進していただかなければ、こういう事例は次から次にやっぱり起こっていつてるんです、現実的に。それを思うと、やはりこういう制度の周知徹底をしないといけないのは当然ですけども、その利用者がいないっていうのが幸いじゃないわけなんです。知らないから利用できないという、反対、考えるとそういう結果なのかなと思うんです。

私が4年前にこの制度のことを申し上げたわけですけども、やはりこういうことがあるということに対して、4年前は前町長さんに対するこの質問であつたんですが、今町長さんもかわられましたので、今一度町長さんのご答弁を求めたいと思います。身近な制度として、どのように

周知徹底していけばいいのかっていうのは、今は担当課から答弁あったんですけども、今一度町長の答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 事例等を上げながらお話がありましたけれども、この軽度の知的障害者の方々、あるいは認知症の方々、いろいろとその生活する上でのトラブル等も発生する可能性は多々あるということで、そのためにはやはりこの成年後見人制度の利用というのは非常に重要だろうというふうに思っております。町としましてもいろんな手立てで周知徹底を図っているわけなんですけれども、なかなかこちらのほうの申し立て、あるいは利用が少ないという状況でございまして、やはり担当課のほうでやっています、またこれからもっとそのあたりを充実しながら啓発、PR等を図っていく必要があるだろうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 先ほど申しました後見制度の支援事業っていうのが2つほどございまして。1つはさっき言われたように普及活動のための予算措置、もう1つは、先ほどこれもおっしゃったんですが、困難と認められたときに助成される経費に対する助成っていうことです。答弁いただいた中にも、確かに後見人の方への報酬関係とか、登記とか鑑定費用とかそういうものにかかるんでなかなか利用できないっていうようなことも言われてるわけなんですけれども、やはりこれをもっと皆さんが利用しやすいようにするならば、どうでしょう、町の予算としても組み込んでいかないといけないかなと思うわけですが、前回お聞きしたところにも1件ぐらいしか想定してないということでございまして、現在においてはどういう、何件を想定されて予算化されているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 前回お答えしたとおり1件で予算計上しております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この1件というのも、多分申し立て費用、登録手数料、鑑定費用だけの金額だと思うんです。12万程度だったと思うんですが、それぐらいですね。これは、その分が申し立て金としては大体それぐらいかかるということです。ですから、後見人の報酬としては全く見込んでないんです。しかし、これにおいても国の補助がちゃんと設定されているんです。もちろん在宅とか施設とか、それによって設定額は当然違いますけれども、こういうものをしっかりと、これも月でございまして、在宅の場合にも2万8,000円、施設も1万8,000円、月補償があるわけですね。そういうのをしっかりと皆さんに訴えていくと、それじゃあそっこのほうで今後のことを考えると、この後見制度を利用したいという人も出てくる可能性

があるわけなんです。ですから、そういうものを、細かいことを皆さんに訴えるためには、当然これは予算として確保しなければいけないと思うんですが、財政課長としてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） この後見人制度の事業については、介護保険のほうでみて計上しているということですので、一般会計とは違いますけれども、介護保険としても今後の状況をみながら検討していくということになるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 報酬費に関しては、成年後見制度申し立てと対になっていると考えていますので報酬費も計上しております。それも在宅で2万8,000円、月で計上しております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 結局はそれも1人分ということですよ。ですから、これを考えると、もっと皆さんに周知徹底すると当然予算も考えんといけないわけです、じゃあどっちが先かということですよ。やはり裏づけ、予算としての裏づけがないと皆さんに周知徹底するのとはばかる部分も出てくるかなと。予算がある程度あると、いやもうちょっと皆さんの訴え方、そのことがやはり違ってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの周知徹底を今後していただきたいと思いますが、これは、どうでしょう、課長さんのほうからもう一度決意をお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 今、1件該当するかなというような方がいらっしゃるんです。それで、戸籍を調べまして、公用請求いたしまして、本来なら2親等までなんですけど、4親等まで調べましたけどもやはりご本人とかかわりを持っていらっしゃる方がいらっしゃらないというところで、今1件あります。これは、民生委員さんからこういう方がいらっしゃるよというところでご相談を受けて訪問したところなんです。ですので、一番頼りにしているのは民生委員さんの情報をご近所にこういう方がいらっしゃる、あとちょっと気になる方がいらっしゃるけどどうでしょうかというお話を受けてそういう対応ができたので、民生委員さんたちにも広く啓発をしていかないといけないと思います。担当課としても研修は受けるんですけども、実際にこれはどうなっているんですかということになると、インターネットで調べたりしてお答えしているような状況なんです、窓口でも。ですので、民生委員さんと一緒に勉強していけたらいいのかなというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 次にまいります。①の②でございますが、この成年後見制度に関する老人福祉法、これが改正されました。本年4月1日より施行されております。この中で、市町村の努力義務となったのが後見等に係る体制の整備として人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないというのが今度の老人福祉法に改正されたその後見制度に関する文言でございます。

今、この最高裁判所の直近の調査では、新たに成年後見人を家裁に申し立てる件数が、今、2010年でございますが、年間3万人を超えておるといことで、その中として親族が選任されるのが6割弱、そのほかは4割強になっているわけであります。以前は家族の方がほとんど、8割、9割が後見人となられてたわけですけれども、今は家族の方ばかりじゃなくて、このように4割強がほかの方に依頼したいということになっているようでございます。この成年後見制度を利用する人のニーズに対応するためには、当然弁護士とか専門職とか親族による方々の、講習を受けるとか、あるいはまたそういう方々だけの後見人ではなく、今ここで言われているのが市民後見人の育成というのが、今皆さんそれぞれ希望の中であつてるわけです。

そこで、お尋ねしたいわけですが、市民の後見人の育成、そしてまた養成、こういう講座を実施して広く皆様にご協力をいただける方向ができないのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われますように、平成24年4月施行の改正、老人福祉法では、成年後見人を確保するために市町村が主体となった取り組みに関する努力規定が新たに設けられまして、都道府県は市町村の取り組みを支援するというところになってございまして。

認知症、高齢者、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴いまして、今後成年後見制度の必要性は一層高まりまして、その需要はさらに増大することが見込まれるというところでございます。主な専門職後見人である弁護士とか、司法書士、社会福祉士だけでの受け入れでは追いつかなくなることも考えられることから、専門職後見人以外の市民後見人、言われますようにそういう市民後見人が中心とした支援体制の構築が必要だろうというふうに考えています。具体的な取り組みにつきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） では、お答えします。

本町では、先ほど答弁しましたとおり、成年後見制度の利用が少ない状況もありまして、現在までは市民後見人の育成等には取り組んでおりません。厚生労働省のデータによりますと、平成23年度に市民後見推進事業を実施している市区町村は、26都道府県で37市町村となっております。事業の内容としましては、市民後見人要請のための研修の実施、市民後見人を家庭裁判所へ推薦したり、その他必要な措置、市民後見人の名簿等への登録、専門職による市民後見人の

支援等があります。他の市町村では、事業を社協やNPO法人に委託しているところや、他の近隣市町村と合同で取り組んでいるところもございます。日常生活自立支援事業等で経験を重ねて後見人としての知識、技術を高めた後に、社会福祉協議会の取り組む日常生活自立支援事業において市民後見人として活動するという取り組みの報告もありますので、これらも参考にしていきたいと思っております。

ですが、本町ではまず後見制度の理解を深めて、制度の普及・啓発のために講演会なども計画して関心を持ってもらう取り組みからはじめていきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 三股の方々は、もう今年過ぎて皆さんもすごく人材の方がいっぱいいらっしゃるかなと思うんです。ですから、そういう方々への呼びかけ、これはもう本当に、今後の中ではぜひしていただきたいわけですが、この研修の期間というのが半年ぐらいと言われてます。司法書士とか社会福祉士とか大学教授の方々が講師となって講師をしてくださると非常に手軽に講習が受けられるんじゃないかということです。ここにも法にうたってある以上は、やはりこの市民後見人っていうのを育成していかないといけないのかなと思ったときには、やはり同時進行にでも努力すべきではないかと思うわけです。ですから、本当にこういう制度を、じゃあそれが市民が周知徹底したのがいつまでなのかとか、そういうものを考えるときに、じゃあ「あなたみんな知ってる、知ってる」なんて聞いて回るわけにもいけないわけですし、そういうものは、法にうたってある以上は同時進行でもしていかないといけないという覚悟をしていただきたいと思います。ましてや、この意義、意義っていうのが高齢化の中で、やはり大きな、大きな認知症っていう問題を抱えてくるわけですが、もちろん障害者の方もそうですけれども、やはり安心・安全、そして住みよい三股っていうのを町長も目指していらっしゃるわけですから、そういうものをフォローするためにはしっかり制度的なものも行政のほうで取り組んでいただかなければ、いつまでたっても、申し訳ないけども4年前に言ったのが今のような現状でございますので、これはもう即実行していただきたいと思います。今一度答弁願います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この成年後見制度、こちらのほうの普及、啓発といいますか、なぜこう進まないのかなというところを考えて見ますと、平成12年度から介護保険がスタートしまして、それから介護保険制度自体が非常に浸透したわけなんですけど、それに伴ってやはりそれをバックアップする後見制度、これ自体も同時平行的に進むべきだろうと思いますけれども、ただ、こういうふうに第三者、あるいは親族でそうですけれども、後見人という形の制度自体がまだまだ日本の文化にはなじんでない部分もあるのかなと、そういう意味合いで、今言われますように、この啓発、そしてPRそしてこの認知症、あるいは知的の障害を持ってらっしゃるという形でのバ

ックアップ、こういう体制は非常に重要でございますので、そういうところのケアするというには、大いにこれからも力を入れていきたいというふうには考えています。そういうところ、担当課のほうでいろいろ取り組んでいますので、そういうところの認識をお互いといいますか、町民の皆さん方にも啓発していくような努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） よろしく願いしておきます。

では、次にまいります。次の2でございます。この傾聴ボランティアに関する質問でございますが、これも昨年12月の定例会において申し上げた内容でありますので、その後のこととしてお尋ねいたします。ここに通告いたしておりますので、これを一応読み上げいたします。

傾聴ボランティアの要請講座はその後実施したと伺いました。もうそれきりの講座だったんでございましょうか。今後、育成事業としてとらえ、持続的な実施ができないものかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 昨年の12月議会で、傾聴ボランティアについてのご質問がございまして、高齢者の精神的な健康の維持や解消のためにその重要性を改めて認識いたしましたところがございます。現状と今後の取り組みということで、担当課長が回答いたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 傾聴ボランティアは、相手の話を否定せずにきちんと受け止め、相手の心に寄り添うという姿勢があればできるボランティア活動で、特別な資格は要りません。相手に寄り添ってひたすら耳を傾けることで不安や寂しさを和らげる効果があり、被災地の仮設住宅などでも傾聴ボランティアが活躍しております。

自分の話をきちんと聞いてくれる傾聴ボランティアの存在は、不安や寂しさの解消だけでなく、精神面の健康の維持、回復の援助にも有効です。独居高齢者の方、子育て中の母親、うつ病の方など、自分の話をきちんと聞いてほしいと思っている方は少なくないと思います。

本庁でも、平成21年度に民生委員を対象に12時間の講座を実施して、延べ46人が受講されております。また、ことし2月には自殺防止対策のための講演会を実施して、一般住民の方、民生委員など40名ほどの参加がございました。講演では、高原町のNPO法人たかはるハートムの活動報告がありました。そこでは、傾聴ボランティア、自殺対策、新燃岳災害ボランティア活動などを行っており、悩みなどを気軽に相談できる住民同士の交流スペースを設けたり、「1日30人と話そう会」という会を開いたりして相談する人を孤独にしない取り組みを続けているということでした。講演を聴いた民生委員の感想として、「改めて相談者の話をよく聞く必要を感じた」、「自分もやってみたい」という方もおられました。このように、意欲のある方々

を対象に、養成講座を持続的に開催して、受講生による傾聴ボランティア団体確立の支援を行っていく所存であります。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 1回じゃなく2回、3回とかされてるってことですかね。2回されたっていうことですかね。講習、講習は。民生委員さんを先して、これはほかのところに参加したということですか、あとの40名の方は。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） ことしの2月には1回の講演会です。

○議員（10番 池田 克子君） 1回だけです。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） はい。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当、このように早速傾聴ボランティアの講習をしていただいたことは本当によかったと。本当にこれを、ここで私が申し上げてるように、育成事業としてとらえていただいて、これを計画的にこれをずっと実施していただきたいなど、そしてまたその中で、民生委員さんが最初に受講されたようでございますけれども、やはり多くの方々に講習を受けていただいて、その中でボランティアの方がたくさんふえていただけるとありがたいと思いますが、育成事業としてとらえていただけないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 養成講座を終了して実務経験した受講生が核になって地域活動のグループができましたら傾聴ボランティアの輪が広がるという理想系ができあがりますので、町といたしましても全面的な支援をしていきたいと思っております。また、事例検討会などの開催など会員活動のしやすい体制づくりには町としましても当然協力してまいります、まずは真剣にかつ積極的に傾聴ボランティアに参加してくださる人材発掘に努めてまいりたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に受講をされた方、貴重な方だと思うんですが、実はその受講された方々が、やはり今後どういうグループの中でどう動きをすればいいかっていう悩みもあられるようでございまして、こういう地域活動のグループづくりの支援とか、あるいは事例の検討会とかそういう開催に対してこれを支援体制、先ほど育成事業っていうようなことを申しましたが、この支援体制としてつくってもらえると、そういう受講生の方が活動をやりやすくなるというような話を聞いているわけなんです。

ですから、確かに受けるのは易いんですが、あとの活動がどういうふうになればいいかってい

う悩みを、本当に体制づくりをつくってあげることによって大きな輪がどんどん広がるんじゃないかと思いますが、その件についてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 私どもは高齢者の担当をしておりますけれども、障害のほうとも一緒に協力し合いながらやっていくことが大事だなと思っております。

人材発掘と先ほど申しましたけれども、やはり一つ講演を聴いてそれが刺激になって非常に触発されたという方もいらっしゃいます。先日、包括支援センターでコミュニティ技術を磨くという研修をしました。それは、やはり相手の気持ちに寄り添うというところの部分が入っておりまして、それで、こういう技術を身に付ければ自分達もできるのかなというような声も聞きましたので、できればこれもまた民生委員さん頼りになってしまうんですけども、相談支援にかかわられている民生委員さんを中心にそういう企画ができればいいのかなというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） その民生委員さん方のグループ、グループとしては大変重要なことであるかと思うんですが、民生委員さんは本当にいろんな役を持ってらっしゃって、地域の方々とのそういういろんな訪問活動もありますし、あれもこれも民生委員さん、民生委員さんに頼ってたんでは、これは民生委員さん自身がパンクしてしまう。ましてや、やはり民生委員さんの交代ということで依頼しても、やはり首を縦に振っていただけない状況も現実にあるわけなんです。それはなぜかっていったら、余りに重荷になり過ぎると、皆さん敬遠なさるっていう面もございます。ですから、そういう一般の方々が気軽に講習を受けて、その人たちがそういうグループづくりをしやすい体制をつくってあげるのが支援体制なんです。そうすると、例えばその中で声掛けていただいて、支援体制づくりですから、あなたとあなたのグループどうってというような感じで言っていて、そしてそういう人たちがまたほかのグループとの事例報告会みたいなものも合っていくとか、そういうような支援体制づくりっていう意味でございまして、ですから、その辺をちょっと行政のほうで知恵を絞っていただいて、そういう体制づくりをつくっていただければいいのかなと思いますが、具体的にどのように、さっきはちょっと答弁していただいたんですけども、それを考えますとどうお考えなられますかね、今一度答弁を願います。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長補佐（宮之原泰子君） 今この場で具体的な案っていうのは持っておりませんので、皆さんのまたお知恵をお借りしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 「継続は力なり」というのは当然有名な格言ではございますが、

本当にこの傾聴ボランティアの輪が広がれば、本当に最も住みやすい、すばらしい三股町としてそういうほかの町村から畏敬の念が持たれるんじゃないかと思います。ということで、町長としてはどのようにお考えになられますか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、申し上げましたけれども、傾聴ボランティアという役割の重要性というのは再認識させていただきました。そしてまた、それを受けて傾聴される方々、これをどのようにまた育成してまた支援していくかっていうご提言でございますが、やはり言われますように、民生委員さんだけに押しつけるっていうことは大変厳しい環境になっていくだろうと思います。やはり自立と協働でつくるっていういいまして、要するに町民の中からそういうふうな方々をピックアップといいますか、やはり募集をしながら、そういう方々を育てていきながら、そしてこのそういう組織づくりをいたしましてそこを支援していくと、そういう取り組みが今後大事だろうなというふうに感じます。そういう意味合いでは今担当課のほうでもそのあたりのところは十分認識したと思いますので、そういう方向も探っていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 町づくりは人づくりということで、ぜひこういう輪が広がっていけるように行政としてもバックアップしていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） 本定例会の一般質問は本日をもってすべて終了いたしました。

ここでお諮りします。会議規則第9条第2項によりあすは休会とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よってあすは休会とすることに決しました。

それでは、しばらくの間ここで本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時25分休憩

〔全員協議会〕

午後3時29分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時29分散会

議事日程(第5号)

平成24年 6月22日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑(議案第45号から議案第55号までの11議案)

日程第3 討論・採決

日程第4 意見書案第2号上程

日程第5 議員派遣について

追加日程第1 議会活性化検討特別委員会の設置を求める動議

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑(議案第45号から議案第55号までの11議案)

日程第3 討論・採決

日程第4 意見書案第2号上程

日程第5 議員派遣について

追加日程第1 議会活性化検討特別委員会の設置を求める動議

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 久寿米木和明君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	岩崎健一郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	渡邊 知昌君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長補佐	東 光吉君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	鍋倉 祐三君	教育課長	重信 和人君
会計課長	財部 一美君			

午前10時03分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、20日の一般質問に対する補足答弁の申し出がありますので、ここで発言を許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） おはようございます。先日の一般質問で、9番議員の質問に対しまして回答できなかった事項がございますので、追加で説明いたします。資料といたしましては1枚紙と、そして4枚のホッチキスでとめてある資料を準備いたしましたので、よろしく願いいたします。

1枚紙のほうからですが、平成23年4月、三股町の議会議員選挙時における手当と報酬ということで一覧にしてみました。

投票時間12時間ということで職員の手当のほうは2万7,660円、その右のほうに定額でありますけれどもそれぞれ投票の立会人、そして管理者の投票時間における手当額がここに書いてあります。その下は開票ですけれども、開票2時間に対する職員の手当、そしてその2時間に対する定額でございます開票の立会人、開票の管理者の報酬が、それぞれここに書いてございます。

支給をする際の根拠等ということで、職員につきましては、一般職の職員の給与に関する条例により算出しております。投票、そして開票の立会人及び管理者につきましては、「国会議員

の選挙時の執行経費の基準に関する法律」によりまして報酬を支払っております。

で、質問のあった現在の手当、または報酬の金額となった時期についてはということで、職員については注意書き、文書がなかったから注意書きという形で下のほうに書いておりますけれども、職員の手当の算出額については、以前から行われているので定かではありません。

しかし、「公職選挙法及び国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律」が昭和25年に施行されており、翌年の昭和26年には、「一般職の職員の給与に関する条例」が施行されていることから、現在の選挙制度が発足した当初から、現在と同じ方法で支給されていると思われま

す。それから、投票立会人、管理者につきましては、平成19年3月31日に額の改定がありましたので、現在のそれぞれ1万700円、8,800円というのは、19年3月31日からの金額でございます。

それから、もう1枚、もう1枚というかホッチキスでとめてあるほうの資料でございます。これは話をしましたけれども、町民アンケートを実施いたしました。これは、平成24年の、ことしの2月6日から3月9日ということで、単純集計が終わっておりますので、今回出させていただきますものでございます。

回答率が39.8ということで、全体的な集計が終わり次第、広報紙またはホームページのほうで結果をお知らせするつもりですけれども、最初のページに、性別、年齢、居住地ということで、これが問1から問3になっておりまして、あけていただきまして、問4から各項目のアンケート結果になっておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 日程第1、常任会報告を議題とします。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案第45号、46号、47号、48号、52号、53号、54号、55号の計8件であります。

案件ごとにご説明を申し上げます。

議案第45号「三股町税条例の一部を改正する条例」、地方税法改正で寄附金税額控除の対象寄附が拡大したことに伴う条例改正であります。

三股町税条例の第34条の7第1項の県内に主たる事務所を有する法人または団体で、第1号に国公立大学、第2項に私立高校、社会福祉法人等、第3項に特定公益信託、第4項にNPO法人に対する寄附金の規定、県内に主たる事務所を有しない法人で、第5項に学校法人、第6項に社会福祉法人の寄附の規定を新たに追加規定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

医療費の増大により、国保税条例の改正で医療費分に伴うもので、所得割の率が、7.70%から7.85%へ0.15%の引き上げ、資産税割の率が、24.50%から33.00%へ8.50%引き上げ、被保険者1人当たり2万100円から2万3,300円へ3,200円引き上げ、1世帯当たり1万9,000円から1万8,000円に1,000円引き下げ。

後期高齢者支援分に伴うもので、所得割の率が3.15%から3.10%へ0.05%引き下げ、資産割の率が8.50%から16.50%へ8.00%引き上げ、被保険者1人当たり7,700円から9,100円へ1,400円引き上げ、1世帯当たり6,800円から7,000円へ200円引き上げ。

介護納付金に伴うもので、所得割の率が、2.15%から2.20%へ0.05%引き上げ、資産割の率が、7.50%から9.60%へ2.10%引き上げ、被保険者1人当たり7,000円から8,300円へ1,300円引き上げ、1世帯当たり5,400円から4,600円に800円引き下げを主な内容とするものです。

審査の経過で、問題点として、応能割額の資産割の課税率が一挙に高くなっている。そもそも資産は収入でなく、支払い能力からすると無理があることや、都城市が国保税に課税している資産税率の合計が30.2%に対し、今回の改正案は59.1%であり、28.9%も高く賦課する案で、都城市のほぼ倍となっています。そこで、資産割の率を昨年と同率として、不足する分を所得割で補うことでバランスをとるべきとの結論に達しました。

その結果、国保税条例、第3条第1項の応能に係る医療分の所得割は8.25%に、第4条の資産割は24.50%に、第6条、後期高齢者支援分の所得割は3.50%に、第7条、資産割は8.50%に、第8条、介護納付金の所得割は2.30%に、第9条、資産割は7.50%に修正すべきものと決しました。

また、要望として、隣接している都城市は資産割の率を少なくしています。本町も家を建てやすくすることや新たな人口増を図るためにも、都城市の率を上回らないように気を配りながら、将来は資産税割をなくして所得割で賄い、また単身世帯や2世帯に負担の重い世帯割を廃止して人員割で補うことを基本に、国保税賦課方式の検討を要望しておきます。

慎重に審査した結果、賛成多数で修正可決すべきものと決しました。

議案第47号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

住民基本台帳の改正に伴うもので、本町の住民基本台帳に記載されているものは、外国人も日本人と同様の取り扱いで印鑑登録を受けることができるように条例の改正をするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第48号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

第3条、助成の対象の条文中「義務教育を終了した者」との記載を削除しようとするものです。この条例改正で、18歳に達した日が属する年度の年度末までの児童は、同条第1号の本町の区域に居住し、かつ住民票に記載されている者との規定は適応しなくなり、町外に住所を移動している中高生の扶養者にも医療費助成が受けられることとなります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第52号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,450万9,000円と定めようとするものです。4月に行われた職員の定期異動に伴う補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第53号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ794万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,589万4,000円と定めようとするものです。4月に行われた職員の定期異動に伴う補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第54号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,328万4,000円と定めようとするものです。4月に行われた職員の定期異動に伴う補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第

1号) 」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,232万3,000円と定めようとするものです。地域包括支援センター研修会受講料であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(山中 則夫君) ただいまの報告のとおり、総務厚生常任委員長から、議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対する修正案が提出されております。この修正案は、議案第46号に対する修正案ですので、当該議案の討論・採決時に議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中 則夫君) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対する修正案は、当該議案の採決時に議題とすることに決しました。

次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇〕

○建設文教常任委員長(福永 廣文君) それでは、建設文教委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第50号の1件でございます。

議案第50号「三股町環境基本条例」、事件の概要、この条例は、環境の保全について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民の健康で文化的な生活の確保に供することを目的としています。

国においては平成5年、県においては平成8年、隣の都城市においては平成13年に、環境基本条例が制定されております。

審査の経過、この条文中の取り組みという語意について、漢字で「取組」、要するに送り言葉の「み」はありませんが、解説の中では「取組み」の「み」がついております。これは、条文としてどちらかに統一すべきではないかというような意見がありました。また、環境審議会委員にぜひ警察署職員も任命すべきであるとのご意見がございました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(山中 則夫君) 次に、一般会計予算決算委員長よりお願いします。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） 一般会計予算・決算常任委員会の報告をいたします。

議案番号第51号であります。議案51号「平成24年度一般会計補正予算（第1号）」について、ご報告いたします。

本案は、人事異動に伴う給与費等の人件費及び補助金等の内示決定などに基づき、所要の補正措置を行うものであります。すなわち歳入歳出予算の総額85億8,000万円に、歳入歳出それぞれ3,635万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,635万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、県補助金3,495万円ですが、これは、森林整備加速化・林業再生事業補助金であります。

諸収入130万6,000円は、宝くじ社会貢献広報事業として実施されるコミュニティ助成事業補助金を交付決定により追加補正するものです。

歳出の主なものは、本年4月の人事異動に伴い、費目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものです。

農林水産業費は、森林整備加速化・林業再生事業補助金を追加補正するものです。

教育費は、ルール改正によるバスケットコートライン引きの委託料及び自治公民館音響設備の整備に係るコミュニティ助成事業補助金です。

債務負担行為については、平成23年度に教育パソコン導入事業として追加補正されたものが、当該年度中に契約に至らなかったため、機器保守委託事業も含め、再度、債務負担行為を計上するものです。

審査の結果、要望として1点ありましたので申し上げます。

教育用パソコン導入事業は5年間となっておりますが、今の財政状況を考えるとき、1年でも長くもたせることはできないものか検討してほしいという要望がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会委員長よりお願いします。

三股町まちづくり基本条例審査特別委員長。

〔三股町まちづくり基本条例審査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○三股町まちづくり基本条例審査特別委員長（指宿 秋廣君） それでは、報告の前に、先ほど総務厚生常任委員会の中で議案第53号と54号について、53号であれば、歳入歳出の予算総額

に歳入歳出それぞれ794万2,000円を「追加」と申し上げましたが、「減額」しの間違えでありますので、ご訂正方よろしくお願ひします。議案第54号も同様に、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を「追加」と申し上げましたが、「減額」しの間違えです。おわびを申し上げます。修正をお願いします。

それでは、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第49号の1件であります。

議案第49号「三股町まちづくり基本条例」、議案の概要ですが、「自立と協働でつくる元気なまち三股」を実現するため、法の規定に基づく二元代表制のもと、まちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、町民と町役場の役割や責務等を定めることにより、町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的に、全34条から成る条例を新たに制定しようとするものです。

審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第45号から議案第55号までの11議案）

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

また、総務厚生常任委員長から提出された議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対する修正案の質疑も、ここでお願いいたします。

質疑ありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 総務委員長にお尋ねいたします。46号に関することで1点おっしゃいましたので、ちょっとお尋ねします。修正案に対する質疑です。

目の中で3条、4条、6条、7条ずっと9条まであるわけですけれども、これが明確に、3条であれば7.85を8.25とか、次、6条、8条もそうですが、このパーセントをこのように変えられたというのは、どういう話し合いをその中でされたのか。

そしてまた、削除するという部分もあるわけですけれども、これについてなぜ削除したのかというのを協議なさったのか、どのように協議なさったのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） まず、後半の部分の削除という意味ですが、これは、執

行部が提案した引き上げ案に対する案の削除でございますので、この修正案が通れば平成23年度と同額ということに移行するものであります。

先ほど提案理由で申し上げましたように、このときには率もすべて申し上げておりますので、こういうふうになると、例えば、国保税の、要するに医療費分ですけれども、医療費分のものについては資産割は24.50と申し上げましたが、これは平成23年と同率ということでございます。

これをして、都城市から比べるとまだ高いと。都城市が、医療分については21.60というふうになっておりますので、都城市から比べてもまだ高いということなので、引き下げようということは余りにも横暴ということで、23年度と同率引き上げ案を削除というふうにとらえてもらえればいいと思います。

それと、もう1点、なぜ所得割の額が変更になったかということでございますが、提案理由でも申し上げましたけれども、資産割の額をそのまま23年度と同率にする、もしくは引き上げもすべてそのままにする執行部案のとおりにすると、影響額が約1,900万円ほど出ます。

そういう1,900万円を引き上げをそのまましていいのか。この執行部案に対して、すべて否決という案と、それから資産割の分だけ修正するという案もありましたけれども、そういうことにすると、1,900万円の額は余りにも大き過ぎるということで、その可能な限り、可能な限り、資産割の額を落とした分のはね返りを所得割で、町民の皆さん大変でしょうけれども面倒見ていただけませんかということでございます。

提案理由でも申し上げましたが、資産は所得を持ってません。要するに住んでるだけでございますので、その人について、資産を持っているからこれぐらいという形で上げていくというのはいかがかということで、この案になったものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 9条の中で、9条が要するに平等割額になってるわけですがけれども、ほかのところは資産割の部分で削除ということで検討なさったようですけれども、この介護についてのこの部分は、平等割の応益の平等割が削除であって、資産割はそのまま原案どおりというようなことで、ご検討されたということでしょうか。

そうすると、先ほど資産割の部分で、資産のことに関しては、このままアップっていうことであればおかしいということで検討なさったわけですから、それが介護については、これはもう資産割はそのままいいということで検討なさったんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） すべての案件について、受益者負担である応益割につい

ては、一切手をつけてないということでございます。すべての案件について、資産割と所得割のみに手をつけたと。

だから、この修正案につきましては、触れていないものについては書いてございません。だから、受益者負担、世帯割と人頭割については、執行部案のそのままが生きるということでございますので、あくまでも、この3つの医療分、後期高齢者分、それから介護保険分の資産割と、それから所得割のみ変更するというところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） じゃ、9条の、ごめんなさい、私はその3の部分を見てたんで。9条のところの資産割の部分を削除という意味だったんでしょ。済みません、わかりました。

○議長（山中 則夫君） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） 何とかの何とついているのは、1つの条例でございますので、9条と言ったら9条だけで、9条の2と言ったら9条の2という条例ということでございますので、9条だけを見ていただければありがたいと思います。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第45号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対し、総務厚生常任委員長から提出された修正案、「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対する修正案を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案第46号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対して、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険は、保険法第1条が規定しているように、社会保障及び国民保険の向上を目的とし、国民に医療を保障しているものです。ところが今日、保険税が年々引き上げられ、払おうにも払えない住民生活に追い討ちをかけるものとなっております。

国保税をこんなに高くした最大の原因は、国の予算削減です。医療費の45%を政府が負担していたものを自民党政府が38.5%に引き下げ、その後も、国保の事務費や保険料軽減措置などへの負担を縮小・廃止してきました。この結果、国保の総会計に占める国の負担は、昭和59年度の50%から平成20年度には24%に半減しており、ここに真の原因があります。

国保の加入所帯は、自営業、農業者、非正規労働者、年金受給者と、比較的所得の低い方々が多いのが特徴です。本町でも法定の減額所帯割合が57%と半数を超えております。

今回の健康保険条例で、所得150万円、固定資産税5万円、家族3人の家族で試算した保険税は37万4,300円で所得の約20%、昨年より3万500円増となります。医療費増加や滞納世帯の増加で、保険財政が苦しいことはわかりますが、景気の低迷で収入が減り、また年金額も今年度は1.2%減額となります。所得の20%も保険税が徴収されると、ますます払いたくても払えない世帯がふえるのではないかと心配されます。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですので、起立により採決いたします。本修正案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分については

原案のとおり決しました。

議案第47号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第48号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号「三股町まちづくり基本条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この条例案は可決ということでありましたが、我々は西村課長の説明を聞いただけで、まだ内容について何の討論もしてないわけですね、議会は。検討も加えてない。それで可決してしまったわけだけど、私はここで、この条例案は継続審議にするということを動議として出したいと思います。動議を出します。賛成議員がある方がいらっしゃったら「はい」ちゅうていただけますか。（「はい」「賛成」と呼ぶ者あり）

だから、これはもう採決は取りやめて、やっぱり継続審議にするという動議を出しておきたいと思います。今、成立したわけですね、動議が。諮ってください。

○議長（山中 則夫君） ただいま桑畑君から、議案第49号「三股町まちづくり基本条例」を三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の継続審議とする動議が提出されました。1人以上の賛

成者がありますので、動議が成立しました。

また、この動議は先決動議でありますので、これより議案第49号「三股町まちづくり基本条例」を三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の継続審査とすることについてを議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） まず、非常に大事な条例で、我々はこれを慎重に、やっぱり検討しなくちゃいかんと思うわけですね。

西村課長から、各条にわたって全部説明を受けたわけですが、ただ説明が終わっただけですよね。まだ特別委員会として、その条文について検討も加えてない、議論もしてない。それで、その段階で可決というのはちょっと我々のやっぱり識見が問われると思います。どうしてもやっぱり継続審議にしてもらって、いろいろと議論、検討したほうがいいと思います。それが理由です。

以上。

○議長（山中 則夫君） ただいま動議提出者より説明がありましたが、提出議員にお聞きいたします。確認をとります。ただいま、継続審査ということで動議が出されましたが、閉会中の継続審査ということでよろしいんですか。

○議員（12番 桑畑 浩三君） よろしいです。

○議長（山中 則夫君） わかりました。

それでは確認します。ただいま動議提出者は、継続審議の閉会中の審議をお願いしたいということですので、そのように確認をしておきます。

それでは、質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「いや、継続審査にするかどうかやろ。」と呼ぶ者あり）討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。採決は、起立により採決いたします。議案第49号「三股町まちづくり基本条例」を三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第49号「三股町まちづくり基本条例」を三股町まちづくり基本条例審査特別委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま可決されましたが、三股町まちづくり基本条例審査特別委員会は、閉会中の継続審査をよろしくお願いいたします。

ここで、しばらく本会議を休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時50分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第50号「三股町環境基本条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号「三股町環境基本条例」は、建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第55号は、総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書案第2号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第4、意見書案第2号を上程いたします。

意見書案第2号「30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）」について提出者の説明を求めます。指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま上程しました「30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1に復元を求める意見書（案）」について、ご説明を申し上げます。

30人以下学級について、昨年義務教育法が改正され、小学校1学年の基礎定数化が定められたものの、今年度小学校2学年については、加配措置にとどまっています。社会状況の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細やかな対応が必要になっています。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位になっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担の割合は、2分の1から3分の1に引き下げられています。将来を担い、社会の基礎づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望しようとするものです。地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。皆様方のご参加をよろしく願いをいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第2号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議員派遣について

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております資料のとおり、議会運営委員会正副委員長研修ほか、それぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長（山中 則夫君） 以上で、すべての案件を議了しましたが、3月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時00分休憩

〔全員協議会〕

午前11時05分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 動議を提案いたします。

議会活性化検討特別委員会設置の動議を提案いたします。

○議長（山中 則夫君） ただいま、重久君から動議が提出されましたが、賛成の方は。（「賛成」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま重久議員のほうから、（「もう1回、説明してください」と呼ぶ者あり）それは今からですよ。議会報告会活性化委員会ということでしょう、今の動議は。（「議会活性化検討特別委員会です」と呼ぶ者あり）

本動議は所定の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りします。本動議の取り扱いについては直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本動議については直ちに追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

しばらく本会議を休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時19分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それではお諮りします。今動議の取り扱いについては直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんね。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、本動議については直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程第1、議会活性化検討特別委員会の設置を求める動議とご記入ください。

追加日程第1. 議会活性化検討特別委員会の設置を求める動議

○議長（山中 則夫君） それでは、追加日程第1、議会活性化検討特別委員会の設置を求める動議を議題とします。

ここで提出者の説明を求めます。重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） 今回、議会活性化検討特別委員会を求める理由といたしまして、国からの地方分権推進方針の中、ますます議会活性化を求められております。議事提案権を担う地方議会の機能、制度について、抜本的な改革が必要となる時代であります。議員による条例提

案の活発化など積極的な議会運営が求められることを受けて、ここに提案するものであります。

以上。

○議長（山中 則夫君） ほかには、先ほど言いました委員の人数とかそういうのは。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 人数については、この委員会は4名で編成し、期間においては、平成25年3月末までといたしたいと思います。

以上。

○議長（山中 則夫君） それでは引き続き、本動議を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。本動議のとおり、4名の委員で構成する議会活性化検討特別委員会を設置し、これに議会報告、これに関する調査を付託することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立少数であります。したがって、4名の委員で構成する議会活性化検討特別委員会の設置に関する動議は否決されました。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で、平成24年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 内村 立吉

署名議員 桑畑 浩三